



K672.34
K154

桐生商工業案内

緒言

本邦の染織工業が科學こあらざりしは、餘りに秘密を守りしに因るあり、其記録の存せざりしに因るあり記録あき地方は歴史あき地方にして、縱令歴史を有すこするも、表に現はれざれば、おほ絶無ありこ同様あり、機業地にして過去現在状態の畧記だに見出す能はざれば、如何う盛衰興廢の故きを濫ね、改善發達の新しきを知るを得んや。

本會今(桐生商工業案内)を編纂し、以て桐生商工

緒言

二
界の小歴史及現況を、廣く社會に紹介せんこと
す、然れども桐生の商工史は此の如き小冊子の
能く網羅し盡す所にあらず、且つ材料の蒐
集、起稿の順序、等突嗟の間にありしが爲、誤謬
あきを保し難し、不幸にして真相を穿たざる
個所あらば、大方斯道の同志、乞ふ垂教に吝か
るゝ勿れ、二版に三版に増補訂正して、漸次完
璧に近づかんことを勤むべし。

明治卅五年十二月

桐生懇和會

目次

●地圖及挿畫

桐生町略圖

自本邦主要各地至桐生鐵路略圖

同上 所要汽車時間及賃金便覽表

桐生産織物標本

桐生地方官術學校會社及名勝舊蹟之寫真版

桐生町繁榮○新宿之水車○山田郡役所○桐生町役場○桐生物産同業組合○桐生警察署○群馬縣立桐生
織物學校○桐生織物株式會社○書上商店○三地合資會社○小野里商店○四十銀行本店○第二銀行桐生
支店○足利銀行桐生支店○桐生停車場○桐生織物市場○圓満寺暮春○淨運寺秋色○美和神社○天満宮
○貴船神社○高津戸橋○渡良瀬上流○鑛瀧之碧潭

(三) 桐生の起原位置及地勢等

桐生の起原

位置

目次

一
一
二
丁 丁 丁

山脈	三
水脈	五
渡津橋梁	六
地味	六
桐生史	七
桐生商工業の狀態	八
桐生織物史	一四
貞享元祿年間仕切書(寫真版)	三四
主要なる桐生織物織賃表	四五
和式撚絲用八丁	四七
桐生に於けるヂヤカアド機	四八
同上ドビー	五一
同上バツタン	五二
同上布卷機	五三
同上管卷機	五四
桐生染色史	五四

群馬縣立桐生織物學校	五八
桐生生物産同業組合	六四
組合の組織及地區	六七
組合業務	七〇
桐生織物種類	七七
桐生織物産額	七九
桐生織物市場及賣買	八八
桐生織物製産上に關する各種の營業者	一〇一
大間々蠶絲同業組合	一二七
生絲産額月別表	一二八
交通運輸及通信	一二八
飛脚料概班	一三九
乘車人員及送出貨物噸數一覽表	一四四
郵電物統計	一四八
官衙學校及會社	一五〇

目次

山田郡役所	一五二丁
桐生町役場(桐生町人口戸數等)	一五二丁
桐生郵便電信局	一五六丁
桐生警察署	一五七丁
桐生稅務署	一五八丁
太田區裁判所桐生出張所	一六〇丁
桐生停車場	一六一丁
群馬縣立桐生織物學校	一六一丁
桐生高等小學校	一六二丁
大間々高等小學校	一六四丁
桐生東尋常小學校	一六四丁
桐生西尋常小學校	一六五丁
桐生南尋常小學校	一六六丁
桐生北尋常小學校	一六八丁
株株式會社四十銀行	一六九丁
株式會社第二銀行桐生支店	一七一丁

株式會社足利銀行桐生支店	一七二丁
株式會社大間々銀行	一七三丁
桐生織物株式會社	一七四丁
成愛合資會社	一七七丁
三地合資會社	一七八丁
合資會社小野里商店	一七九丁
合名會社三井吳服店桐生出張所	一八〇丁
西場合資會社	一八〇丁
桐生織物市場株式會社	一八一丁
同	一八二丁
大間々蠶絲市場株式會社	一八三丁
桐生電燈株式會社	一八四丁
群馬用達合資會社桐生支店	一八六丁
桐生劇場合資會社	一八六丁
合資會社新松座	一八七丁
合資會社新松座	一八九丁

(九) 神佛閣

目次

天滿宮	一八九丁
美和社	一九一丁
稻荷社	一九一丁
八坂社	一九二丁
母衣輪社	一九二丁
白髭社	一九三丁
諏訪社	一九三丁
四阿社	一九三丁
雷電社	一九三丁
白瀧社	一九三丁
八幡宮	一九三丁
佛手山紫雲院青蓮寺	一九四丁
椽林山久昌寺	一九四丁
福應山圓滿寺	一九四丁
天善山大藏院	一九五丁
妙蓮山法經寺	一九五丁

(十)

名勝舊蹟

寶珠院	一九五丁
慈眼山聖眼寺	一九六丁
觀音院	一九六丁
養泉寺	一九六丁
光性寺	一九七丁
大慈山光明寺	一九七丁
田中山淨運寺	一九九丁
松枝山慈光院榮昌寺	一九九丁
中央山長福寺	二〇〇丁
梅田山西方寺	二〇一丁
桐生山鳳仙寺	二〇二丁
眼龜山最祥寺	二〇二丁
韋提山致清院定善寺	二〇二丁
勝蹟	二〇七丁
梅見(西方寺、天滿宮)	二〇八丁
櫻狩(光明寺、圓福寺、妙音寺)	二〇九丁

目

次

桐生工商案内

附

桐生八勝の和歌 數十首	桐生八景見立發句	飲食店	旅館	鑛泉	古邸址	古岩址	古戰場	古墳(三ツ塚)	雪(美和神社)	紅葉(高津月、根本)	月見(圓山、四阿山)	棚機祭	河鹿(桐生川)
.....
二一七丁	二二二丁	二一六丁	二一六丁	二一五丁	二一五丁	二一五丁	二一四丁	二一四丁	二一四丁	二一三丁	二一二丁	二一一丁	二一〇丁

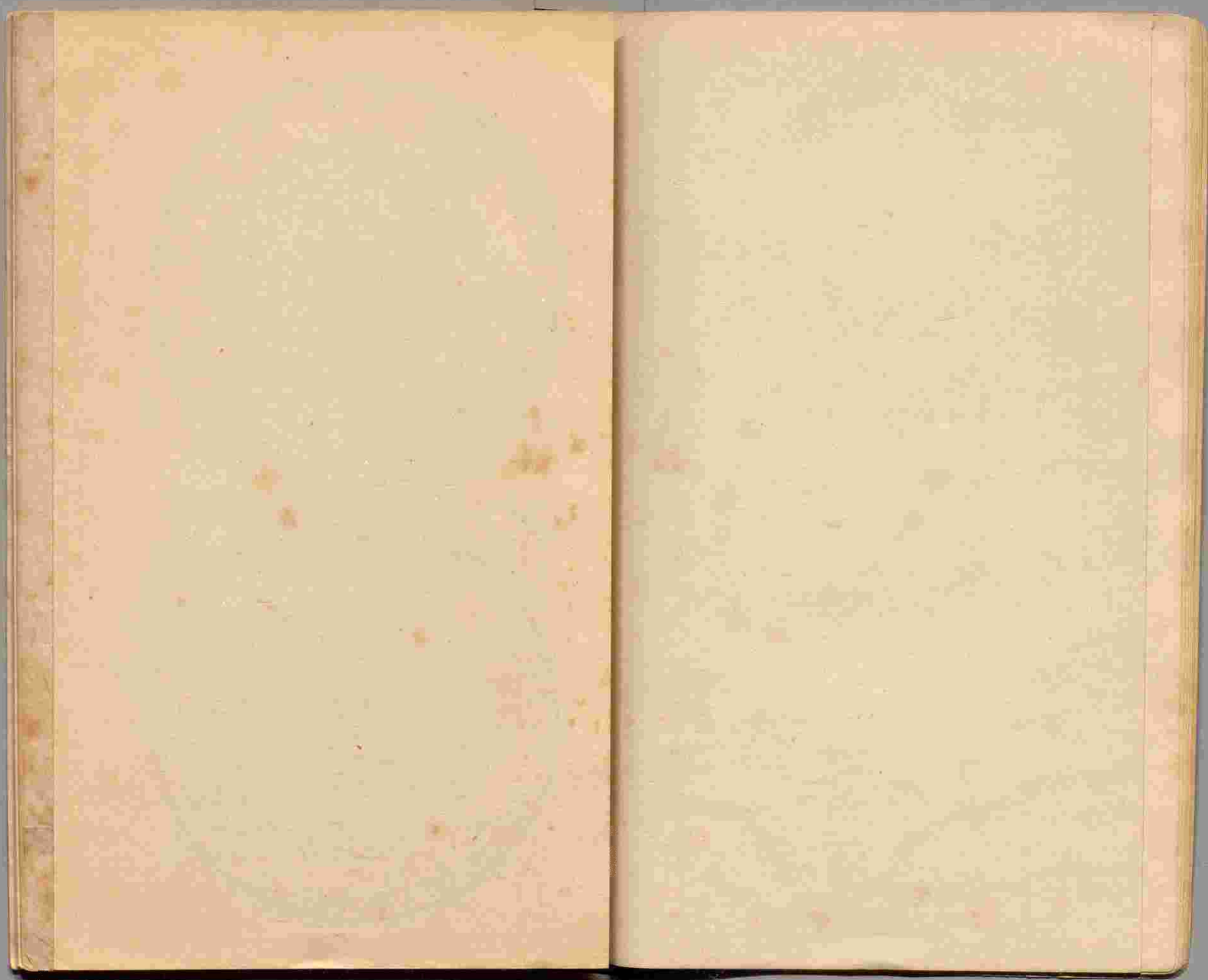
- 官 ア 山田郡役所
- 官 イ 桐生町役場
- 官 ウ 桐生警察署
- 官 エ 桐生郵便電信局
- 官 オ 桐生税務署
- 官 カ 太田區裁判所桐生出張所
- 文 ク 桐生停車場
- 文 ケ 群馬縣立桐生織物学校
- 文 コ 桐生高尋小學校
- 文 サ 桐生東尋常小學校
- 文 シ 桐生西尋常小學校
- 文 ス 桐生南尋常小學校
- 文 セ 桐生北尋常小學校



- キ 織物市場
- ク 桐生物産同業組合
- キ 桐生織物株式会社

- シ 株式会社四十銀行
- サ 株式会社第二銀行桐生支店
- ア 株式会社足利銀行桐生支店
- カ 書上商店

- 天 天満宮
- 美 美祀神社
- 八 八坂神社
- 稻 稻荷神社
- 八 八幡宮
- 琴 琴平神社





主要各地ヨリ桐生ニ至ル汽車時間并賃金(但シ貳等)

赤書セル兼替驛名ニシテ数字ニ二等賃金ナリ

主要各地ヨリ桐生ノ鐵路畧圖



赤書セル主要地ニシテ
赤線ノ鐵路ノ畧圖ナリ

一分五千

桐生産織物標本

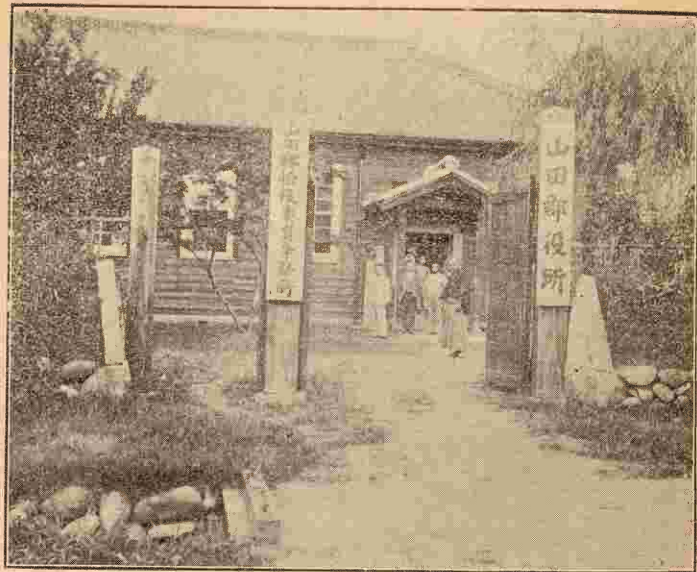




榮 繁 町 生 二 桐



車 水 之 宿 新



山 田 郡 役 所



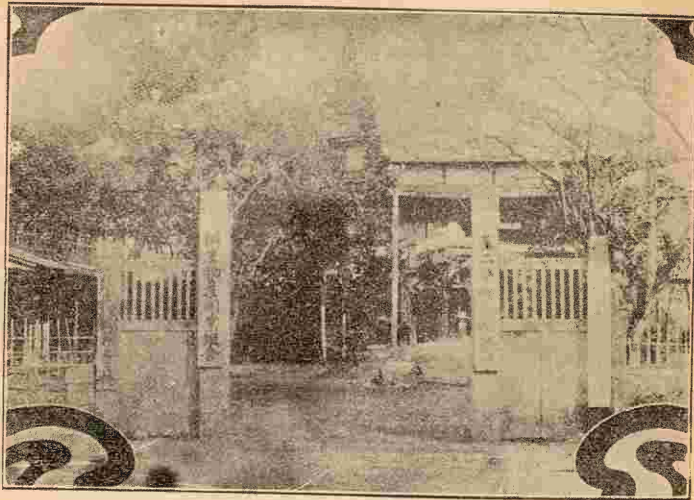
桐 生 町 役 場

桐生町繁榮

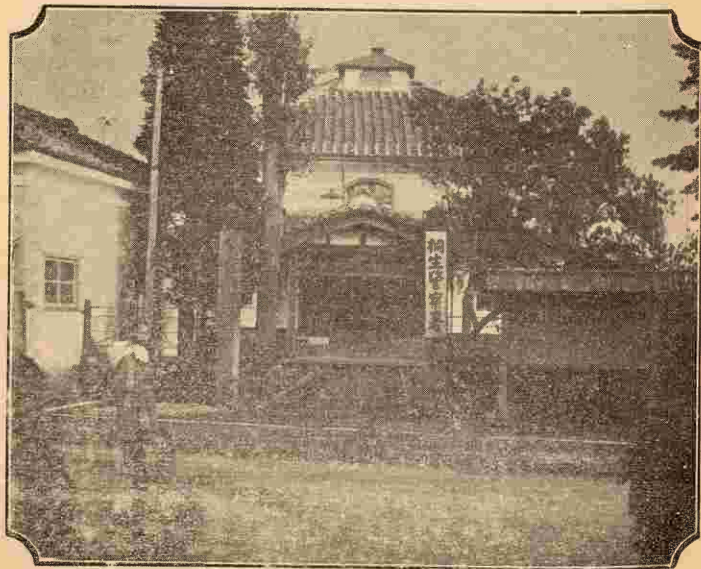
桐生町中央ノ街衢、商工業
 務ニ東奔西走ス、夜ニ入レ
 ハ、電燈月光ト競ヒ、宛然不
 夜城ノ觀アリ、快哉！

新宿之水車

澁ノ川瀨ヲ此所ニ、渡良瀨
 ノ分水ヲ利用スル毎戶ノ
 水車、濼系又ハ糸線等ノ原
 動力タリ、裨益スル所ヤ大



桐生物産同業組合



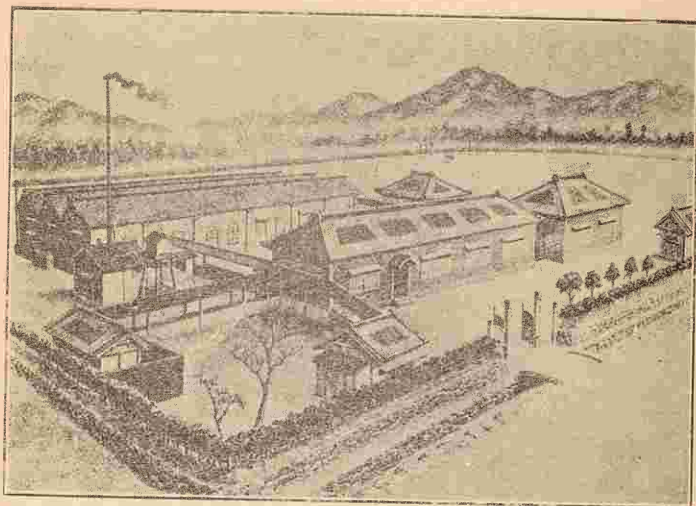
桐生警察署

山田郡役所

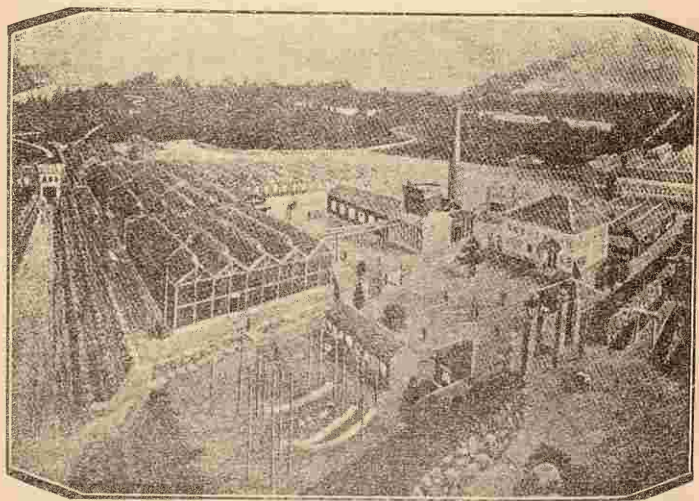
桐生停車場ヲ去ル數町ニ表
通リ新開世俗幸町ヲ西
へ入レハ直ニ其門前ニ達
スルモノヲ得規模頗ル高尚

桐生町役場

山田郡役所附近ニ在リ卅
五年一月ノ新築ニ係ル停
車場道ヨリ新道へ行ケハ
數歩其壯觀ニ接スヘシ



校學物織生桐立縣馬群



社會式株物織生桐

桐生物產同業組合

桐生新町ノ中央東裏ニ桐
生機業ノ中樞トシテ、既ニ
輸出織物ノ検査ヲ實行シ
改善發達策至テサルナシ

桐生警察署

約三萬ノ人口過半ハ寄留
人、朝夕出入頻繁ナラスト
モ、然モ夜ハ閉サ、ル的
平穩無事、警戒ノ効不空



書 上 商 店



三 地 合 資 會 社

群馬縣立桐生織物學校

説クヲ係メヨ、學實業備カ
廿世紀機業家ノ本領タル
ヲ夫、同校ハ其目的ニ向テ
孩々波々校紀嚴然タリ

桐生織物株式會社

雲霄ニ聳ユル烟突、百雷ノ
轟クテアデービシ、織姫織子
ハ帶地下シテ半纏地トシ
テ、好評既ニ世上ニ喧シ



小野里商店



四十二銀行本店

書上商店

桐生町二丁目ニ老舗ノ實
 次トシテ、内地向織物及輸
 出向織物取引ニ勉強ノ聞
 高ク、京阪顧客ノ出入多シ

三地合資會社

佐羽商店業務ノ名産、三地
 ナル名稱ハ、足利伊勢崎桐
 生ヲ意味スルナリ、着實機
 敏織物紹介ノ任ヲ果メス



店支生桐行銀二第



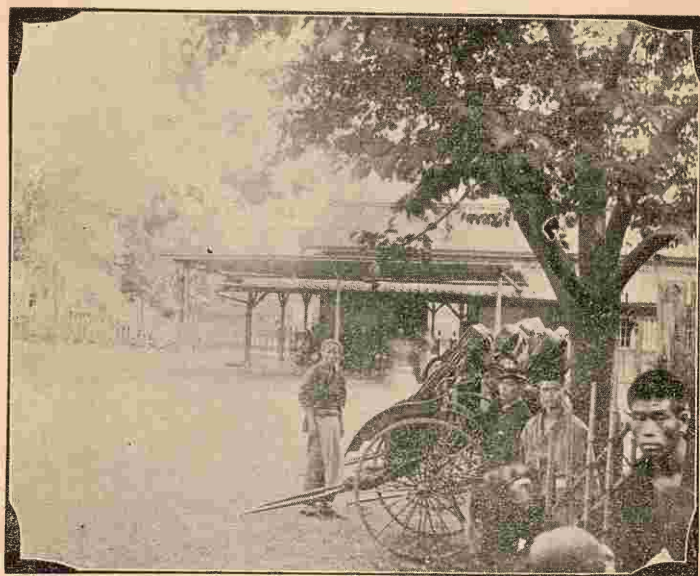
店支生桐行銀利足

小野里商店

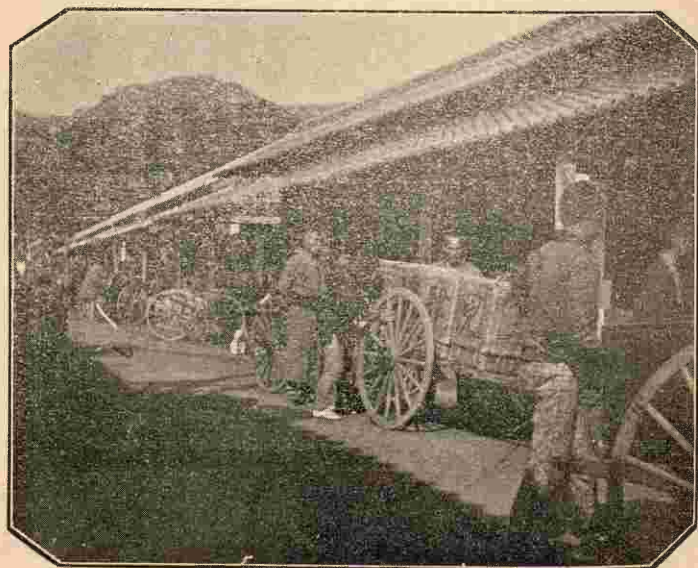
桐生町五丁目停車場道入
口ノ近傍ニ在リ、地方有數
ノ買次ニシテ、織物ノ真價
ヲ放タシムル媒介ヲナス

四十銀行本店

商工業者ノ中間ニ立テ金
融ノ調和ヲ計ルモ、銀行
ノ他ニ之ヲ求ムルコト得
ン、同行ハ其本分ヲ全フス



桐生停車場



桐生織物市場

第二銀行桐生支店

同銀行ハ四十銀行ト共ニ
桐生町三丁目即チ桐生新
町ノ中心ニ位置ヲ占メ能
ク桐生經濟界ノ權衡ヲ保
ツ

足利銀行桐生支店

桐生町五丁目ニ在リ、其本
店ヲ足利トス、正ニ桐生銀
行界三傑ノ一、行風恰モ肅
何ノ如シ、以テ知ルヘシ



春 暮 寺 菊 園



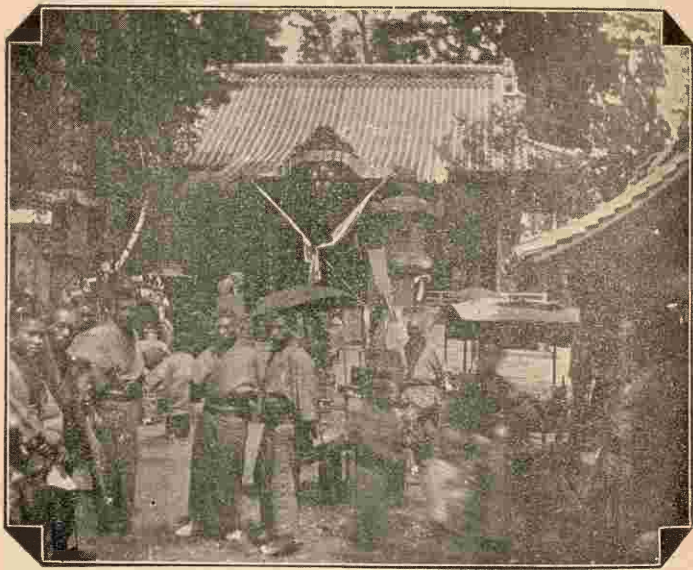
色 秋 寺 運 淨

桐生停車場

小山高崎間ノ殆下中央ニ
位シ、貨物ノ出入、旅客ノ乘
下、日ニ其數ヲ増ズ、桐生町
表通ヲ去ル「二」丁許

桐生織物市場

西地向織物ノ取引ハ、月六
回三ノ日八ノ日ニ於テ此
所ニ行ハル、買次商店出張
所ハ兩側ニ軒ヲ並ベタリ



社 神 和 美



宮 齋 天

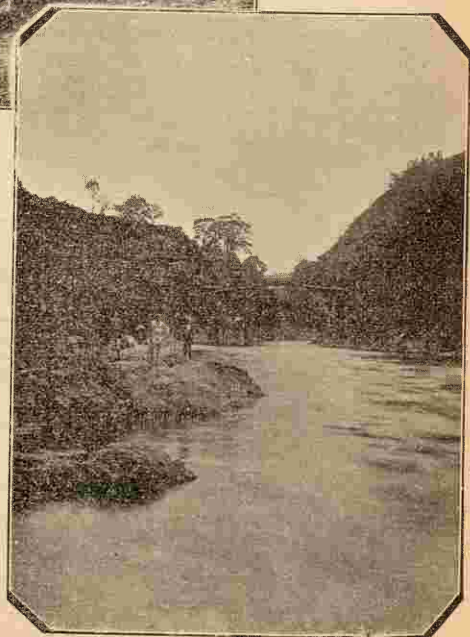
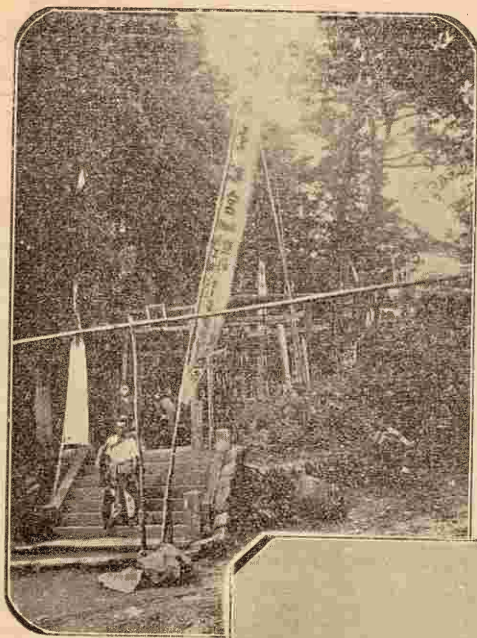
圓滿寺暮春

蕾ノ花、盛ノ花散リ行ク花
 之レ蓋シ花ノ三大觀雲迷
 七吹雪飛フ圓滿寺邊ノ春
 色、替へ難キハ花染衣

淨運寺秋色

秋ノ彼岸ニハ、善男善女カ
 特ニ境内ノ淨土ヲ踏ムモ
 ノ多シ之レ一ハ後世安樂
 ナ願ヒ一ハ幽邃閑雅ヲ賞
 ス

社 神 船 貴



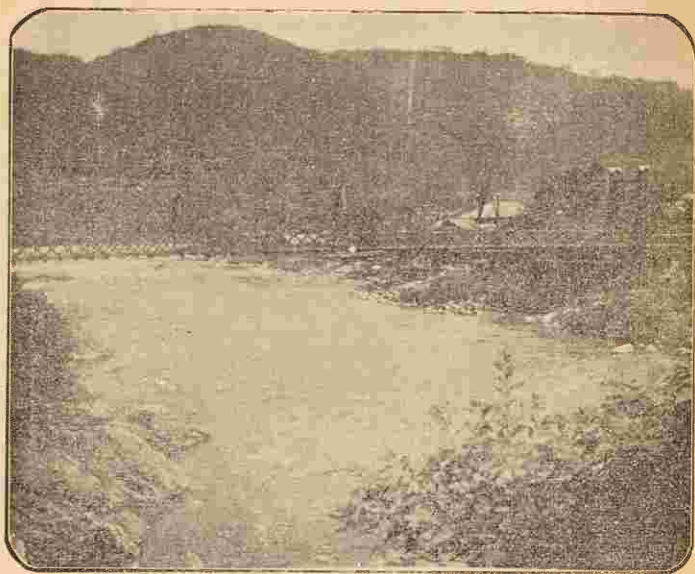
高 津 戸 橋

美 和 神 社

延喜式内上野十二社ノ一
トシテ、鷲峰ニ接スル小丘
桐生ノ岡ニ鎮座セラル、堂
宇尙威嚴ヲ帯ヒテ不可冒

天 滿 宮

相生新町表通チ北行シ、其
盡クド所壯嚴ナル石鳥居
ヲ入レハ境内、東風吹けば
匂ふ宮居の梅のかほく



波 良 瀨 上 流



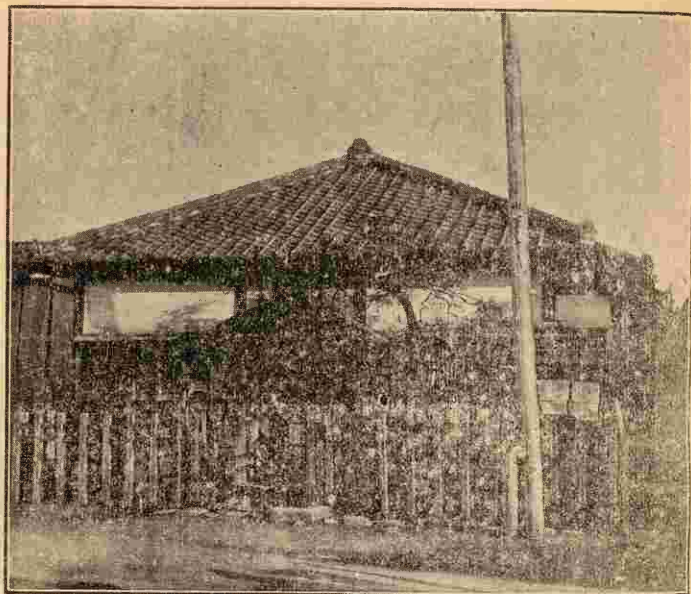
鱒 流 之 碧 潭

貴 船 神 社

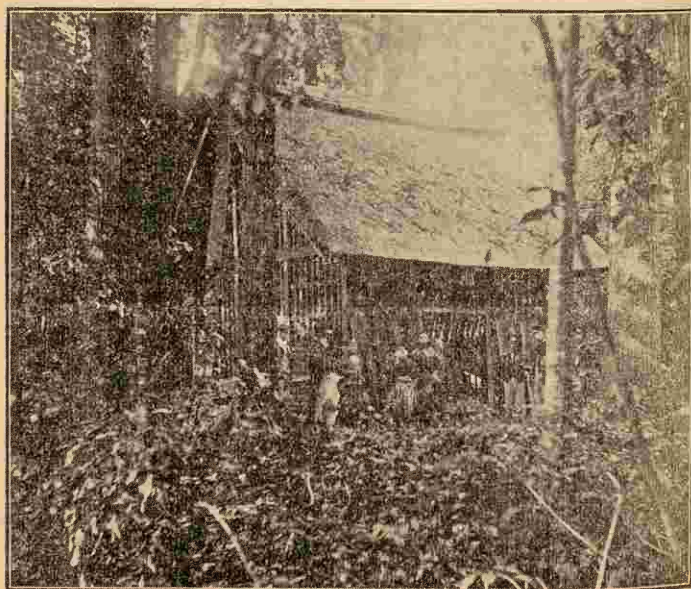
桐生新町ヲ去ル約三里渡
 其瀨ノ上流松籟清キ邊ニ
 安置セララル、毎月十九日ト
 言ヘハ饗ヌル客一層夥多
 ナリ

高 津 戸 橋

要皆山麓渡其瀨川ニ架ス
 甲斐ノ遠橋ノ如ク其名未
 タ文人騷客ノ間ニ喧傳セ
 スト雖此勝區タルヲ失ハ
 ス



郵 便 電 信 局



生 品 森 幽 邃

渡 良 瀬 上 流

左 岸 ニ 沿 フ テ 登 レ ハ 花 輪
足 尾 ニ 至 ル ヘ ク 新 榮 橋 ノ
右 岸 ナ 池 レ ハ 貴 船 神 社 ニ
詣 ス ル コ ト ヲ 得 ル ノ 山 路
アリ

巖 瀧 之 碧 潭

両 岸 ノ 絕 壁 渡 川 ナ 狹 マ テ
巾 數 間 ト ナ ス 之 ナ 此 巖 瀧
ト シ 深 淵 藍 ヨ リ 靑 ク 長
ク 屈 折 ス 道 丁 堂 其 附 近 ニ
在 リ

郵便電信局

桐生町四丁目即チ中央部
ニ在リ、停車場ヲ距ルコト約
五丁許、以前ハ電信ノミナ
ラシガ、今ハ郵便ヲモ兼ス

生品森幽邃

桐生町ヲ距ル約二里弱、森
林中生品神社ヲ安置ス、元
弘ノ昔新田義貞義兵ノ旗
上セシ舊蹟ナリト傳フ

桐生工商案内

(一) 桐生の起原位置及地勢等

桐生の起原

往昔に在て桐生新町は荒戸村又荒處と稱す、續日本後紀に(承和二年六月以空閑地上野國山田郡八十町云々)とあり、蓋上古は桐生近傍總て荒蕪なる原野にして、荒戸の名稱又茲に基因す、以降漸次田甫闢け、天正十八年(一説に三年)中央に街衢を通じ荒戸新町と稱し、西部を村松、堤、本宿とし、東部を今泉となす、后荒戸新町を桐生新町と改稱す、

桐生なる名稱の起原を愚考するに、其地多く桐を培養せしが爲か
らん、此の如く植附けたる植物の名稱の地名の一部となる例、少か

桐生の起原位置及地勢等

らず、近江に桐生の岡あり、又現に桐生の附近湯澤の邊に栗生田浦と稱する所あり、前者は桐生の如く桐が繁茂せしに基づき、後者は栗に縁故ある名稱ならん、暫く記して參考となす、

明治の聖世市町村制の實施に當り、桐生新町、新宿、東安樂土、西安樂土、下久方等を合併して桐生新町と稱し、荒戸の名稱は兩安樂土に名殘を留むるのみ、

位置

桐生町は上野の東南部に位し、山田郡に屬す、東は桐生川を隔て、下野と相對し、渡良瀬川の支流殆ど其中央部を横斷し、本流南を限る、觀音城山、四阿、雷電、琴平の群山其東北西に起伏し、南方には一帯の廣澤山あり、舊兩毛鐵道線路の通ずる沿道僅に山脈を欠くのみにて、宛然摺鉢の底面の如く、左右の機業地足利及伊勢崎への距離は僅々數里以内なれば、

三地自ら鼎足形をなせり、

行政區劃の桐生は右の如しと雖ども、桐生の機業界は其區域甚廣く、足利及伊勢崎機業界の中央に位せる地なりとす、

山脈

四阿山は西北に在りて、山脈南北に亘り、北は遠く下野の諸山に連り、南は山脈三に分れ、一は東南に赴き雷電山、琴平山となり、一は西南に向ひて小倉峠となり、以て渡良瀬川に瞰み、一は正東に走りて丘陵とある、此山嶽は西北山脈中の高峯にして、平地を拔出すると、一百一十丈、山麓は槽欄及雜木を出し、薪炭に供す、半腹以上は巉岩山骨を露す、山頂に四阿神社あり、中麓に鳶岩あり、共に全山の奇觀にして、頂に達すれば、桐生地地方の風光を双眸の中を集むるを得べく、地勢上之を説くの要あるのみならず、又一勝區として賞するの價值ありとす、

雷電山 四阿山の前面に位す、形状宛然饅頭の如く、高さ三十七丈、頂上は老松古杉鬱蒼として雲端を凌げり、登路二條險峻なるものを男坂と云ひ、傾斜急ならざるものを女坂と稱す、安置せる所の雷電神社、賽する客多し、

琴平山 雷電山の連峯にして其南に在り、高さ僅に十丈強なりと雖も、野州遠望佳絶、登路一條、琴平神社あり、

觀音山 四阿山の支脈にして四阿、雷電兩山の間在り、高三十三丈、満山奇岩怪石、天斧の壯觀言ふべからず、登路一條、山中に小石川あり、山麓に光明寺あり、

小倉峠 (一名桐生峠) 四阿山脈の盡くる所にして背面は小倉に屬す、高さ三十丈、絶壁數仞、渡良瀬川に枕む、明治十六年工を起し、山足を削り、山西諸村の要路を開けり、之を大間々に達する新道とし、此所を切通と通

稱す、渡川と相待て山水の景色明媚、

圓山 (一名聖眼寺山) 小倉峠の東南に孤立す、高廿五丈、周圍六百十二間、山頂の眺望佳なり、

物見山 上久方より安樂土に至る山脈中に在り、高さ三十七丈、山上遠望最佳し、名實相伴ふ、登路一條あり、溪水なし、

水脈

桐生川 下野國安蘇山中より發し、諸溪流を合せ、下久方村の東端を奔流して安樂土村に入る、

用水堀 上久方村字大堰より引て、下久方村の中央を疏通して田圃に灌漑す、

渡良瀬川分派 桐生新町と新宿との間を横斷す、此支流は明治三年七月本川洪水の際堤防を毀ち、此新流を生せしあり、之れ新川の名稱ある

所以其下流は桐生川に入る、桐生、渡良瀬兩川の本流及支流は染色用に供せられ又は原動力として利用せらる、

渡津

赤岩渡 桐生町字本宿渡良瀬川、舊兩毛鐵道鐵橋の邊に在り、深さ約八

尺幅八十間許、

橋梁

常木橋 桐生町字常木渡良瀬川支流新川に架す、長九間、巾六尺許、

盛運橋 桐生新町と新宿との間に在り、亦新川に架す、巾三間長廿間

餘、

地味

下久方 色淡白色、質砂土交、稻菽麥及桑に適す、

安樂土 色東南部は黃白(砂土)、西北部は赫黑(粘土質)、中央より東南は稻

梁及桑に適し、西北の山地は菽麥に適するのみ、

(二) 桐生史

文治二年七月より桐生小太郎綱元桐生を領す、綱元は藤原秀郷の後胤足利太郎俊綱の次男なり、初め彌四郎綱元と云ふ、治承四年駿州富士川の戦功に因り、頼朝桐生を領せしむ、故に後桐生小太郎と改稱す、

富士川の役、安徳の御宇治承四年十月右近衛權少維盛、追討使となり、弟薩摩守忠度之が副とし、東海東山の兵を發して、頼朝を討たんとし、東下す、頼朝之を駿州富士川に逆ふ、平軍一夜水禽の飛散せしに驚き、敵軍至るとなす、此時綱元源軍に在り先づ富士川を渡りて平軍を追

撃す、

爾后天正元年三月十二日迄三百八十九年十七世又二郎親綱に至り由良成繁の爲に亡ぼされ、同年より由良氏之を領す、天正十八年由良國繁常陸に移り、同年より徳川氏之に代り、寛文元年より天和元年迄館林右馬頭之に代る、全二年より慶應四年迄、徳川旗下の士松平新九郎、夏目帶刀、内藤織部に分知せらる、

明治元年八月より全五年四月迄、岩鼻縣之を統轄す、明治五年四月より全九年四月迄、栃木縣之を管理し、明治九年四月より群馬縣の管下となり、全十一年十一月山田郡役所に属す、
全十七年九月桐生新町三丁目百〇五番地に、聯合戸長役場を置き、桐生新町、安樂土、及下久方の三ヶ町村を統轄し、后更に新宿を加ふ、

(三) 桐生商工業の狀態

桐生の地たる其地勢上より觀察するも京都と酷似せり、今其一斑を比較せんに、觀音城山、四阿の群山は比叡、愛宕、鞍馬の連峰の如く、東北西を圍繞し、兩地共に只南方に平野を見るのみ、山岳既に然り、河流に在りても、清冽掬すべき桐生、渡良瀬は、加茂大堰の二川に比すべし、又京都に於て市場を呼ぶに(上ル)下ルなる名稱を挿入する習慣が、桐生にて(上^{かみ})下^{しも}の方言を用ゐると、相類似するを認むるに至ては、奇中の奇と言はざるを得ざるなり、

桐生と京都とが類似の点は、單に地勢上に留まらず、兩地共に機業地として、其の名聲宇内に噴々たるの事實を觀察する時は、殊に顯著なりとす、彼は内地向美術織物に他の模倣し能はざる獨特の妙を有し、此は輸出織物の先鞭者として常に斯業界に後れをとらざるは、竊に誇る所なり、

兩者の類似を考究すれば自然其間の相異を比論せざるべからず、而して其主要なる相異を述べれば、京都は桓武帝の延暦以降、七十一世千七十六年間の京都たりし餘澤に浴し、莊嚴なる神社、華麗なる佛閣、美術の好資料たるもの多く、人巧の美に加ふるに天斧の美を以てし、又山紫水明の境に富む、之と正反對に桐生は山間の小天地にして、投杼の音の反響を聞くのみ、但し天然の美に在りては、根本の峻嶺、渡川の碧潭、稍見るべきものなきにあらざれども、神社佛閣の如き建築物は、京都に比すれば絶無と稱するも亦誣言にあらず、蓋し京都の風俗が審美の思想に富むも、織物に美術的意匠が表はるゝも、天然若くは人巧ある美其物の勢力ならん、

工業必しも機業に非ずと雖ども、機業は工業の一たり、商業必しも織物に關する取引に非ずと雖ども、織物に關する取引は商業の一たり、且つ

夫れ機業は桐生を振興せしめし一大要素にして、機業の外又桐生なきを以て、桐生の商工業と言へば、機業及直接或は間接に之に關する商業を意味するものとす、

或人桐生織物を評して曰く

仙台に仙台平あり、米澤に米澤糸織あり、伊勢崎に伊勢崎太織あり、久留米に久留米緋あり、機業地たるものは、夫々特産を有するものなるに、桐生に特産の織物なきは、大に欠点なるが如し、故に桐生織物の改善進歩を圖らんと欲せば、宜しく先づ特有織物を製造すべし、

右の評言は蓋し桐生機業界の一小局面を窺ひしが爲の誤見、一を知つて二を知らざるものなり、既に述べし如く機業は桐生を振興せしめしものにして、機業の外又桐生なく、桐生は機業即ち織物の製造に因て立つ、而して其製造する織物の種類に至ては、過往に在ても殆んど千變萬

化限りなく、或時は世の嗜好に投し、又或時は世の流行を左右せんとす、一言以て之を蔽へば臨機應變の策を取り、比較的織易き織物は之を後進機業地に譲り、可及的進取主義を取る故に又一種特産織物てふ小區域に踞蹠すると能はず、自然織物の種類を増加するに至る、之れ不完全ながらも織物の種類を増加し得る考案力を有するに因るなり、故に桐生の特産が、織物なるとは勿論なれども、強ひて桐生の特産織物を求むれば、絹の如きは他機業地に向ひ遜色なしと雖ども、特産なき桐生の織物が特産織物にして、其間に多小の優劣こそあれ、概論すれば各種織物が同様の歩調を取り、全様の進度を有す、工業の組織上より言へば個人工業殆んど其全体を占め分業法行はるゝとなく、手巧的より機械的に今や漸進せん準備時代即ち橋梁時代にして、偉人傑士の奮勉盡力するものあらば大に其面目を改むるに至らん有様なり、廿世紀の桐生工業

界多事多望なりと謂つべし、
 若し夫れ一定の特産織物なく、極端に言へば朝變暮化するは、無定見なりと詰問する人あらば、誰やらの和歌を借りて之に答へん
 朝顔は、あさあゝに、ささかえて
 さかり久しき、花にうわりける
 抑商と工とは兩々相對し其間密接なる連鎖を有するものにして、工業が發達すれば自然商業も之と共に進歩するものなり、状態此の如くなれば、圓滿なる發達なれども、若し不幸にして兩者權衡を保つと能はず、假に工業のみが發達せしとせば、所謂不具なる進歩にして、其状態を持續する能はざるなり、社會分業が完全に行はれ、商業地は商業地、工業地は工業地と、其間に區劃の立てらるゝ時代は知らず、工業地必すしも工業のみにて成立すると難く、其工業をして充分活動せしむるに足るべ

き保護機關たる商業なかるべからず、商業が其機能を全ふする時は、工業上製作品の聲價を高むる事を得べし、概括すれば桐生商業界の狀態又之に外ならず、

(四) 桐生織物史

桐生織物の起源は得て考ふると能はざる程往古に屬す、一説に據るに人皇四十七代淳仁天皇の御宇、天平寶字年中上野國桐生の人山田某朝廷に事へ、官女白瀧を戀慕せしに、事 叡聞に達し白瀧姫を山田が妻に玉はりければ、山田は俱して桐生に歸り、爾后白瀧は機織の道を里人へ教へたり、之を此桐生織物の起原となす、右一説は桐生地方に於て人口に膾炙する所にして、春日秋夜古老の好話柄たり、今之に關する記録を得たれば暫らく記して參考に供す、

往古天平寶字年中人皇四十七代淡路廢帝御宇、上野國桐生の人にて山田某なる者、朝廷につかへ奉りしに、白瀧といへる官女をこひしたひ、思のあまりに歌よみて贈りたりけり其歌

水無月のいなはの露も、こかるゝに

雲井をおちぬ、しらたきのいと

白瀧姫返し

雲井より、つひにはおつるしらたきを

さのみなこひそやまたをの子よ

此事 叡聞に達し山田が心の切なる、又白瀧姫の情有心はえをわはれと覺し給ひけるにや、白瀧姫を山田が妻に下したまひける、山田はうれしさ限りあく、其まゝ俱して桐生に歸り、偕老のかたらひをなしたりけるは、天平寶字辛丑歲なりけるとなむ、(文化元年甲子迄凡一千

四十餘年になる。さて此白瀧姫、かひこし、いとくり、機織事をよくし給ひしまへ、桐生の里人には手わざを教給ひしより始りて、今に至る迄桐生領中近邊の産業とはなりぬ、さればこそ仁田山村に機神と崇め奉るは此白瀧ひめの御事也、
されども、享保元文の頃迄は、尋常の絹をのみ織たりけるが、京都より彌兵衛、吉兵衛、杯云ふもの來りて、飛紗綾を織る事を教へしより、次第に上手にあり縮緬、縮子、綾錦迄を織出せるやうになりたる事、其源は白瀧ひめの最も尊き神恩也、されば、かひこし、いとくり、機織人はもとよりこかひせず、機織らぬ人々とても、皆絲絹の餘澤にて桐生領其外迄も繁昌するなれば、ともに此御神を敬ひ崇むべきことなり、況や絲絹賣買する人々はとりわけ尊敬信心有べきことにこそ、凡桐生の市に商する人西上州、武州、野州、其外おしなへて、此御神の御

恩澤を蒙らぬはあらじ、常に此神影を祭り奉り彌々信心有べき也、右は大かた人の知りたる事なれども、今多くの星霜を経たれば、桐生のかく繁華になりたる其根本を、忘るゝ人も有るまじきにあらねば、猶くわしく知らしめんと、謹でし侍る也、七夕の牽牛星は農業の事を守り給ひ、織女星は絲機の事を守り給ふなれば、農業もいと機も、七月は新に利を得る時節なる故に、いにしへより此二星を祭る事なりとぞ、されば此白瀧姫は桐生萬々歳絲機の祖神なれば、天の織女星になぞらへ奉りて祭り奉る事、めでたき謂なるべし、

紀元文化歳次甲子秋七月吉辰

文武の朝諸國へ令して桑を植えしめ、大に養蠶業を勸む、後、元明の御世和銅四年閏六月織部省桃文師を製絲業に適當なる廿一國(東海道にて伊勢、尾張、三河、駿河、伊豆、東山道にて近江、北陸道にて越前、山陰道にて但

馬、伯耆、因幡、出雲、石見、山陽道にて播磨、備前、備中、備後、安藝、南海道にて紀伊、阿波、讃岐、伊豫の廿一國へ遣し染色術、染料の製造、模様、織方等を教へしむ、此際上毛は其撰に洩れたりき、蓋し未養蠶機織事業の進歩發達せざりしに因るならん、

後三年即ち和銅七年今を去ると千貳百有餘年上毛は相模、常陸及上總諸國と共に純太絹を献す、之れ上毛絹献上の嚆矢とす、故に桐生織物の起原は、此以前か、遅くも其當時なりしに疑なし、爾后年々献納し來りしかは、斯業漸く盛運に向ひしが、朱雀の朝承平、天慶の間平將門反旗を下總に翻し、關東諸國一變して修羅の巷とありしが爲、將門誅伐の後も法紀亂れ、蠶織二業も亦絲の如く麻の如く紛亂し、遂に他物を代用して献上するに至りければ、斯業大に退歩の悲運に遭遇せり、古書に徵するに東上州にて絹織物に妙を得しは仁田山、桐生新町の西方約半里山間の

地にして、小倉、仁田山、小倉は仁田山に近接する所、山中の絹は實に名聲赫々たり、彼足利の如きは染織術に付き熟達せしも織物には未だ名を得ざりし、又西上州にては日野を絹の名産地として賞揚し、仁田山、日野東西相對して進歩する有様なりきと、

後醍醐の御宇、新田義貞兵を上野國新田郡生品の森に起し、桐生産の絹を簞とあし、遂に元弘の大義を全ふせられしと云ふ、其后、後土御門の朝應仁の亂以降は、餘波に因り機織業稍衰へしが、慶長の頃、後陽成の朝再旺盛となりき、即ち其頃の事なりけり、徳川家康桶峽合戦の際、七騎にて三州大樹寺に入り、將に自刃せんとする時、大久保彦左衛門曰く、此所にて犬死せんより、敵陣へ斬入戦死するの勝れるに若かずと、家康之に賛同せしが、簞一流だになし、如何はせんとしけるに、具足櫃の中に丈七八尺許なる桐生産の絹ありけり、是幸なりとて大樹寺の和尚此絹へ、厭離

穢土欣求淨土の八字を書す、之を旗として戰場に向ひ、連戰連勝を得しかば上州絹吉例となり、元和年中より桐生領壹萬三千石五十四ヶ村にて、絹二千四百拾疋を献上せり、三代將軍家光の時代迄指物、竿、旗竿、竹刀、竹の三品は桐生新町附近なる上久方村の竹藪の竹を伐りて献上せり、所謂御旗絹献上の數量を二千四百十疋と定められしは、其頃五十四ヶ村にて機敷二千四百十疋を以て、一機に付一疋宛の割合なりしに由るなり、寛永、正保の頃に至り代、永を以て上納する制とあり、中絹一疋に付代、永百參拾五文、下絹一疋に付永百拾五文宛、合計二千四百拾疋永四百拾七貫文宛年々上納せり、當時村落にも機多少ありし即ち桐原の如きは皆無なりしが、名久木村は小村なれども機敷割合に多かりき、上野國元桐生領組合五十四ヶ村、御旗絹代、永取調帳寫を得たれば、同書に因り先づ組合五十四ヶ村の名稱を掲出し、次に同書を拔萃する

と左の如し

次記五十四ヶ村の位置は、渡良瀬川の兩岸より、野州の國境を流るゝ桐生川に至る間に在り、一説に五十四ヶ村を五十三ヶ村とあるは、桐生新町を町とし之を除き其餘を計算したる呼稱には、あらざるか須臾らく記して參考とす、

組合 五十四ヶ村の名稱

下久方村、上久方村、二渡村、淺部村、高澤村、山地村、堤村、本宿村、村松村、新宿村、今泉村、境野村、廣澤村^(上中)、須永村、下仁田山村、一本木村、如來堂村、東小倉村、西小倉村、中仁田山村、上仁田山村、名久木村、小友村、下菱村、天王宿村、蕪町村、大間々町、鹽原村、淺原村、長尾根村、小平村、下新田村、高津戸村、桐原村、二軒在家村、水沼村

桐生商工案內

小沼村、花輪村、小中村、小根戸村、神戸村、座間村、澤入村、草木村、上田澤村、楡澤村、下田澤村、上神梅村、下神梅村、八木原村、宿廻り村、桐生新町、計 五十四ヶ村

高	御簾絹代水	桑	永	所	屬	地	名	名	主
三二、九〇五	四、二六〇	一八	文	酒井大學頭	領分	上州山田郡桐生新町	新	永	助
四九、二七四	一、二一二	一三一	內藤證七郎	知行所	上州同郡下久方村	林	兵	助	
三七二、〇〇〇	一〇、〇一五	七八二	夏目左衛門	知行	上州同郡同村	宗	兵	助	
二四五、〇〇〇	六、〇三二	五六八	松平新九郎	知行	上州同郡同村	宗	兵	助	
二〇〇、〇〇〇	七、一一〇	一、四二	小田切出雲守	知行	上州同郡上久方村	桑	次	助	
一四二、九七五	三、二一五	八八〇	彦坂民之助	知行	上州同郡同村	甚	兵	助	
九七、七〇〇	二、二四六	五七一	林部善太左衛門御代官所	知行所	上州同郡同村	幸	衛	助	
二二五、八二一	五、〇四六	一、二七一	近藤小六	知行所	上州同郡同村	彌	八	助	
九七、二三五	二、二四六	五七二	松平左門	知行所	上州同郡同村	泰	助		

桐生商工案內

二四〇、〇〇〇	四、五三三	一、八八八	河野主計	知行	上州同郡二渡村	平	左衛門	
一四〇、〇〇〇	四、五〇三	一、八八八	小笠原三之丞	知行	上州同郡同村	平	兵衛	
一一〇、〇〇〇	三、九八〇	一、七〇八	酒井鐘之助	知行	上州同郡同村	德	右衛門	
一三八、〇〇〇	四、四六二	一、八五五	野々山鉦藏	知行	上州同郡同村	三	右衛門	
二五七、五三五	六、四〇〇	一、九一三	森川伊豆守	知行	上州同郡淺部村	彌	右衛門	
八八、〇〇〇	二、八一二	九八九	曲淵求馬	知行	上州同郡高澤村	定	右衛門	
八一、〇〇〇	二、六〇〇	九七一	河野四郎	知行	上州同郡同村	宇	左衛門	
二一四、四八〇	四、二二〇	三、二二〇	石河將監	知行	上州同郡山地村	中	次郎	
三七五、〇〇〇	五、三〇九	二、二二一	河野對馬守	知行	上州同郡堤村	幾	右衛門	
二〇〇、五九九	三、〇四四	九五六	鳥居權之助	知行	上州同郡同村	源	左衛門	
一七四、四〇一	二、四六九	二、二五〇	石河將監	知行	上州同郡同村	源	兵衛	
一五〇、〇〇〇	二、一二三	七九四	渡邊兵部	知行	上州同郡本宿村	磯	吉	
二二五、〇〇〇	三、一八九	一、二四三	渡邊宗右衛門	知行	上州同郡同村	組頭	源	
一八一、七三五	二、五二七	一、〇二一	布施孫兵衛	知行	上州同郡村松村	管	次郎	
二三八、三七〇	四、五八二	二、六三九	落合能登守	知行	上州同郡新宿村	大	助	
三七五、〇〇〇	五、三九二	一、九六〇	伏見忠四郎	知行	上州同郡今泉村	吉	兵衛	

桐生工商案内

高	御簀緒代永	桑	永	所	屬	地	名	名	主
三四四、二〇〇	六、五五一	三、九九〇	文	安藤左兵衛	知行	上州山田郡新宿村	甚	兵	衛
三七五、〇〇〇	五、三〇九	一、九六一	文	水野敬次郎	知行	上州同郡令泉村	幸	七	衛
一八七、五〇〇	二、六五四	一、〇六〇	文	太田太太郎	知行	上州同郡同村	善	左	衛
一二八、三五〇	一、八一七	七、一四	文	根岸九郎兵衛	知行	上州同郡同村	龜	藏	門
五九、一五〇	八三六	二八六	文	田附駒次郎	知行	上州同郡同村	五	左	衛
二一四、七〇一	一、八二六	八六六	文	中根定之助	知行	上州同郡境野村	良	右	衛
二三五、八五三	一、八二六	三、六四	文	小出兵庫	知行	上州同郡同村	彌	彌	市
二三五、八五二	一、八二六	一、二二一	文	坂本小太夫	知行	上州同郡同村	彌	十	郎
二五五、〇〇〇	一、七八六	一、二〇八	文	岩瀨内記	知行	上州同郡上廣澤村	卯	兵	衛
二三五、〇〇〇	一、七九〇	一、二一〇	文	神谷與之助	知行	上州同郡同村	伊	三	郎
一四六、四〇三	一、一一六	七、五五	文	彦坂民之助	知行	上州同郡同村	永	左	衛
一六〇、〇〇〇	一、一九五	七、九六	文	布施孫兵衛	知行	上州同郡同村	安	右	衛
二七、一〇三	一九七	一、四〇	文	能勢惣右衛門	知行	上州同郡同村	正	之	助
八八、五九六	六七六	四、三八	文	野々山鉦藏	知行	上州同郡同村	龜	之	助
三〇〇、〇〇〇	一、七三五	一、四三三	文	鳥居權之助	知行	上州同郡下廣澤村	利	兵	衛

桐生工商案内

九六、五三二	二、七九三	八三〇	文	近藤小兵衛	知行	上州同郡須永村	伴	次	郎
二〇〇、〇〇〇	五、一六二	二、〇七一	文	中嶋彦右衛門	知行	上州同郡下仁田山村	藤	三	郎
九六、〇〇〇	二、六七一	一、〇二八	文	仙石播磨守	知行	上州同郡同村	忠	三	郎
八〇、〇〇〇	二、〇六〇	八、五四	文	遠山準人正	知行	上州同郡同村	伊	三	郎
一二八、二八〇	三、八四三	一、九〇四	文	野々山鉦藏	知行	上州同郡須永村	金	藏	彦
九六、五三二	二、七九三	七、八〇	文	太田太太郎	知行	上州同郡同村	半	次	郎
三四二、九三四	一、九九三	一、六三八	文	榊原采女	知行	上州同郡下廣澤村	國	三	郎
三一、三〇〇	八一	一、四九	文	石尾式部	知行	上州同郡同村	十	郎	兵
二二三、一四〇	一、六六〇	五、三七	文	金田惣八郎	知行	上州同郡中廣澤村	丹	藏	門
一九一、一二五	一、四六五	四、六四	文	日根野德太郎	知行	上州同郡同村	幾	右	衛
六九、九五五	一、八一〇	一、一一〇	文	大久保紀伊守	知行	上州同郡一本木村	小	兵	衛
一六九、〇五五	七、四七五	一、八三二	文	中根定之助	知行	上州同郡如來堂村	儀	右	衛
二七一、〇〇〇	一、〇七九	二、五〇七	文	大久保紀伊守	知行	上州同郡東小倉村	安	藏	豐
三六三、九五二	一、〇七九	一、二四六	文	池田甲斐守	知行	上州同郡西小倉村	半	右	衛
一五〇、〇〇〇	四、九七〇	九、六九九	文	中嶋彦右衛門	知行	上州同郡中仁田山村	常	右	衛
九三、〇〇〇	二、〇七一	九、六九九	文	田附駒次郎	知行	上州同郡上仁田山村	庄	之	助

桐生工商案內

高	御簾絹代水	桑	永	所	屬	地	名	名	主
九三、〇〇〇 <small>石</small>	二、六六五 <small>貫</small>	九三八 <small>文</small>	太田 太郎	知行	上州山田郡上仁田山村	富次	富次	富次	富次
二七、〇〇〇	八六一	三〇五	河野 主計	知行	上州同郡同村	嘉兵衛	嘉兵衛	嘉兵衛	嘉兵衛
二七、〇〇〇	八六一	三〇五	小笠原三之丞	知行	上州同郡同村	市郎右衛門	市郎右衛門	市郎右衛門	市郎右衛門
一六二、六〇〇	四、三五五	二、二二〇	内藤 織部	知行	上州同郡名久木村	又兵衛	又兵衛	又兵衛	又兵衛
五八、八六五	三、八一	林部善太左衛門	林部善太左衛門	知行	野州足利郡小友村	新兵衛	新兵衛	新兵衛	新兵衛
二三七、七八〇	三、八一一	中山 勘左衛門	中山 勘左衛門	知行	野州同郡同村	直左衛門	直左衛門	直左衛門	直左衛門
二二五、〇〇〇	三、六五四	岡野 貞藏	岡野 貞藏	知行	野州同郡同村	元次	元次	元次	元次
七〇、〇〇〇	八八九	池田 筑後守	池田 筑後守	知行	野州同郡同村	九郎兵衛	九郎兵衛	九郎兵衛	九郎兵衛
三七〇、〇〇〇	五、九六四	加藤 伯耆守	加藤 伯耆守	知行	野州同郡同村	七郎	七郎	七郎	七郎
四七一、九三五	一、五四〇	横瀬 美濃守	横瀬 美濃守	知行	野州同郡同村	四郎右衛門	四郎右衛門	四郎右衛門	四郎右衛門
一一〇、九九五	五、七五	大久保 紀伊守	大久保 紀伊守	知行	野州同郡同村	勤兵衛	勤兵衛	勤兵衛	勤兵衛
二一七、〇二四	二、三〇	林部善太左衛門御代官	林部善太左衛門御代官	所	上州山田郡天王宿村	文右衛門	文右衛門	文右衛門	文右衛門
七三、〇七一	二、二五八	酒井 大學頭	酒井 大學頭	領分	上州同郡蕪町村	治兵衛	治兵衛	治兵衛	治兵衛
六八〇、六〇九	一、六九〇	能勢 金之助	能勢 金之助	領分	上州同郡大間々町	組頭 助右衛門	組頭 助右衛門	組頭 助右衛門	組頭 助右衛門
四三八、二六〇	一、六九〇	曲淵 求馬	曲淵 求馬	知行	上州同郡壘原村	年寄 庄兵衛	年寄 庄兵衛	年寄 庄兵衛	年寄 庄兵衛

桐生工商案內

一一四、一七五	二、一七五	一、七三三	岡部 勘解由	知行	上州勢多郡壘澤	勝太	勝太	勝太	勝太
三四〇、四二六	七、六九〇	四、二二二	林 播磨守	領分	上州山田郡淺原村	組頭 文右衛門	組頭 文右衛門	組頭 文右衛門	組頭 文右衛門
四四、〇二一	五二〇	七六五	野々山 鉦藏	知行	上州同郡長尾根村	彦右衛門	彦右衛門	彦右衛門	彦右衛門
三〇三、六〇〇	二、三二〇	三、四六九	甲斐 庄喜兵衛	知行	上州同郡小平村	彦右衛門	彦右衛門	彦右衛門	彦右衛門
二七四、一七五	一、三八〇	一、五三四	林部善太左衛門	代官	上州同郡下新田村	文右衛門	文右衛門	文右衛門	文右衛門
二八〇、四八〇	六、九七〇	三、〇三一	甲斐 庄喜兵衛	知行	上州同郡高津戸村	忠右衛門	忠右衛門	忠右衛門	忠右衛門
三五四、一一〇	九〇五	一、四九二	林部善太左衛門	知行	上州同郡桐原村	元右衛門	元右衛門	元右衛門	元右衛門
八七、三六六	四、五〇五	小笠原三之丞	小笠原三之丞	知行	上州同郡二軒在家村	久兵衛	久兵衛	久兵衛	久兵衛
二七〇、三九八	八四三	河野 主計	河野 主計	知行	上州同郡水沼村	分郷 佐兵衛	分郷 佐兵衛	分郷 佐兵衛	分郷 佐兵衛
五九、四八七	二八一	林部善太左衛門	林部善太左衛門	代官	上州勢多郡水沼村	本郷 名主	本郷 名主	本郷 名主	本郷 名主
四九、一七八	七、九四〇	蜂屋 主殿	蜂屋 主殿	知行	上州同郡同村	分郷 名主	分郷 名主	分郷 名主	分郷 名主
二六一、九四一	四、〇〇九	林部善太左衛門	林部善太左衛門	代官	上州同郡同村	清左衛門	清左衛門	清左衛門	清左衛門
五四七、〇三七	一、三七五	林部善太左衛門	林部善太左衛門	代官	上州同郡沼澤	二村 兼帶名主	二村 兼帶名主	二村 兼帶名主	二村 兼帶名主
一九五、二七八	四、〇六四	全	全	上	上州同郡花輪村	彦右衛門	彦右衛門	彦右衛門	彦右衛門
三三二、一四〇	八、七六八	全	全	上	上州同郡小申村	彦右衛門	彦右衛門	彦右衛門	彦右衛門
					上州同郡小根戸村	小左衛門	小左衛門	小左衛門	小左衛門

桐生工商案内

高	御籠絹代永	桑	永	所	属	地	名	名	主
三六〇、九八二 <small>石合</small>	七、一四〇 <small>文</small>	一三、一八九 <small>文</small>		林部善太左衛門	代官	上州山田郡神戶村	傳兵衛		
一二七、七七九	二、七三九	三、四四五	全		上	上州同郡座間村	組頭彦松		
二一〇、七三〇	一、七九〇	七、三二八	全		上	上州同郡澤入村	彌次兵衛		
二三六、八〇三	三、五八〇	七、四八四	全		上	上州同郡草木村	紋藏		
四七二、四八〇	二、九六八	二、九七五	坂本小太夫	知行	上州同	郡上田澤村	藤左衛門		
四七二、〇四七	二、五六五	四、九六一	林部善太左衛門	代官	上州同	郡同村	又右衛門		
三〇、二三〇	二七〇	一六三	池田甲斐守	知行	上州同	郡榑澤村	幾右衛門		
五〇三、一三八	一、九六二	四、四五三	池田甲斐守	知行	上州同	郡下田澤村	組頭新之丞		
一六七、三六〇	六三八	一、四八六	赤松播磨守	知行	上州同	郡同村	文右衛門		
二六七、九〇二	三、六九八	二、二二九	林部善太左衛門	代官	上州同	郡上神梅村	定右衛門		
一八一、五九三	二、一三八	九一一	全		上州同	郡下神梅村	源兵衛		
一九七、一七四	三、〇〇〇	二、六二三	岡部勘解由	知行	上州同	郡八木原村	所右衛門		
四四二、二八二	三、四三八	五、九八六	峰谷主殿	知行	上州同	郡宿廻り村	政右衛門		

二十八

如來堂村の高は后百六十九石五升五合と改められ、桐生新町の高

は、慶應四辰年六月助郷御免願の節、三百十七石餘と書き上げたりとあり

右の表は、煩雜を避けんが爲め、合文以下の數字を省略したり、今各項に付合計數を求むれば

石 高 計 二萬〇七百七十三石九斗九升四合
 御籠絹代永計 三百十五貫九百七十文
 桑 永 計 百九十四貫七百七十八文

此の數字に因る時は、石高計約二萬石となる、又記録に徴するに、延寶元年桐生領一萬三千石を貳萬石に改むとあれば、以上の取調書は延寶以降のものならん、

徳川氏は政略的に織物製造業に干渉したり、其本旨は斯業を進歩發達せしめんとするにあらずして、織物税を納めしめんとするに在りしな

桐生工商案内

り、然るに其當時人心の傾向多額の租税を納むるを誇る時代なりければ、機織業一般競争的に進歩したり、且つ夫れ一方に在つては、桐生が御簞絹献納の由緒に因り、種々の特典を蒙りしが爲、機織業は益々進歩の氣運に向ふとを得しなり、寛永年間の禁絹令に、京都と共に絹織物製造を持続せしが如き、元祿の頃改判料なる課税を免せられしが如き、明和年中御役御免を得しが如き、何れが其發達を助けざる、

禁絹令

寛永十九年五月二十四日、郷村ニ觸出されし條目の事、男女衣服の事、此以前より如御法度、庄屋は絹袖布木綿を可着、百姓は布木綿たる可し、右の外襟帯にも仕間敷事

糸絹改判料願出候者の事

元祿十一年江戸本石町郡伊國屋伊右衛門と申者、上州一ヶ國の絹改判、

正に付判錢十八文づゝ取申管に、御公儀様へ御訴訟申上候處、相叶候間合点判形仕候様にと、下久方村五郎左衛門方へ參り逗留致候に付、驚入早速五十四ヶ村惣代を以て、御月番松平美濃守様へ、御訴訟申上候處、御旗帛御吉例の廉相分り、願いの通り御聞濟相成判録皆止め、被仰付候、

(横山嘉兵衛舊記抜抄)

御役御免の事

御吉例の絹御献上の地故、諸役御免と申傳候、依て道中筋宿々加助等申來候節は、右御由緒申立御聞濟に相成申候、明和二酉年日光御法會に付、成瀬彦太郎様、倉橋與四郎様、野州奈佐原宿より被成御出、桐生領役人共被召出、百石に付馬三疋人足六人差出候様、被仰付候處、桐生領の義は、蠶最中にて、人馬引立不申候間、御奉行所に御訴訟申上候處、御掛安藤彈正様御札の上、御吉例の廉談と相分り、御減少被成下、百石に付馬一疋人足二人、野州金崎宿へ相勤る願書、御講書の控に御座候事、云々 (同上)

以下所裁の引證中前文と大同小異のものあれども、重複を厭はず茲に掲げたるは、事實の證明を強固たらしめんが爲にして、彼此對照の

資に供せんとす、讀者其贅長を咎むると勿れ、

元錄十一寅年に江戸本石町紀伊國屋伊右衛門と申者上野壹ヶ國絹の運上願上、西北上州不殘得心印形相濟當所に至り印形濟不申、桐生領一統致申上候、早速御聞濟御取上の御沙汰に不及候、是御籠獻上の故あり、依之上野一同の者當所の御願と悦び申せし由桐生領よりの訴訟に依て相止むあり、寶曆十辰三月御代官會田伊右衛門棟御手代針屋順八殿當所へ被參被仰渡候趣は、此度武州本庄宿伊右衛門臺川村新五郎兩人上州武藏兩國絲絹運上相願候に付、承知印形取候様被仰付候に付相廻り候當心得心之上印形一致と被仰渡候依て書付差上先月紀伊國屋願埋候古例も有之候間我等發頭いたし五十三ヶ村へ廻文相廻し、淨運寺へ寄合相談に及候處中略一統いたし訴狀相認御勘定御勝手方石谷備後守様迄罷出候、御訴訟申上候處備後守様被仰渡候は、先達ての願人共召出、其方共絲絹運上之儀故障有之に付、取上之御沙汰に不及候、此儀重て願出候間數旨書付取置候、如是相止申付候上は、其方共願之儀も有間敷候、然上は右之願書相返由被仰付無事に相濟罷歸、運上相止候如是、兩度迄御徳用之付候地故相止申事は、御籠絹代永之儀は御吉例

と思はるゝ事あり、

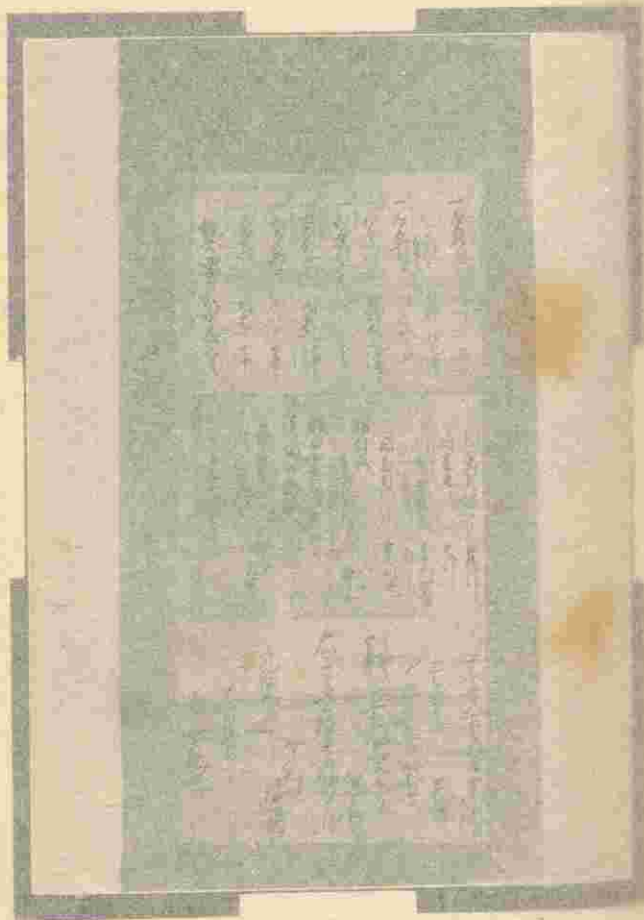
明和二酉年四月十七日 東照大權現様百五十回忌御法會に付御高家様方御下向に付關八州へ御傳馬人足百石に付人足六人馬三疋宛被仰付國々難義に及武州邊の騷動は百姓二三萬人宛徒黨いたし名主を打潰し、旁々不届に被思召八幡山邊にては大勢召捕れ御仕置に成候者も多く有之、右之御傳馬人足御訴訟致度我等發頭にて衆生院へ桐生領寄合候所に山中筋並大間々、桐原、二軒在家、上菱、下菱、小友、境野右之村々は相除可申由に依殘り三十三ヶ村一統いたし御減少被成下候様御願申上候、御勘定御奉行安藤彈正少弼様御役所被仰付候趣は、請書可差出其方共差上候願書之奥へ張付被差置候と被仰付御下書に曰、右之趣願上候所に御吟味之上御籠絹献上之儀相分候間不願共減少可申附候間御差圖相待可申旨被仰付承知得心御請仕候以上如是請書差上候依之下野金崎宿より御用人馬書付拜見に可參廻狀に依て拜見いたし候所右願村三拾ヶ村は石高半減を以人馬相勤候様、被仰付候關八ヶ國人足壹人も御用捨無之所に、此方村方は願之通り被仰付難有奉存候惣百姓悦三拾ヶ村之石高積り五百兩餘不足に掛り申候是御籠絹之影にて剩へ右之請書は差上候訴狀之奥へ張

桐生工商案内

付紙有之定て御藏に納可申候是迄申傳計にて御藏絹無證據に御座候所
此度御藏絹献上と堅く成候上は桐生末代之財也子々孫々迄申傳何事も
申立に可相成事也

寛文延寶(靈元帝の御宇の頃)に至りては機業家の數大に増加し、京、大坂、
東京其他諸國より買次商の桐生へ入込むもの多くなりぬ、其一例を示
さんが爲め、桐生町二丁目書上商店の所藏に係る、貞享、元祿年間の仕切
書の縮寫を次に挿入して、事實の真相を證す、

此の如き有様なりければ、中御門の享保十六年二月十三日始て絹市を
開設せり、之を紗綾市の創始とし、桐生は大に其面目を一新したり、
桐生地方織物發達の趨勢右の如くなるを以て、天明の頃に至りては絹
買仲間の數、多くなりぬ、即ち天明元年丑七月の記録に據るに、桐生新町、
新宿、今泉、粟谷、小俣、新田、山之神、大原、居館、高津、桐原、外一ヶ村、合計十二ヶ
町村にて、絹買仲間の數四十二人にして、其重なる名義次記の如し、



書上商店仕切書

桐生工商案内

作紙有之定て御座に初可申候是迄申渡許にて御座無故論に御座候所
此度御座請紙上と墨く成候上は桐生末代之財也子々孫々迄申渡何事も
申立に可相成事也

寛文延寶靈元帝の御宇の頃に至りては機業家の數大に増加し、京、大坂、
東京其他諸國より買次商の桐生へ入込むもの多くなりぬ、其一例を示
さんが爲め、桐生町二丁目書上商店の所藏に係る、貞享元祿年間の仕切
書の縮寫を次に挿入して、事實の真相を證す、

此の如き有様なりければ、中御門の享保十六年二月十三日始て絹市を
開設せり、之を紗綾市の創始とし、桐生は大に其面目を一新したり、
桐生地方織物發達の趨勢右の如くなるを以て、天明の頃に至りては絹
買仲間の數多くなりぬ、即ち天明元年丑七月の記録に據るに、桐生新町
新町今泉、栗谷、小俣、新田、山之神、大原、居館、高棟、桐原、外一ヶ村、合計十二ヶ
町計、其買仲間の數四十二人にして、其重なる名、其次記の如し、



書切仕店商上書

桐生工商案內

桐生新町絹買仲間

文 左衛門(書上) 新 助(長澤) 甚五右衛門(新井)

源 十郎(前原) 喜兵衛(近江屋) 彌兵衛

彦 兵衛 甚左衛門(玉上) 甚右衛門(玉上)

藤 右衛門(森口) 文右衛門(森口) 重藏(粟田)

直 右衛門(大澤) 清右衛門(佐羽) 吉右衛門(佐羽)

幸 右衛門(稻垣) 八之丞(伊勢屋) 忠藏

文 治郎(金子) 與治兵衛(石田) 彌七(井筒屋)

甚 兵衛

計 廿二名

新 宿 村

善 右衛門(笠原) 茂 七(大澤) 太 兵衛(大澤)

桐生織物史

桐生工商案内

才兵衛 計四名

今泉村

助源兵衛

又左衛門 彦四郎 糸

計四名

粟谷村大幸 儀右衛門 利兵衛

新田村 八郎左衛門

山之神村 八郎左衛門

大原 宿清 六

居館村 忠兵衛

高津村 源四郎

桐生工商案内

桐原村 善藏 小俣村 二名 外 計十二名

又天明元年の頃取引先の重なるものは

大丸屋正右衛門 志摩屋市郎左衛門

右 吳服屋

近江屋三左衛門 樋屋彦右衛門

右 問屋

等の向なりといふ

享保十九年の頃京都西陣の機工師彌兵衛桐生に遊び、下菱村周藤平藏に機織の術を教ふ、次で櫻町の元文三年桐生新町六丁目新居喜左衛門同志と相計り、西陣の機工師吉兵衛を桐生新町へ聘したりし、彌兵衛、吉兵衛の兩人桐生地方機業家に綾、縮緬、小純子、絹紗等の製織法を傳授せり、於是其技術忽ち大に進歩したり、元來京都にては其原料を重に奥州邊に仰ぎ、桐生は主として上州産の糸を用ゐて事足りしを以て、隨て製造原費を減殺する事を得しに因り、漸時京都の織物に近づかんとする状態に進みたり、

其頃桐生横町の大森辰右衛門、東雲純子てふ帶地を製織したり、地色は鳶紫にして芭蕉葉散の模様なり、之を桐生染機の濫觴とす、文政、光格、仁孝の御宇の頃に至りては織物の技術大に進歩し、機業家競ふて支那製の織物を模造し、又絲錦、琥珀、龍紋等を織出すものいつ、天保、仁孝の御宇

中石田九野、文久元年十月十二日没す、意匠に富み、種々の花紋を作りて機業家に興へ、又自ら西陣の織物を研究して織工に授けしかば、絲織、綾、唐織、緞子の如き貴重の織物をいだけり、
安政、孝明帝の御宇、年間に至り、舶來綿絲を原料とし、絹綿交織を製造せしに、其外見美にして其價亦廉なりしかば、大に世人の好尚に適し、多額を製織するに至れり、其頃盛に製出せられし綿御召、ダッソー御召の異名なりの如きは好適例なりとす、
慶應三年維新の變起るや、桐生の織物も一時需要の途を失ひ、産額減少せしも、王政復古の大業成り、天下の形勢一變するや、需要頓に増加し、製造者の繁忙月を追ふて加はる、明治四年の頃、奸商輩此機に乗じ、桐生産の名を濫用し、奇利を罔する徒あり、精好品も其影響を被り、聲價を失し、信用を墜す有様なりければ、地方有志家其前途を憂ひ、同業組合の必要

を感じ、同八年桐生新町の中央を下し桐生會社を建設し、機業上一般の監督をなし、四種の證紙を製品に貼付し、其精粗を明にし大に信用を回復せり、森山芳平の如きは他に卒先し早くも同十年第一回内國勸業博覽會の出品たるジャカートを購入し、其使用法を講究しつゝありしが、同十一年有志家と謀り群馬縣廳に請願して縣立醫學校に通ひ、全校教諭小山健三に就きて染色の一斑を研究し、染色の改良をなし機業の發達を助けたり、

明治十年後藤定吉南京縹子輸入統計表を見、大に感ずる所ありて、其品質に習ひ、巾二尺一寸長さ三丈の絹綿縹子に之を創製し、之を佐羽商店へ持行きしに、大喝采を博し、此縹子は名古屋の買次笹善の手に入りたり、全十二年の頃佐田介石桐生に遊びし際、桐生の寺院にては、佐田介石の觀光社輸入防壓の目的にて組成せられし社なりへ委託販賣せられ

よと後藤定吉に勸誘せしが、微力なりとて之に應せざりき、爾后九寸巾二本續の絹綿縹子は同人に因り製織せらる、此品は東京淺草小川屋の手を経て、右觀光社へ入れり、之れ觀光縹子の名稱ある所以なり、其頃佐羽商店が後藤へ注文せし高は、一市十本乃至十五本に過ぎざりしが、漸次盛況を呈し、定吉の製に倣うて黒縹子をおるもの多く、かの西陣に於て長井喜七が織出し、新織縹子とならひ行はれて、遂に南京縹子と競争するを得たり、之れ其染法改良せられ褪色し易からざると、糸質を毀損するとなきとに因るなり

同十四年成愛合資會社上久方に興る、之れ桐生地方に於て織物製造に關する會社組織の嚆矢とす

同十五年桐生會社の組織を改め桐生物産會社と稱し、織物販賣者をも入社せしめ、桐生地方産の織物は足利市場にても販賣するを以て、機業

上の監督及維持方法を、足利町商工會と協議し、證紙に糸質をも記入し、改良進歩と販路の擴張とを計れり、同十七年桐生縮緬合資會社東安樂土に興る同十七年桐生山田村機業家某、西洋の嗜好に適合する様羽二重を試織し、或商店の手を経て之を米國へ販賣せり、此羽二重大に彼の好尚に投じ其賞揚を受け、同年末より漸次輸出せられたり、之れ桐生輸出織物の祖にして、又本邦輸出織物の始となす、翌十八年より佐羽吉右衛門、小野喜左衛門等の商店、盛に羽二重を輸出し、追年其額を加ふる趨勢とはなれり、而して桐生にて製織せし羽二重は、單に平羽二重に留らず、同十八年縞羽二重を織出し、其后同廿一年紋羽二重を製造するに至れり、同十九年染色講習所を開設し、桐生物産會社を以て之に當て、山岡農商務技師を聘し、染法を傳習したりければ、染色改良の蹟歴は見るべきものなり、同廿年頃よりジャカード機械を使用するもの年毎に加はり、紋

織の術一層進歩し、舊來空曳そまひの裝置は漸次廢れたり、桐生地方機業家中森山芳平、横山嘉兵衛、藤生佐吉郎等の如き精巧なる紋様を織出すに至る、然れども桐生紋織物の進歩せしは、森山芳平の父全芳右衛門明治廿四年九月六日没の力多きに在りと、又さきに米國の機業を視察して歸朝したる佐羽喜六は、同廿年十一月を以て、日本織物株式會社桐生町新宿に起し、織物、撚絲、整理、染色等の業に従事せり、同廿五年頃より同會社にては盛に織姫縞子を織出し、以て南京縞子の輸入を防壓せり、同廿三年粗製の弊害現に釀成し、組合規約のみにては到底之を防ぐ事能はざるに至りければ、同廿五年組合準則により、更に桐生商工業組合を組織し、輸出織物には規定の證印を捺したる澁箋を其端に織込ましめ、内國品には検査法を確定せり、

明治廿七年頃より輸出織物に甲斐絹を加へ、漸次其産額及種類を増し、

平甲斐絹、勾配甲斐絹、紋甲斐絹、紋勾配甲斐絹等を製造す、
 明治廿八年桐生町四丁目金子竹太郎寶縹子と稱する絹綿縹子を創製す、其以前に在ては經絹緯綿の染織まおなりしが、金子竹太郎は生の儘にて織上げし後紋様を染分けしかば、製織に容易なるのみならず、結果又好良なりければ、大に需要者の嗜好に投じたり、後經絹、緯綿の絹綿縹子一轉して經綿緯絹となる、目下盛に製造せらるゝ、桐生町東安樂土後藤定吉の(ばらんす)の如き即ち是なり、
 明治廿九年四月町立桐生織物學校を創立し、主として染織兩科の學理及實地を授け、益改善進歩の盛運に向はしめんとす、其ヴェルドル、チャカアドは、明治卅二年中佛國より購求せし最新のチャカアド機にして、目下切に運轉せり、之を本邦同機使用の創始とす、同卅三年十月以降輸出織物の改善を計らんが爲、桐生物産同業組合にて、之が検査を勵行す、此

年紋紐好況を呈し、桐生地方にて盛に製造す、
 因に曰く前橋の生絲が安政六年八月を以て、外人と取引開始の氣運に向ひしも、間接に桐生織物發達の刺激を受けしに因るといふも、亦過言にあらず、

主要なる桐生織物織賃表

品名	長	反、疋、本	織賃
綿々縹子九寸	一丈一尺	一	本 拾錢より 拾六錢位
絹綿縹子九寸	三丈三尺	一	本 貳拾錢より 參拾五錢位
本 縹子	一丈一尺	一	本 貳拾五錢より 四拾錢位
綿縹珍九寸	全	一	本 拾貳錢より 拾八錢位
本縹珍廣帶	全	一	本 八拾錢より 壹圓五拾錢位

桐生工商案内

品名	長	反、疋、本	織	賃
本繻珍九寸	一丈一尺	一	本	貳拾五錢より四拾錢位
琥珀女帶九寸	全	一	本	全
御召縮緬	三丈	一	反	五拾錢より壹圓位
吉野入	全	一	反	全
風通織	全	一	反	六拾錢より壹圓位
絲織類	全	一	反	參拾五錢より六拾錢位
生小巾	八丈	一	疋	七拾錢より壹圓貳拾錢位
綾地類	六丈	一	疋	五拾錢より七拾五錢位
羽二重	五十ヤール六	一	疋	貳圓より貳圓五拾錢位
紋羽二重	全	一	疋	全
勾配甲斐絹	五十ヤール三	一	疋	貳圓より貳圓六拾錢位

桐生工商案内

全	全	一	疋	全
薄	五十ヤール八	一	疋	貳圓五拾錢より參圓位
琥珀				

和式撚絲用八丁

和式撚絲用八丁は天明三年中岩瀬吉兵衛元成笠原才四郎の祖先の發明に係る、今其由來を温ぬるに、

岩瀬吉兵衛元成は、下總國結城郡中村の人、安永七年郷里を辭して、桐生町二丁目に轉住し、機織用器具製造販賣を業とす、當時撚絲用機械としては、一に人力に因る所の紡車のみなりしが、吉兵衛其不便を浩歎し、千思萬考身自ら山城淀に赴き、水車の運轉を熟覽し苦心經營の結果、天明三年水力を原動力とする一の撚絲機械即ち八丁を創製し、斯業者及び機業家に一大利便を與へたり、文政五年吉兵衛齡七十七歳にして逝く、

其孫吉郎祖父の遺志を継ぎ、上梓に於ける撚絲一總の回轉數を測定せんが爲、一の附屬機械を發明せんとし、生命財産を犠牲に供し、悲境に沈淪すると三年、遂に其素志を貫徹し、回轉時計を考案し、晝籠點晴、撚絲用八丁を完美せしむるを得たり、
 今や桐生は泰西の工業組織輸入の時代なれども、洋式撚絲機械の設備未だ普及せざるが爲、縦令局部の改良はあるにもせよ、天明年中創製せられし八丁を撚絲用に供し、水車に原動力を仰ぐもの多し、
 撚絲業者は新宿及境野邊に多し、即ち明治卅年の統計に據れば、撚絲用水車二百卅七、内譯新宿百五十、境野八十七、撚絲用八丁四百五十、内譯新宿三百、境野百五十、
 桐生に於ける蛇加亞士機
 蛇加亞士機が本邦へ輸入せられしは、明治五年十一月京都府より派遣

せられたる織物傳習生佐倉常七、井上伊平工織、吉田忠七器械三人が、佛國里昂に於て買収したるものを創始とす、而して桐生へ傳來せしは、明治十年第一回内國勸業博覽會へ出品したる蛇加亞士、荒木小平製造、二百の口一台を、森山芳平、星野傳七郎、園田金十郎の三人にて購求せしには、とまる、同十三年佐羽安兵衛、高橋孝吉の二人協同して荒木小平より蛇加亞士三台を購求し、佐倉常七の弟佐倉善七を京都より聘して研究せしも、其目的を達する見込なかりしかば、半年餘にして廢したり、同十七年横山嘉兵衛も亦京都より蛇加亞士を購求して研究せしも、其效なかりしかば、これまた久しからずして廢せりとぞ、明くる十八年佐羽喜六米國に航し、鐵製蛇加亞士二台を購求して歸朝せしが、其中九百の口一台は森山芳平之を購求し、六百の口一台は加藤正一之を購求したり、又喜六が携へ來りし、一千八百八十年米國にて發明せし紋切器械一台を

も、森山芳平、横山嘉兵衛、田村雄三郎の三人にて購求せしが、運搬中破損せし所ありて運轉自由あらざりしかば、高力直寛が紋屋笠原才四郎に指教して遂に運轉せしむるを得たり、此年東京にて開かれたる共進會へ、鐵製蛇加亞土を用ゐて織出したるものを出品せり、されど眞に蛇加亞土の運用を知りしは、同廿年の頃にて皇居御造營の爲裝飾品の御用を森山芳平、横山嘉兵衛、藤生佐吉郎の三人に命せらるゝや、蛇加亞土の必要を感じ、横濱の商人に託して蛇加亞土廿五台を米國へ注文せしに、同廿年十二月到着したれども、悉く破損して用をなさざるにより、更に米國へ蛇加亞土六台を注文せしもの、同廿一年四月到着せり、此蛇加亞土にて皇居御造營の御用品を織出したるより、森山芳平、後藤定吉、笠原才四郎等の有志協同して該機の實益を説き、切に機業家を勸誘せしに因り、同廿三年頃より一般に紋羽二重の製造に迄使用せらるゝことな

れり、皇居御造營の爲紋切器械の必要を感じたれども、かの佐羽喜六が米國より携へかへりし紋切器械は、高價にして購求しがたきより、同廿一年藤生佐吉郎、高力直寛に謀り木製にてつくることを工夫せしが、これより以前は紋切器械なき故一々京都へのばせて紋切をなさしめたり、又同年横山嘉兵衛、米國鐵製の蛇加亞土と佛國製蛇加亞土とを折衷して一種簡便なる蛇加亞土を創製したり、

△△△
ドビー

ドビーは京都にては機鈎機ハタヅリキと稱す、京都より之を桐生へ傳へたるは、又高力直寛の功勞に歸するものにして、時正に明治十九年なり、此機械は爾後蛇加亞土機と共に機業上に利用せられ、桐生地方の機業界に便益を與ふると多し、但し現時使用するドビー中には、傳來當時の構造を改良し、製織用に便ならしめたるものあり、

バツタン

バツタンは明治十六年京都より傳來せり、其當初に在つては機械使用法の不熟練なりしが爲、手投杼に比すれば不便なりとて、空しく該機を物置に藏したる機業家もわりしが、漸次使用法熟達するに及び其効用顯はれ、明治十八年頃より盛に輸出向羽二重の製織用に供せられ、爾後益々機業上の利用區域を廣め、單に立縞又無地物或は一挺杼物のみならず、格子物類の織物に迄バツタンを用ゐる程、其技術に練磨の功を積み、工女は織前にてしかも迅速に杼を取替ゆるに至れり、偕最初桐生へ傳はりしバツタンは一挺杼のものにて、前記の如き二挺杼以上の杼を要する場合には、工女の熟練に據るの外なかりしが、桐生の機具製造人は二挺杼或は三挺杼バツタンに就き種々工夫を凝らし、遂に山田郡川内村星野喜代三郎は第三〇六七號にて替杼バツタンの專賣特許を得

るに至れり、又現時廣澤村飯塚春太郎工場にては、新宿の機具師出口に製造せしめたる、佛式二挺杼バツタンを用ゐて、胴裏地又は婦人洋服地を製織す、

右等のバツタンの外彈條附のバツタンあり、此バツタンは紋織の如き輕目物を織るに用ゐらる、

布卷機

織成せし布を卷付くる棒(布卷)を廻轉せしむる機械に付き、特許番號一六八〇號にて往年專賣特許を得しは、桐生町今野幸作なり、此機を用ゐれば織布極めて平らかに、且つ光澤を出し所謂ケンムラを生ずる憂なく、又經絲緊張の度宜しきを得る等の利益あり、定價は鋼鐵特別製金壹圓七拾五錢、一等鋼鐵打物金拾圓五拾錢、二等打物金壹圓參拾五錢、二等鑄物金九拾五錢、三等鑄物金六拾五錢なりとす、

管卷機^{△△△}

普通桐生地方に於て用ゐる所の管卷機は、専ら手巧的に因りし舊來のもの、又は稍改良を加へしものなるが、明治廿五年の頃桐生町東安樂土の機業家後藤定吉が、特許番號一八六四號にて專賣特許を得られし該機は、大に工夫を凝らされたるものにして、緯糸の細大に關せず、同大に巻き上ぐる特別の裝置あり、即ち替車の仕掛にて加減するものにして、緯糸の細き時は齒數多き齒輪に因り又太き場合には齒數少き齒輪にて運動に緩急を與へしめ、管が一定の大きに巻き上げらるれば、時計が之を鈴聲にて示す裝置を備ふ、此管卷機には木製と鐵製との二種あり、木製は一臺の代金四圓、鐵製は一臺金五圓なりき、
桐生染色史^{△△△}
草根木皮の煎汁を用ゐて染色せしは、單に桐生地方のみに限らずと雖

ども、桐生も其以前は該煎汁(植物性染料)を染色用に供したりき、今起原を考ふるに、享保、元文の頃桐生横町の大森辰右衛門、始めて染機を製造したりと言へば、其頃より隆盛となりしならん、又進んで植物性染料に代ゆるに人造色素を以てせしは、桐生町四丁目岩下才助、及同東安樂土小林芳藏の兩人が、紅粉及び紺粉を用ゐしを嚆矢とす、時は慶應二年にして、右染料は其頃桐生町佐羽商店が西洋より輸入せしものなり、而して其の染法は酢を助劑として染浴中に添加したりと、爾后明治元年の頃も人造色素は右の二種にして、其他は舊來の草根木皮の煎汁及藍のみなりき

明治五年の頃より桐生東安樂土森山芳平、同所小林久太郎、同所川井貞吉は、至難なる染色改善の方面に向はんと欲し、桐生町醫士桑原鼎美に就き、舍密開宗を考究し化學入門を繙き又化學訓蒙を誦讀したり、森山

芳平は尙後藤定吉と謀り、明治五年十二月十二日桑原鼎美と共に上京し、桐原眞節に贅し教授を受け翌六年歸郷せり、

明治九年群馬縣廳に奉職せし長野三郎、染色講師として來桐し、桐生町五丁目工場様講習所を設く、是に於て機業場主、職工等此所に業を受くる者七八十名に達す、但し其授くる所は實技のみにして學理を欠きしが、紅粉紺粉以外のアニリン染漸次桐生地方に傳播せしは、同講習所が興へし利益なりとす、然れども其日課は簡單なる絹染に過ぎざりしを以て、弟子は二三ヶ月間の修業にして満足せりとなし、又教を乞はんとするもの少なし、此時に際し森山芳平は小林久太郎、後藤定吉と協議し、長野講師を東安樂土に聘し尙染色術を研究せり、長野三郎は桐生に止まる事約一年間にして去りしが、桐生地方染色改善の端緒となれり、明治十年十月の頃縣立醫學校を長及教諭小山健三醫師講習所に於て

化學の講義をなす、森山芳平外有志之を傍聽せり、翌十一年榊取縣令の許可を經、群馬縣醫學校の質問生たるを得し者、桐生地方にて森山芳平、後藤定吉、長竹三郎、小林久太郎、横山久四郎の五名にして、之が爲染色術の進歩を表はしたり、

明治十五年桐生町一丁目に七縣聯合共進會開催の際、桐生の出品にして陳列中、褪せしものを認めしに因り、茲に有志家七八名は尙進んで染色改善の必要を感じ、翌十六年之を山田郡長松井強哉に計る、偶山岡技師桐生へ來遊せられしを好機會とし、同技師に謀りしに、同十七年より桐生へ出張して、染色、化學を教授せられ、同十九年より講習所組織となりて、染色又一新し、同廿九年より織物學校組織となりて、更に一新す、桐生地方の染織に直接の干係を有する織物學校の概況を説く、無用にあらざる事を信じ、次に之を掲ぐ

群馬縣立桐生織物學校

明治廿八年中桐生商工業組合及び織染工業に關係ある有力家主唱者となり、地方一般人士之に賛成し、同心協力して熱心なる奔走盡力の結果、同廿八年十一月九日桐生町長小島春比古より、同校設立願書を文部省に出し、翌廿九年一月八日文部大臣の認可を經、同年四月町立桐生織物學校の名稱の下に同校を創立す、之を此起原なりとす、當初に在ては、桐生町の中央に位置を占むる桐生商工業組合の半を以て假校舎とせしに、教授開始の日を遅しとし、前途有望なる青年子弟の争て本科に入學する者あり、又染織業務の餘暇を以て、別科に入らんとを乞ふ者多かりき、然して地方實業家と桐生織物學校との關係、相密着して離れざると、宛然異体同心の如く、長所あれば則ち之を賞し、短所あれば則ち之を諫め、其間更に障壁あることを認めざりき、

創立后約一ヶ年を經、同卅年五月十三日假校舎の隣地なる群馬縣山田郡桐生町大字東安樂土の敷地千四百卅七坪内に、煉瓦造にて實習場を新築し、之を以て染織實習部、及化學實驗部とし、殊に機械實習部中、機械部には洋式撚絲機械、補助工程諸機械、力織機等を据付け、其實習用に充つ、故に假校舎にては學理のみを授けたり、

次で全卅二年二月十三日前記敷地内實習校舎と並行せる教室落成せしに因り、假校舎より此所に移轉せり、同年三月廿七日文部省の認可を經、徒弟學校の組織を改め、中學校程度とし、讀書、作文及体操の三科目を増加し、同年四月一日以降之を實施せり、又同年五月九日文部省より左の告示を受く、

群馬縣山田郡桐生町立桐生織物學校(本専攻科)

右ハ徵兵令第十三條及文官任用令第三條第三ニ因り認定ス

明治三十二年五月九日 文部大臣 伯爵樺山資紀
 同年十二月十二日群馬縣會に於て、桐生織物學校縣立の件は、大多數の
 賛同を以て可決せられ、翌年三月四月一日より之を實施し、町立桐生織
 物學校の名稱を變じて、群馬縣桐生織物學校とし、尙組織變更規模擴張
 に伴ひ、千四百卅七坪の敷地に五百坪を加へ、運動場其他の補缺となす、
 同卅四年三月末校舎を増築し倉庫小使部屋等の新築落成す、
 同年六月以降名稱中縣桐の間更に立の一字を加へ、群馬縣立桐生織物
 學校を現稱となす、
 略言すれば、同校は明治廿九年四月桐生町立に興り、同卅二年四月中學
 程度に進み、翌卅三年四月群馬縣立となる、
 安永年間及天明年間に於ける染代拔書を左に掲ぐ之れ一は當時
 の色相一斑を紹介せんが爲なり、

(以下染代之覺は長澤新二所藏諸用扣帳に據る)
 安永三年染代之覺 (拔書)

飛紗綾惣紋

安永三年八月廿一日より

- | | | | |
|--------|--------------|------|------------|
| 一四百五文 | 御納戸、紺、花色 | 一三百文 | 媚茶 |
| 一三百五文 | 萌黃、黒 | 一三百文 | 煤竹 |
| 縮緬類 | | | |
| 一壹貫百文 | (大巾紺) | 一九百文 | (同)花色、御納戸 |
| 一七百五拾文 | 黒 | 一七百元 | 煤竹、萌黃、媚茶 |
| 一六百五拾文 | (二尺巾、黒) | 一壹貫文 | (二尺巾紺) |
| 一八百五拾文 | (同上)花色、御納戸 | 一九百文 | (尺七寸巾紺) |
| 一七百五拾文 | (尺七寸巾花色、御納戸) | 一五百文 | (同上)黒、媚茶 |
| 一六百五文 | (小巾紺) | 一六百元 | (小巾)花色、御納戸 |

右の外純子、西太織、儘太織等の染賃覺ありしが之を略す

安永六百年染代之覺 (拔書)

酉四月十一日改

- | | | | |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 一 五百文 | (小巾) 黒、媚茶 | 一 三百文 | (大巾) 白張 |
| 一 貳百五拾文 | (中巾) 白張 | 一 貳百文 | (小巾) 同上 |
| 絹類 | | | |
| 一 九百五拾文 | (大巾) 紺 | 一 八百五拾文 | (大巾) 花色、御納戸 |
| 一 六百文 | (同上) 黒 | 一 五百文 | (同上) 媚茶 |
| 一 六百文 | (小巾) 紺 | 一 三百五拾文 | (小巾) 黒、媚茶 |
| 一 五百五文 | 花色、御納戸 | | |
| 紗綾 | | | |
| 一 三百文 | 黒、萌黄、媚茶 | 一 四百文 | 花色、紺、御納戸 |
| 一 三百五拾文 | 千草 | 一 貳百七拾文 | 煤竹、當世茶、鼠 |
| 縮類 | | | |

天明二寅年九月より

染代直上げ覺 (拔書)

- | | | | |
|----------|--------------|----------|---------------|
| 一 八百五拾文 | 紺、花色、御納戸 | 一 六百五拾文 | 黒、媚茶 |
| 一 五百五拾文 | (中巾) 黒、萌黄、媚茶 | 一 七百文 | 紺、花色、御納戸 |
| 一 五百文 | (小巾) 黒、媚茶 | 一 五百五拾文 | 紺、花色、御納戸 |
| 絹類 | | | |
| 一 五百五拾文 | 黒、媚茶 | 一 七百五拾文 | 紺、花色、御納戸 |
| 一 三百廿四文 | 淺黄 | 一 五百廿四文 | (小巾) 紺、花色、御納戸 |
| 一 四百文 | 黒 | 一 貳百七拾貳文 | (大廣) 白張 |
| 素練類 | | | |
| 一 七拾貳文 | 絹、紗綾 | 一 百廿四文 | (小巾) 絹其他 |
| 一 貳百五拾文 | (大廣) 縮緬 | | |
| 絹類 | | | |
| 一 三百文 | 黒、萌黄、媚茶 | 一 四百文 | 紺、花色、紫 |
| 一 三百七拾貳文 | 御納戸、千草 | 一 二百五拾文 | 淺黄 |

- 一 壹貫四百文 (廣) 縮緬、紺
- 一 八百文 (小巾) 縮緬、同
- 一 四百七拾貳文 (小巾) 絹、同
- 一 五百五文 紗綾類
- 一 七百元 帶類
- 一 壹貫百文 (巾) 縮緬、同
- 一 壹貫百五拾文 (廣) 絹、同
- 一 六百元 純子
- 一 八百五拾文 西太織、紺、紫

(以下略)

(五) 桐生物産同業組合

本邦機業地として古來隆々の名聲を傳へたる、我桐生織物に對する同業組合組織の起源を釋ぬるに、今を去る貳拾有七年前、即ち明治八年にして、當時王政維新の革命に際し、國內騒然士民未だ其堵に安せざるの狀況なりしを以て、地方絹織物の如きは其餘響を感ずること極めて甚しく、氣息奄々の狀を呈したりしこと、數年の久しきに涉りしも、漸次回

復の好運に向ひ、製品の需用日に増加し、將に積年の愁媚を開かんとするに當り、上文の革命に依り世態一變して忽ち從來の習慣古例を打破したるも、未だ新組織を爲すに至らざるを以て、其機に乗じ地方織物の製産及取引上の如き、往々目前の私利にのみ汲々して、更に永遠の利害を顧みず、我勝ちに粗製濫造の弊を生じ、桐生織物の名聲を失墜せしむるに至りたる折柄、地方有志の輩大に之れを憂ひ、共同決議の末、終に桐生會社と唱ふる一團體を組織し、一般機業家監督の任に該り、右等濫造的織物の製産を防遏する爲め、四種の證紙を製し各自の織物に貼用し、其正否を識別せしむるの方法を定めたり、之即ち桐生物産同業組合組織の起源にして、其後明治十五年に至り、更に買繼商等を加盟せしめ、稍其規模を擴張し、改めて桐生物産會社と稱せり、然るに明治十七年農商務省より、同業組合準則の發布ありしを以て、直ちに同準則に依り、桐生

商工業組合を組織し、大に改良を加へ、共同制裁の實効頗見るべきものありしと雖ども、未だ其權能充分ならず、往々當局理事者をして、嘆聲を發せしむるとなきにあらず、於是乎明治廿七年縣令を以て、織物業取締規則の發布を見るに至れり、依て更に同規則に従ひ桐生商工業組合を組織し、茲に始めて縣令制裁の下に完全なる規約を議定し、縣知事の認可を受け之を執行するに至れり、續て明治三十年法律第四十七號を以て、重要輸出品同業組合法の發布せらるゝや、同法律の下に組合組織を改め、猶又三十三年法律第三十五號に依り、重要物産同業組合法の改定せらるゝや、直ちに組合定款を改正し、今現に同法律制裁の下に、組合行政の勵行に汲々し、日も亦足らざるの觀を呈せり、而して左に同組合現時の組織及業務の要領を摘載し、聊か江湖に紹介し、地方物産顧客の參考に供せんとす、之れ蓋し我が桐生織物が隆々進歩の名聲を博し内外

國の稱賛を受くる所以のもの、決して偶然にあらざるを知るに難からざるべきを信ずればなり、

第一 組合の組織及地區

一、組合組織

桐生物産同業組合は左の各部營業者を以て組織し、其人員左の如し

- 第一部 織物製造業(元機屋と唱ふるもの) 八百五十八名
- 第二部 仲買商 内地織物仲買商 十二十一名
- 第三部 精練及整理業 十 六名
- 第四部 原料絹絲商 六十五名
- 第五部 染色業 二十二名
- 第六部 全 染料商 十 四名

桐生物産同業組合

第七部 全 綿絲商

六 名

合計

一千〇二十名

但以上の各部には各部會を組織し、其部營業上の利害に關する事項を商議決定し、組合長の承認を受け執行せしむるの方法なり、

又現時組合の役員は左の如し

- 組合長 岩崎民三郎
- 副組長 町田啓次郎
- 會計 書上文左衛門
- 評議員 森山芳平
- 全 境野愿八郎
- 全 福田常吉

又顧問役は左の如し

- 全 淺海泰八
- 全 高村勝太郎
- 全 加藤伊勢松
- 全 今泉染太郎
- 森 宗 作 大澤福太郎
- 常見喜太郎 藤生佐吉郎
- 山同藤十郎 飯塚春太郎
- 横山嘉兵衛 白石彌太郎
- 小野里 喜左衛門

二、組合地區

同組合の地區は左の一郡及三ヶ村を區域とす

桐生物産同業組合

第二 組合業務

一、織物證紙

群馬縣山田郡 全郡
 同 新田郡の内笠懸村、藪塚本町、強戸村

前項地區内及地區外と雖ども、桐生織物市場に於て取引し、桐生物産として産出すべき各種織物には、組合に於て發行する左の證紙を其織物一疋一反若くは一卷毎に貼用せしむ、是れ一は需用者をして織物の種類及品質を一見の下に識別せしめ、一は桐生織物たることを證明せしむるものなり、故に此證紙貼用なきものは、桐生物産にあらざるものと知るべし、

一 青色證紙三種 此種類は證紙の形ちを以て區別す以下之に倣ふ
 輸出用織物に貼用せしむ

二、織物の検査

一 紫色證紙三種 内地用純絹織物に貼用するもの
 一 赤色證紙三種 全上絹綿交織物に貼用するもの
 一 黄色證紙二種 全上木綿織物に貼用するもの
 一 茶色證紙一種 全上毛織物及麻織物に貼用するもの

以上の證紙種類を別ちたるは、生織物に對しては量目の多少、染織物に對しては疋又は反等の區別に依り、豫め規定せしむるのにして、又此證紙は單に織物の種類等を識別せしむるの必要上貼用するに止まらず、織物業より徴收する組合費用は、證紙料を以て收入する方法なりと云ふ、

桐生織物として産出する織物は、組合検査掛に於て検査するの規定にして、其検査の方法を二種に分てり、即ち一は輸出品検査

にして、一は内地品検査なりとす、而して輸出品に對しては、其製品を地區外即ち販路地に搬出前必ず組合事務所検査場に持参せしめ、羽二重類に就ては不正の増重(俗に云ふ糊付け)なきや、尺幅の證明あるや、粗製品に係るや否等を検査し、其他の織物に就ては、品質の良否染色堅牢の度等を検査し、正當と認むるものに限り、組合の検査證を貼用し、然る後地區外に發送せしむるの方法なり、依て上州羽二重の名ありと雖ども、検査證なきものは、桐生産織物にあらざるものと斷定するを得べし、

内地織物に對しては、組合検査掛に於て、市場又は仲買商店等に就き、該織物に對し規定の證紙を貼用したるか、製造人の氏名及び丈尺、量目、量目を以て賣買するもの等を證明するの設備あるか、或は品質又は原料用品に對する虚偽の表示なきか、其他顧客

を瞞着するが如き不正品にあらざるや、否等を検査する方法なりと云ふ、

以上検査事項に背きたる組役員に對しては、其不正品は之れを沒收し、且相當の違約金を徴收する方法にして、實に織物検査上至れりと云ふべし、

三、賃業者及職工徒弟等に關する業務

地方織物は其起源極めて古く、従て一般賃業に従事するものに於て、自然織物技術上の素養あるは、大に他地方機業地に對し誇稱するに足れりと雖も、又之に伴ふ種々の弊害なきにあらざ、殊に近來人權問題の餘波は、忽ち職工徒弟の如き工男女の風習に影響し、往々專恣傲慢の弊を生じたるのみならず、追々諸工業の勃興に伴ひ、工男女の不足を告げんとするの場合に乘じ、日一日

其弊害を増長せしむる傾きあるを以て、同組合に於ては定款付則として、賃業物受渡上の規定及職工徒弟雇用上の關係等を定め、各機業家をして其規定を遵守せしむると同時に、渠れ等に對しては充分其弊害を矯正する方法を設け實行せり、而して又一方には、渠れ等に對する褒賞規程を設けて其技藝の優等なるもの、又は品行方正にして業務に誠實なるもの、如きは、之れを褒賞して一般業者を奨励する方法を實行せりと云ふ、以上賃業者及び職工徒弟の良否を監督するのみならず、組合定款の執行を妨ぐるが如きものに對しては、其執行を容易ならしむる爲め、同組合には請願巡查二名を聘用し、常に地區内を巡視せしめ居れり、實に之れが爲め組合員一般の利益渺ならずと云ふ、

四、桐生物産陳列場

本陳列場は、桐生織物の各種を一室内に陳列するの設計にして、本年度の新設に係り、今や建物修繕の工を了へ、陳列品蒐集中に於て、之れが陳列を終るときは、汎く公衆の縦覽に供し望み人には定價を以て賣却するのみならず、注文品の見本として之れが紹介をなし、且組合員の依託販賣をも取扱ひ、専ら販路擴張の方便に供すると共に、一方には博く内外國織物の標本を集めて、當業者の参考に資するの計畫なりと云ふ、

五、組合月報

同組合には、毎月一回機關月報を編纂し、各部組合員に配布せり、而して同月報には毎市の市況、及市價其他織物の産額は勿論組合業務上組合員の参考となるべきものは、細大之れを登載して

六、組合經費
自他の便益を圖れり、

同組合の經費は、組合員各部の負擔にして、其事業の擴張に伴ひ、本年度即ち明治三十四年度の如きは、總額八千參百圓以上の多額に上りたるのみならず、其事業の實効も追々顯著なるに至りたる折柄、明年度よりは縣費より八百圓郡費より貳百圓の補給を仰ぐことに至りたりと云ふ、
右は組合事業の概況にして、僅かに其一斑を掲ぐるに過ぎずと雖ども、輸出品即ち羽二重検査の勵行の如きは、實に其結果非常の好評を博し、追々上州羽二重の信用を回復し、其産額の如きも日一日増加の盛況を呈し、前途大に望みあるに至れりと云ふ、實に組合事業の物産上偉大の効力あるは争ふべからざる事實なりといふべし、

第三 桐生織物種類

桐生地方に於て産出する織物は其種類極めて多く一々枚舉に暇あらずと雖ども、其主要なる種類の名稱を摘記すれば、次の如し、
現今の桐生物産同業組合が、桐生會社と稱せられし頃調査したる明治十六年度織物調査表に據るに、

- 絹織物之部
- 紗綾 尺綾 紋 同尺三寸巾 龍門
 - 龍紗 綾 廣 絹 小巾 絹 縮 緬
 - 廣 紗 小巾 紗 絁 絹 篩 絹
 - 大巾縮緬 小巾縮緬 御召縮緬 南部縮緬
 - 絲織 節絲織 薄羽織 絲織袴地

桐生物産同業組合

龜綾龍門——ハンカチーフ——紡綾織——大和錦
 本國織——琥珀織——同九寸巾——縹子織
 同九寸巾——小純子織——同九寸巾——八端織
 男帶地——腰帶地——尺三寸前掛地——唐綾半襟地
 絹綿雜織之部

綿入縮緬——同廣帶地——綿九寸巾入帶地——東御召
 綿入南部——綿入八端——山田平袴地——柳川紬
 綿——紬——綿入紡績織——尺三寸前掛地

(備考) 明治十六年中に於ける以上各種織物産出点數は、合計六十四萬餘品此價格合計壹百九拾萬圓餘、又点數につき多數を占めしは、綿入南部にて、十七萬千二百九十反と算せられ價格に於て最高位を有せしも、亦綿入南部にして、右点

數に對する價格金貳拾八萬貳千六百七拾五圓參拾九錢なり、毎品の平均價格に關しては、金拾五圓八拾貳錢參厘大巾縮緬之に冠たり、

爾後輸出織物が盛に製織せられ、左の種類を加へたり、

輸出織物之部

平羽二重	紋二羽重	縹二羽重
紋挂	甲斐絹	勾配海氣
薄琥珀	洋服裏地	<small>マブラ、ハンカチーフ</small>

尙桐生織物種類につきては、次項掲載の桐生織物産額表を参照せよ、

第四 桐生織物産額

桐生織物に對する最近三ヶ年の産額を掲ぐれば左の如し、

桐生物産同業組合

桐生工商案内

年次	種類		數量	價格		壹ヶ年總價格
	内地用織物	輸出用織物		價格	價格	
明治三十二年	二,八九七,五九九	三六,二二五	三,〇七五,四七〇.三〇	七,五八六,三二二.五〇	一〇,六六一,七九二.八〇	
全三十二年	内地用織物	一,七八八,五〇六	八,六四七,一八三.九五五			
	輸出用織物	八三五,七四七	七,五二一,七三〇.〇〇〇	一六,一六八,九六九.五五		
全三十三年	内地用織物	一,九四八,五九四	七,〇七一,八九〇.二八〇			
	輸出用織物	二四一,三九二	五,一七六,九四五.九九〇	一二,二五〇,八三六.二七〇		

右は桐生織物全体に對する産額にして、一見甚しき増減繁閑の跡なきにあらざり、然れ共之れ即ち桐生織物の桐生織物たる所以にして、由來地方織物は絹織物産地にして然かも輸出織物は殆んど其半ばを占むるを以て、内外國經濟界の趨勢と之れが變動とは忽ち其影響を感ずること極めて甚しきのみならず、内地品の如きも専ら時好に投すべき新意匠織物の産出に熱中するの傾きあるを以

桐生工商案内

明治三十三年 桐生織物産額表

種類	品名	數量	價格	
			數量	價格
縮緬類	縮緬類	一七,四八二	二五〇,〇九九.二八〇	
	縮緬類	七,〇八三	一,〇九九,六四三.五四〇	
綾織	綾織	一六,二五〇	四〇,一六三.七〇〇	
	綾織	九,五八	五,四一〇.一〇〇	
縮緬類	縮緬類	三,一〇四	三三,二九一.一六〇	
	縮緬類	二九,七六	三三,六六一.四〇〇	

て、其適否に依り大に産額上の異同を來す可きは、勢ひ免かるべからざるなり、而して今三十三年度中に於ける各種織物を内外用品に區別し、且其種類を大別して其産額を示せば左の如し、

桐生工商案內

織		地				種類	
綿	絹	織			品名	數量	價格
觀光縮緬	綿縺子廣帶地	觀光縺子九寸續	小計	雜帶廣地	袴地	八二二	四三二四 ^円
綿縺子廣帶地	綿縺子九寸	觀光縺子九寸續	小計	琥珀廣帶地	琥珀九寸帶地	一二,二五四	五八,七四二 ^円
綿縺子廣帶地	綿縺子九寸	六五,二七六	三,二四二七	縺珍及縺子同上	縺珍及縺子同上	三〇,六九〇	一〇五,七五〇 ^円
綿縺子廣帶地	綿縺子九寸	六五,四五〇	六,三三〇	琥珀廣帶地	琥珀廣帶地	五,五八六	五六,〇三八 ^円
綿縺子廣帶地	綿縺子九寸	九二,四四五	二,五七〇六一,九〇〇	雜帶廣地	雜帶廣地	五,八四八,一八〇	三〇七,三四一,六〇〇
綿縺子廣帶地	綿縺子九寸	二,五七〇六一,九〇〇	七五,五四一,五〇〇	雜帶廣地	雜帶廣地	一,一六九,七三〇	四二,二一六,八〇〇
綿縺子廣帶地	綿縺子九寸	七五,五四一,五〇〇	一,一六九,七三〇	雜帶廣地	雜帶廣地	四二,二一六,八〇〇	

桐生工商案內

輸		物				種類		
平	品名	綿		交		品名	數量	價格
紋及縺羽二重	平羽二重	合計	小計	綿々縺子九寸類	綿々着尺類	觀光兵兒帶地	二,四一〇	七二,三二,四〇〇
紋及縺羽二重	平羽二重	一,九四八,三九四	一,一三〇,九〇	綿々縺子九寸類	綿々着尺類	觀光兵兒帶地	一,五四八,七	三,九一,三二,二〇〇
紋及縺羽二重	平羽二重	四三,九二四 ^円	三,七七八	綿々縺子九寸類	綿々着尺類	觀光兵兒帶地	一,五四八,七	三,九一,三二,二〇〇
紋及縺羽二重	平羽二重	一九,九五四	一,一三〇,九〇	綿々縺子九寸類	綿々着尺類	觀光兵兒帶地	一,五四八,七	三,九一,三二,二〇〇
紋及縺羽二重	平羽二重	四三,九二四 ^円	三,七七八	綿々縺子九寸類	綿々着尺類	觀光兵兒帶地	一,五四八,七	三,九一,三二,二〇〇
紋及縺羽二重	平羽二重	一九,九五四	一,一三〇,九〇	綿々縺子九寸類	綿々着尺類	觀光兵兒帶地	一,五四八,七	三,九一,三二,二〇〇

桐生物産同業組合

桐生工商案内

桐生物産同業組合

品名	数量	價格
紗綾紋巾	一二四反	五九二、〇〇
尺綾紋巾	二八五九反	一〇、六九一、九〇
同門巾	八〇六反	三六一、一九〇
龍門綾	一二一三疋	一〇、一三一、五〇
龍綾	九八七反	二、九三八、七〇
廣絹	三九三疋	二、七四三、四〇
小絹	一三二八九疋	一一七、八一〇、六〇
絹縮	一〇七疋	八七三、〇〇
廣紗	一五七疋	六二〇、〇〇
小紗	六六七疋	三、三四四、八五
結絹	一八〇八疋	五、一九〇、六〇
飾絹	一〇〇疋	六〇六、〇〇
大巾縮	六二二三疋	九八、四八九、四〇

八十五

桐生工商案内

明治十六年度織物調査表

絹織物之部

品名	数量	價格
紋緋絹	七三二疋	一〇、七七一、九〇
甲斐絹	九八三疋	一八、二三九、五〇
薄琥珀服地	二、七二四	九、二八二、三〇
洋服裏地	二、〇〇〇	二八、一五一、九〇
紅梅海氣	八七、七九二	一、五九九、一七〇
マフラ、ハンカチーフ	一、八八〇	四、七七七、六〇
合計	二四、三九二	五、一七六、九四九
總計	二、一八九、七六六	三、二五〇、八三六、二七〇

八十四

桐生工商案内

品名	數	量	價
小巾縮緬	五	五一疋	四、〇七七、〇〇
御召縮緬	一	六四六反	九二、一六五、五〇
南縮緬	一	〇二六五反	五四、二七八、〇〇
糸織	一	〇一〇疋	五四、九六八、二〇
節羽織	一	〇八六四疋	四一、五一八、一〇
薄織	二	一〇三反	六、五四二、〇〇
糸織	二	〇三疋	九一三、五〇
龜綾	二	七六疋	一、一九六、五〇
ハカチ	四	二一疋	四、七三七、〇〇
紡綾	二	二疋	一一八、五〇
大和錦	一	四六九九本	一五八、七四八、〇〇
本國織	八	一五七本	七四、一六〇、〇〇
琥珀織	二	五五四本	二一、三八三、二〇
同織	二	五九六一本	九六、四九五、九〇
繻子織	四	一一一本	三八、二〇九、〇〇

桐生工商案内

品名	數	量	價
同純九寸巾	一	六四四〇本	七三、一五二、四〇
小純九寸巾	六	三三〇本	三三、八七四、二〇
同純九寸巾	二	四四九本	六三、八九六、四〇
八寸端織	六	五四三反	二二、九〇二、〇〇
男端織	一	五九七本	五、三六七、七〇
腰帶	二	〇五本	三八二、一〇
尺三寸巾	三	二〇六反	一二、七七七、九〇
唐綾	一	二三三疋	七、八四五、〇〇
綿入縮緬	二	一〇一疋	一六、七一〇、四〇
同廣帶	四	三七九〇本	一三八、五二六、四五
(綿入九寸巾)帶	一	六六七二五本	一九七、三六八、六五
東御召	三	〇〇八四反	六九、七一九、四〇

絹綿雜織之部

桐生物産同業組合

品名	數量	價格
綿入南端	一七一・二九〇反	二八二・六七五 ^円 ・三九
綿入八端	一八二・五九反	四〇・八一・一〇
山田平袴地	八九三疋	三・一五三・三〇
柳川紬	五七反	一〇二・六五
精入紡績織	一七七九反	四〇〇・七七五
綿入紡績織	五二七反	一〇九八・七五
二日概計	九二七七反	二二・七五九・七五
六拾四萬餘点		壹百九拾萬圓餘

第五 桐生織物市場及賣買

一、市場

桐生織物市場の起源は、遠く享保年間にして、當時は僅かに毎月日(毎月三七の日)を以て市日となしたるを維新後三八の日と改

めたり)市街の路傍に高さ見世臺を置き、其上にて買入れたるものにして、其織物も單に太絹(仁田山紬の名ある所以なり)の一種に過ぎざりしに、今や町内二ヶ所(一ヶ所は桐生新町一丁目にあり、一ヶ所は全五丁目裏にあり)に各間口四間奥行三間半の六棟を以て常設市場を建築し、特に織物賣買の市場に充て、一市の取引價格は、貳拾萬圓内外の巨額を占め、且其織物種類の如きも、高貴なる美術的純絹織物より、粗雜なる普通綿織物に至る迄、幾數十の多き各種の製品を販賣するの盛況を視るに至れり、實に今日の盛況を以て、開市當時を追想すれば、全く夢想にも思ひ設けざりし發達と云ふべし、今織物賣買の手續を概言すれば、左の如くなりと云ふ、

二、内地用織物の賣買

地方織物の賣買は、内地品に在りては市場取引を爲すもの普通にして、之れが仲買商は毎市日一定の市場に出店し、地方の各機業家より織出せし各種織物に就き、全国各地の華客より注文せし織物を買入れ、之れを各地に輸送する方法にて、實に毎市々場内の雑踏と其混雜とは、筆紙に盡し難き盛況を呈せり、而して其注文の方法は、見本柄行又は價格等を標準として申し送るものなり、尤も往々華客自身市場に就き現品の品質柄合等を實見し手合を爲すものなきにあらずと雖ども、其取引は必ず仲買の手を経るもの多し、之れ賣買者双方の便利より成立ちたる慣習にして、各種の織物を仲買商が一手に取纏め多量の注文に應ずるは、華客の便とする所にして、又仲買商が多數なる華客に對し自己の責任を以て賣買取引の衝に當り金融を興ふるは、機業家

の利とする所なり、加之華客に在りても僅々たる一定の手數料（即ち口錢）を支拂ひ仲買商の手を経るときは、之れが買入品に對する一切の責任をして仲買商に負はしむるを以て、萬一不正品等有之時は、直ちに之れを返戻し其代價を辨償せしむるの利益あるが故に、其手を経るもの多きは自然の勢ひなり、然れども各地華客より直接機業家に注文するものなきにあらず、又機業家に於ても進で其注文に應ずるは勿論なりと雖ども、如何せん相互間信用の程度分明ならざるを以て、往々取引上の不便を來し、圓滿を缺くの恐れなしとせず、是れ直接取引の發達せざる一原因なりと云ふ可き歟、

以上内地品取引の現況にして、今其手數料の標準を擧ぐれば左の如し、

仲買商口錢の規定は左の如し

一金壹萬圓未満(壹ヶ年買收高) 口錢壹分八厘

一金壹萬圓以上 (全) 上 全 壹分五厘

一金參萬圓未満 (全) 上 全 壹分五厘

一金參萬圓以上 (全) 上 全 壹分貳厘

但本文口錢の外荷造上に要したる費用は、其費用を請求し、又品代金にして顧客の便宜に依り他所渡し手形又は小切手等を以て送金せられたる場合に於ては、相當の取付け手数料若くは割引料を申受くる規定なりと云ふ、

三、輸出用織物賣買

輸出織物は、内地用織物の賣買と大に其趣きを異にせり、抑も輸出織物の取引は、直輸出の方法未だ行はれず、多くは外國商館の

注文取引にして、然かも内地品と均しく輸出商の手を経るもの十の八九に居れり、而して仲買商と機業家との取引は、之れを大別して二種に分つを得べし、即ち一は現場取引にして、一は委託取引なり、現場取引とは最初仲買商より或る織物を注文し其際數量、品質、丈尺、量目、價格等を取極め取引を豫約し、該品織上りたる時は、機業家は之を仲買商店に持行き、現品の見分を受け、合格品は其場にて直ちに取引を結了するものを云ひ、委託取引とは機業家に於て仲買商より外國商館の注文を受け、織上りたる時は、仲買商店の手を経て、該商館に送り、商館にて現品を見分し其賣買價格を定め、賣買の成立を見て始めて仲買商に對し一定の手數料を支拂ひ、取引を結了するものにて、現今多くは現場取引の方法に依り、取引するもの十の八九に居れりと云ふ、

桐生工商案内

而して現今輸出品として、最も多額の産額あるものは、平羽二重、紋羽二重、匂配甲斐絹等にして、毎市取引価格は、概ね八九萬圓以上にするると云ふ、實に本邦輸出品先進機業地として、其名内外に噴々たるもの、全く故なきにあらざるなり、今内地用及輸出織物仲買商の重なるものを掲れば左の如し、

一輸出織物仲買商(桐生在住)

- 群馬縣山田郡桐生町二丁目 書上文左衛門
- 同 縣同 郡同 町五丁目 境野源八郎
- 同 縣同 郡同 町六丁目 神山喜一郎
- 同 縣同 郡同 町新宿 須東辨次郎
- 同 縣同 郡同 町新宿 朝倉喜藏
- 同 縣同 郡同 町六丁目 大澤久藏

桐生工商案内

- 同 縣同 郡須永 星野直吉
- 同 縣同 郡桐生町三丁目 高木辰男
- 同 縣同 郡同 町 柳田新一郎
- 同 縣同 郡同 町東安樂土 新井定次郎
- 同 縣同 郡同 町四丁目 鈴木留太郎

(他地方より出張する者)

- 栃木縣足利郡足利町五丁目 磯部安次郎
- 同 縣同 郡同 町 丸山芳藏
- 同 縣同 郡同 町 辻豊平
- 横濱市本町二丁目二番 木村儀八
- 横濱市 半田辰藏

一内地用織物仲買商(桐生在住)

桐生物産同業組合

桐生商工業案内

群馬縣山田郡桐生町二丁目 書上文左衛門
 同 縣同 郡同 町四丁目 三地合資會社
 同 縣同 郡同 町五丁目 小野里合資會社
 同 縣同 郡同 町二丁目 三井吳服店出張所
 同 縣同 郡同 町三丁目 高村勝太郎
 同 縣同 郡境野 石井政平
 同 縣同 郡廣澤 丹羽長平
 (他地方より出張する者)
 栃木縣足利郡足利町 岩下善七郎
 同 縣同 郡同 町 川島久三郎
 同 縣同 郡同 町 金井傳三郎
 同 縣同 郡同 町 稻村商店主任 井多吉
 同 縣同 郡同 町 田野井多吉

桐生商工業案内

同 縣同 郡同 町 安田源藏
 同 縣同 郡同 町 岩下儀兵衛
 同 縣同 郡同 町 大竹與平
 同 縣同 郡同 町 大山岩次郎
 同 縣同 郡同 町 戸叶彦平
 同 縣同 郡同 町 齋藤高二
 同 縣同 郡同 町 小佐野久四郎
 同 縣同 郡同 町 木村商店主任 新八
 同 縣同 郡同 町 影山長藏

(以上明治卅五年八月現在)

各地に於ける織物販賣業者以外の需要力を喚起し、且大に桐生織物の
 聲價を高めんとする旨趣にて、四十銀行舊支配人秋田宗四郎氏が立案起

稿せられし、織物共同販賣所規則は、頗ふる其當を得たるものと思惟す
因て之を左に掲出して愛讀者の一燦に供す、

織物共同販賣所規則

- 一、當地産出織物需用者の便宜を計らんが爲め、織物共同販賣所を設
く、其事務所を當分の内桐生物産同業組合に依囑すべき見込なり
とす
- 二、織物共同販賣所が、各地需用者より織物類の注文を受けたる時は、
可成速に當地物産の廣告ともなるべき適品を撰擇し送付の手續
をなすべし
- 三、前項の織物を機業家より買入れたる時は、其當日より向十日間内
に其代金を仕拂ふべし、但送品に對する代金にして發送后十日間
を經過するも、尙回收せざる時は、特別の方法により仕拂を爲すべ
きものとす

- 四、織物共同販賣所には仕入帳並に賣上帳、金錢出納帳、荷送帳及び之
に伴ひ必要なる諸帳簿を設くべし、其様式は別に之を定む
- 五、織物共同販賣所は、毎年六月及十二月の両度に決算報告を爲すべ
し

織物販賣規則

- 一、當地産出の織物類御入用の御方は、左記の事柄を詳記し、群馬縣山
田郡桐生町織物共同販賣所へ御注文可被下事

- 一 品目
- 一 柄行、色合
- 一 數量、一反、一匹、又は何本
- 一 重量

一 製造者に御望ある場合には其製造者

一 御入用の時期

一 右の外必要なる事項

二、 當販賣所は前項の御注文に接したる當日より向一週間内に取揃へ、代金引換小包郵便を以て送付すべし、又一反の御注文なるに、一反物なき場合、若くは御注文に相當する織物類なき場合には、直に其事情を回答すべし

三、 當販賣所は營業的にあらずして、只當地物産の販路擴張の爲廣告旁御入用の御方に對し御便宜を圖るの主趣なれば、可成物品を精撰し誠實に其取扱を爲すべし、故に御送附の物品にして萬一不良なる時は、何時にても代金御返却すべきに付、代金引換小包郵便を以て、御還付可被下事

但本項御注文品御返還の期間は、御注文品發送當日より一箇月間に限る、此期間を経過するものは、假令如何なる事情あるも織物共同販賣所は引換の責に任せざるものとす

四、 織物共同販賣所に於て發送する仕切書には、運賃並に其他の費用を原價に加算し、其内譯を明記すべし
右販賣上に係る事務一切は便宜桐生商工業同業組合へ交渉の上囑托すべき見込なりとす

第六、 桐生織物製産上に關する各種の營業者

桐生織物に關する各種營業者中、其重なるもの及び織物製造家各自の織物種類の一、二を略記すれば、左の如し、但此種類は時々變更例へば内地用織物沈衰したる時は、輸出織物に代り其他時の盛衰繁閑に依り其織物種類を變ずるもの多しするを以て、唯現時製

桐生工商案内

産する織物の重なる種類を附記したるものと知るべし、
第一、織物製造家

一羽二重又は勾配甲斐絹類製造家

桐生新町

青木久四郎 岡本友吉

岩下才助 小林與市

大澤榮八 五十嵐豊太郎

新居小八郎 小島良太郎

山下さよ

桐生町東安樂土

森山芳平 服部道知

高木鐵太郎 金井佐八

桐生工商案内

桐生町西安樂土

岩崎和吉郎 樋下田仙藏
須永富三郎 鹽谷龜次郎

石原和一郎 石原仙太郎

金居善太郎 笠原才四郎

谷治平

桐生町下久方

田面國藏 丸木政吉

清水周吉 時田龍八

佐伯芳藏 稻邊祥藏

梅田村

青木保藏 中島代次郎

桐生工商案内

境野村
森下新三郎
前原龜太郎

石井濤吉
淺海專三郎

新井定五郎
田島豐太郎

高桑榮太郎
茂木憲二

大屋忠三
八十田時次郎

飯田廣吉
石井磯五郎

八十田繁三郎

相生村

森田福太郎
今泉益太郎

星野周作
中島勝太郎

岩崎市太郎
藍原和十郎

野村長十郎
糶山太郎次
蛭間米吉

川内村

桑原佐吉
高草木仙次郎

園田豐松
園田才三郎

早乙女幸三郎
園田仙太郎

須藤定吉
園田六郎次

園田藤作
星野喜代三郎

星野久治
中里喜藏

長谷長軌
星野國太郎

星野八十松
星野林次郎

須藤繁七
青山彌八

桐生物産同業組合

桐生工商案内

大間々町及福岡村

青山直次郎	星野光次郎
高草木嘉吉	今泉源作
今泉作彌	高草木松次郎
關根彌三郎	高野嘉吉
田村宗吉	

山同藤十郎	富澤政八郎
-------	-------

山同善作	穴原貞藏
------	------

穴原德三郎	穴原德彌
-------	------

穴原宗九郎	赤石峯吉
-------	------

阿久津廣吉	
-------	--

新田郡笠懸村

町田啓次郎	
-------	--

栃木縣足利郡小俣村

白石彌太郎	山藤六右衛門
-------	--------

大須賀忠四郎	津久井周藏
--------	-------

全菱村

園田龜三郎	田村瀧三郎
-------	-------

相田與惣吉	横塚佐吉
-------	------

山田郡蓮川村方面

高野平七	
------	--

一紹製造家

境野村

田島幸吉	田島德太郎
------	-------

桐生物産同業組合

桐生工商案内

桐生工商案内

廣澤村
田島覺三郎

岡田清太郎

桐瀬長三郎

岡田源次郎

荻野藤次郎

相生村
加藤英三郎

三田竹次郎

藍原角太郎

下山清次郎

内田秀藏

下山忠四郎

蛭沼慶三郎

須永專次郎

下山文八

青木德次郎

中林鶴吉

石原近吉

蛭沼國三郎

青木安次郎

尾澤元吉

蛭間作太郎

今泉染太郎

藍原常吉

藍原定三郎

川内村
中里榮一郎

中里善次郎

前原元吉

大沼柳吉

園田源作

中里濱吉

前原治平

香取龜次郎

諏訪藤三郎

星野繁次郎

桐生物産同業組合

桐生工商案内

桐生工商案内

333

大間々方面

今泉重平 須永常三郎
高草木米吉 蓼沼嘉一郎

星野善藏 星野慶三郎

石原龍司 石原周作

毛里田村

菊地貞次郎 江原仙太郎

小堀千代松 田島儀平

岡部孝吉 茂木清三郎

新田郡笠懸村方面

岡部馬次郎 岡部新三郎
岡部愛三郎 菊地常吉

金井重内 芝崎寅吉

一縮緬製造家

川内村

星野喜代三郎 今泉熊吉

今泉久藏 今泉金次郎

今泉晴吉

新田郡笠懸村方面

藤生仙五郎

一綾地胴裏製造家

境野村

飯田清七 新井福太郎

新井寅太郎 下山惣七

桐生工商案内

桐生物産同業組合

桐生工商案内

高橋 丈吉
高橋 良吉
大川 武三郎
石井 八三郎
足利郡小俣村
白石 彌太郎
津久井 秀藏
大屋 鐸作

一 繻子類製造家

桐生新町

加藤 正一
福田 六三郎
小山 福太郎
小山 喜十郎
小山 宗太郎
福田 和十郎

桐生工商案内

丸岡 紋三郎
本多 せき
乙部 金平
前原 準一郎
金谷 賀一郎
矢島 和吉
原勢 九介
川井 彌平
增田 彦平
竹内 富藏
前原 寛次郎
前原 傳次郎
鈴木 徳平
金谷 芳次郎
山口 彦藏

桐生町西安樂士

增田 定吉
星野 高次郎
小鷲 喜次郎
内沼 周吉
星野 清吉
川瀬 只二

桐生工商案内

持丸 久次郎
桐生町新宿

桐生織物株式會社

山 忠 助

笠原伊勢吉

朝倉庄次郎

桐生町下久方

茂木 米 吉

石川雄次郎

岩崎長次郎

眞尾源一郎

大島武平

遠坂伊太郎

周東文次郎

岩野直次郎

小林安太郎

石川多一郎

田村新八

落合忠四郎

栗原亦五郎

桐生工商案内

桐生町東安樂土

田島忠吉

松本房太郎

齋藤嘉吉

田中平十郎

渡邊只七

岡部重三郎

蓼沼重吉

江原龍八

下山仲吉

和田庄平

奈良嘉平

小林輝太郎

小林要藏

橋本茂十郎

小林もと

早川常吉

大澤榮太郎

細谷安藏

園田重吉

津田惣平

秋田角次郎

松岡熊太郎

桐生工商案内

境野村

金子政吉	服部芳松	稻村幸藏	山崎龜吉	大屋信三郎	大屋直太郎	牧島新一郎	梶山利八	新井百三郎	須藤由藏	梶山千代吉
下山萬七	伏見金藏	秋野五三郎	田中佐平	淺海泰八	上山國太郎	新井元次郎	栗原安次郎	新井浦吉	梶山寅吉	梶山彌會吉

桐生工商案内

小俣村

桐生物産同業組合

前原吉藏	大川信助	伊藤條吉	大川幸三郎	一編珍類製造家	桐生町東安樂土	後藤定吉	桐生町下久方	稻村由五郎	桐生町新宿	岩野新三郎
岩下角三郎	吉田喜太郎	別府伊三郎				矢野千代松	金子清太郎		大澤德次郎	

桐生工商案内

廣澤村

彦部善市郎

西場幸平

西場作太郎

藤生佐吉郎

西場富八

常見和三郎

一琥珀帶地製造家

桐生町新宿

福田森太郎

横山嘉兵衛

福田兼吉

福田和一郎

暮田三千造

周東伊勢次郎

福田常吉

周東藤太郎

福田半次郎

笠原嘉吉

横山誠一郎

江原唯一

桐生工商案内

村田徳次郎

小林源次郎

藤掛常藏

鈴木秀吉

常見吉太郎

小林喜三郎

笠原庄五郎

桐生町下久方

栗原清七

廣澤村

藤生豊吉

藤生直次郎

小林惣太郎

荻原源次郎

藤掛藤吉

西山政藏

常見和吉

井田子之吉

正田貞次郎

藤生國三郎

桐生物産同業組合

桐生工商案内

蕪川村方面

阪上忠七

一薄琥珀類

桐生町新宿

江泉政右衛門

江原貞助

須東友次郎

横山嘉兵衛

廣澤村

藤生佐吉郎

飯塚春太郎

周東林三郎

荒川榮吉

金子直吉

荻野浦次郎

周東増藏

荻野清三郎

一洞裏地類製造家

桐生工商案内

廣澤村

飯塚春太郎

中里善吉

毒島徳次郎

荻野芳太郎

一倭帶地製造家

廣澤村

荻野條三郎

飯塚勘五郎

周東伊之吉

飯塚源三郎

一御召絲織其他着尺織物製造家

桐生新町

神山傳四郎

北川頼一郎

森九郎

大澤久藏

桐生町東安樂土

桐生物産同業組合

森山芳平 小林榮太郎
 木村階藏 森島孫四郎
 岩崎慶三郎 中島政吉
 桐生町西安樂土

大澤源作 近藤松平
 桐生町新宿

木村芳太郎 岩澤善助
 齋藤元四郎 岩澤富士吉
 小島仁右衛門

桐生町下久方

北川恭平 住吉善藏
 田村雄三郎 金子徳三郎

相生村

森田福太郎 池田龜之助

韭川村方面

茂木卯平 秋草直右衛門

第二、桐生織物仲買商

本項仲買商の重なるものは織物賣買の部に掲げたるを以て之を略す

第三、桐生織物精練及整理業

本項營業者にして其重なるものは

岩崎民三郎、栗原佐吉、徳永鐵三郎、江原庄兵衛、須東辨次郎、佐々木元次郎、朝倉茂三郎、藤掛勝太郎、吉田儀平(以上桐生町境野清光舎(境野村)等なり

第四、桐生織物原料絹絲商(但生絲商を除く)

本項營業者として重なるものは

吉田齋三郎、栗原松藏、今泉勝藏、吉田徳平、中村利八、平田榮三郎、藤掛勝太郎、蓼沼貞四郎、朝倉文三郎、朝倉豊太郎、宮澤文三郎、山儀十郎、藤掛辰三郎、中山藤太郎、小林龜太郎、金子傳八郎、以上桐生町、淺海泰八、田島伊八、金丸等以上境野村、板倉岩五郎、箕輪盛三郎、吉田文二郎以上菱村等なり

第五、桐生織物原料染色業

本項營業者として重なるものは

栗原吉平、長谷川幸作、吉澤松太郎、小島峰藏、須東辨次郎、角田定次郎、齋藤金三郎、大澤喜一郎、齋藤長平、桐生町等なり

第六、桐生織物原料染料商

本項營業者として重なるものは

小林利平、矢野久左衛門、佐々木傳吉、山田稻吉、平田小三郎、榎本與三郎、大澤茂兵衛、石井嘉七、柳田治郎、右衛門、山田國太郎等なり

第七、桐生織物原料綿絲商

本項營業者として重なるものは

佐々木傳吉、竹内政吉、齋藤重三郎、齋藤形次等なり

第八、桐生織物紋工師

本項紋工師として其重なるものは

笠原才四郎、高橋元次郎、石田春太郎以上桐生町、彦部忠七郎、藤生秀三郎以上廣澤村等なり

第九、機具職

桐生物産同業組合

本項機具職として重なるものは

神田安次郎、岩崎榮藏、石村儀平、伊藤萬太郎、高橋松次郎、村田兵作、新橋兼吉以上桐生町等なり

第十、機拵職

本項機拵職各種の織物を機臺に取付けるものを云ふとして重なるものは

齋藤幸三郎、岡部卯子、山口善次郎、吉澤時次郎、神田安次郎、金子巳三郎、關根島一、比企定五郎、大澤庄太郎、田代龜太郎、田所菊次郎、高橋幸作、森留三郎、比企喜十郎、岩崎文三郎、飯島岩吉、知村龜太郎、石川熊太郎、中村龍吉、鈴木藤太郎、高川岩吉、早川常吉以上桐生町、大澤寅吉、阿久津秀次郎以上境野村、星野兼吉、川内村、下山武三、相生村、周東佐平、廣澤村等なり

第十一、箴職

本項箴職として重なるものは

竹田貞次郎、岩脇庄三郎、高橋玉五郎、佐藤要藏、赤井清太郎、君島

新吉等なり

以上

(六) 大間々蠶絲同業組合

全組合は明治卅三年六月廿五日に創設せられ、群馬縣山田郡大間々町大字大間々第千五十五番宅地に事務所を置き、生絲製造業、生絲賣買業、蠶斗絲賣買業、生皮苧賣買業及繭賣買を以て組織し、其地區は山田郡一圓勢多郡の内、東村、黒保根村、新里村、粕川村、宮城村、新田郡の内、笠懸村、藪塚本町、強戸村、九合村と定む、

大間々蠶絲同業組合

同組合の調査せし明治三十四年上半年季生絲産額月別表次の如し、
明治三十四年上半年季生絲産額月別表

月別	量	價	格	圓當
一月	一、〇一七、〇〇〇 ^費	四三、四六二、三九〇 ^円	二三四、〇〇	二三四、〇〇
二月	八四六、〇〇〇	三四、五三〇、六〇〇	二四五、〇〇	二四五、〇〇
三月	八二三、五六六	三四、四八一、七五〇	二三、八〇	二三、八〇
四月	一、五八四、一五五	六二、九〇七、三二〇	二五、一〇	二五、一〇
五月	一、〇一〇、五五〇	四二、七〇九、〇四〇	二三、六〇	二三、六〇
六月	九〇〇、六六七	三七、二七六、六四〇	二四、一〇	二四、一〇
計	六、一八一、九三八	二五五、三六七、七四〇	二四、二〇	二四、二〇

(七) 交通運輸及通信

明治維新以前に在ては、固より馬車腕車の便あり、一般は徒歩に由るが、

稀に駕籠に揺らるゝ有様にして、桐生へ往來する者多くは、脚絆草鞋穿なり、當地元來驛路にあらざれば旅客の要路に衝らず、僅に天明より足利、桐生を経て足尾に達するに通過せらるゝに過ぎず、従て日々の交通頻繁ならずと雖ども、織物製産地丈に相應の交通なきにあらざり、蓋し徳川氏の政略は、諸侯の武力に應じて之を割據せしめ、以て互に相對立せしめ、事を未發に防ぎし結果、一國一郡若くは一村の團結力が強固となればなる程、其間自ら障壁を生じ、已むを得ざる事情あるにあらざれば、往來せざるに至りしなり、換言すれば徳川氏の方針は、交通の便宜を計らざりしのみならず、反對に可及的交通の度數を減少せしめんとを欲せしかば、交通の便開けざりしも無理ならず、又徳川氏が諸侯を駕御する一政略として、參勤交代の制を設けたりしが爲め、東海道、中仙道或は木曾街道の如きは諸侯の通路となり、且つ之に隨伴する交通の必要あり

るを以て驛路は自然交通頻繁となり、其以外は交通自ら少く趨勢とはなりしなり、一般の形勢此の如くなるにも不拘、桐生が比較的交通の便ありしは、之れ其製産品たる織物に歸因すと言はざるを得ず、然りと雖ども今日の交通と比較する時は、極めて迂遠なるものにして、熊ヶ谷より中仙道を経て、東京其頃の江戸に達する道程廿餘里、少くも二日を費す、又猿田河岸より船路を行くも一、二日一夜を経ざれば江戸へ入るを得ず、陸路を行くものは熊ヶ谷又は鴻ノ巣に一宿し、船路を行くものは猿田に一宿し、一日一夜は船中に起臥す、交通の工合此の如き状況なりしを以て、桐生へ出入する輩の十中の九迄は、直接織物に關する旅客に過ぎざりき、

維新以後は遠ざくるの政略に反し、出來得る限り近けんとする主義を取られし恩澤に浴するを得たり、之が爲先づ陸路の便稍開け、腕車又

は馬車流布の頃に在ては、東京への來往漸く輕便となる、之れ一は道路の修繕漸次完美に近づぐが爲にも因るものにして、桐生より太田を経て熊ヶ谷に至る九里許の道程を一日道とし、同宿に假寢の夢を結び翌朝馬車の便を藉りて東京へ着するを得、尙一進して中仙道鐵路の熊ヶ谷を通過するや、此處より列車中に舊路の困難を語り馬車、轉覆談に願を解く間には、早や上野、上野の聲を聞く、明治廿二年の頃再進して舊兩毛鐵道の小山より桐生へ通ずるに至り、半日弱を費せば所謂江戸、子の仲間入をなし、全鐵道が前橋へ達したる後は、左右何れの方面に向て、桐生停車場を出發するも、花の都へ飛行し得る機會を得べく、上野、桐生間の來往漸時頻繁となる、即ち桐生より小山を経て上野へ到着すべき列車の發車度數日に七回、前橋を経る全列車の發車度數日に六回、上野より小山或は前橋を経て桐生へ着すべき列車の發車度數、何れも八回、

故に桐生より上野行列車の發車度數は、合計日々十三回にして、上野より桐生へ着すべき列車の度數は、合計十六回なれば、桐生、上野間日毎の往來回數は廿九回なりとす、又桐生より小山行或は前橋行列車の發車回數は、共に八回宛なり、此汽車に投じて小山驛より奥州線に乘替へなば、約十二時間にして仙台に達し、水戸線に移りなば、約四時間半にして水戸へ着し、方面を轉じて高崎より信越、北越兩線を利用する時は、約十數時間にして沼垂、新潟市を去る廿餘丁に至ることを得べし、今や鐵道事業は益擴張の進運に向ひ、田野となく山中となく將た海岸となく、四通八達の盛況なれば、昔の江戸見物今の伊勢參宮に比すべく、今の洋行、昔の伊勢參宮より容易とはなれり、徐に今昔交通の便を對照するとき、は、呆然自失せざるを得ず、一時は旅客の競争を試みたる猿田船、今は其名をだに談ずる者なし、

鐵路の交通の發達が桐生を進化せしめたる大要上記の如し、鐵路又之に勵行して歩調を完全の區域に進め、桐生地方は固より足利大間々等へ達する道路、又昔日の光景にあらず、縣費五萬餘圓の鐵橋は、近き將來に於て、渡良瀬川に架せられ、以て貨車人馬の交通に便益を與へんとす、今次に桐生より重要な各地へ達すべき汽車哩數、並に道程を掲げ、旅客の一燦に供せん、

桐生—前橋—上野間	八十七哩十鎖
桐生—小山—水戸間	七十四哩四十鎖
桐生—小山—上野間	八十哩六十六鎖
桐生—高崎—直江津—沼垂間	二百廿五哩六十五鎖
桐生—前橋間	十八哩一鎖
桐生—高崎間	廿四哩十鎖

桐生—前橋—新町間 三十哩五十鎖

桐生—足利間 九哩十四鎖

桐生—伊勢崎間 十哩六鎖

桐生—小山—日光間 七十五哩六十八鎖

桐生—小山—宇都宮間 五十哩六十八鎖

桐生—高崎—長野間 九十五哩廿七鎖

桐生—高崎—磯部間 卅五哩四鎖

桐生—小山間 卅二哩七十四鎖

(以上汽車哩數)

桐生—太田間 四里

桐生—熊ヶ谷間 九里

桐生—足利間 四里

桐生—前橋間 七里

桐生—伊勢崎間 四里

(以上道程)

注意 卷首鐵路略圖及瀛車賃金便覽表參照

通信の便否は又交通の如何に随伴するものにして、交通の路開けざれば争か通信の便を得ん、察するに通信の初歩時代に在ては、幸便に因りしに外ならず、郵便は儲置き、電信思ひも寄らず、電話夢にも知らざるは、豈啻に桐生のみならずや、蓋し聞く三度笠の名稱は、毎月三回加州より江戸通の飛脚が戴きしに起因すと、夫れ或は然らん、故に其昔桐生に於ける通信の程度は、前掲交通の進歩に準じて推知し得べきのみ、運輸の關係も亦然り、

抑徳川幕府の頃江戸には、江戸屋仁三郎、泉屋甚兵衛、島屋左衛門、京屋彌

交通運輸及通信

平等の飛脚屋ありて、文通、送金、手形、荷物の運搬等の事業を営みたり、寛政の頃桐生に十七屋と稱する飛脚屋ありて、右の業務を執りしが同家閉店後、十七屋の墓は妙音寺に在り、江戸の京屋彌兵衛は其殘務を引繼ぐべき支店を先づ桐生町二丁目に設置し、次に島屋左衛門は又別途に支店を桐生町四丁目に設置し、互に交渉しつゝ、飛脚業を営みたり、文化の頃二丁目京屋彌兵衛支店火を失し、桐生町壹丁目へ移轉し、現今平田準一郎居宅の邊にて、従前の如く飛脚業に従事せり、其業務の大体述べれば、文書又荷物の配達は依頼人の指定に従ひて、其名宛先へ届けたり、送金には二種の取扱法あり、一は金銀を荷物とし、一は手形式に因りて送達するなり、前者に在ては運賃が重量に關係すること勿論なれば、金貨は銀貨に比し金額の割合に、其手数料廉也、次に手形書式を示さん、

引替申手形之事

一金何百兩也

何屋何兵衛殿、分、但し御出方の名前認める事

右之通御封印の儘、儘に請取申候處實正也、則無相違差送申候間、御地參着砌、此手形を以引替、御請取可被成條、無相違御渡可被下候、尤も御吟味もの三ヶ年限に御座候、爲後日引替手形仍而如件

上州 桐生

年 月 日

京 屋 彌 兵 衛

江戸室町二丁目

京 屋 彌 兵 衛 殿

取組先は、京都東洞院三條上ル、近江屋幸三郎、大坂舟越町尾張屋宗右衛門、甲府山田町京屋彌兵衛、奥州福島京屋彌兵衛、奥州仙台京屋彌兵衛等發送日、京屋は月に四、九、六才、島は月に四、八、六才なれば、毎月十二回、江戸

へ向け文書金銀、荷物等を送出す、而して飛脚屋の大得意先は織物買次商なれば、買次商の文書は、其報酬として、義務的に無償にて配達せり、送達先が桐生附近即大前、如來堂等の如き場合には、桐生より直に配達すれども、京、大坂、其他附近へ到達すべき分は、一旦馬背にて江戸へ送付し、然后、夫々届先へ輸送す、江戸へ送付するには陸路の外、依頼者の請求に由り、猿田河岸より船積にて送るとあり、陸路、熊ヶ谷を経て江戸へ入るには、日數約二日半を要し、船積となすときは、三日乃至四日を要す、其頃に於ける貨物の統計を得んとせしが、精密なる調査をなすと能はず、只其概數を得たるのみ、古老の傳ふる所に據れば、京屋、島屋、各店、普通六才の平均額は五駄にして、四駄乃至六駄の間を上下し、稀に參駄となる、初荷は一ヶ年中貨物高最も多く、盛時に在りては、百駄以上、下りても廿五駄即ち當時に比すれば、約五倍なりとす、

故に初荷發送の際には三日乃至數日引續きて送出すと云ふ、其頃規定せられし文書、送金、荷物手數料の概要を擧げん、

○飛脚料概班

- | | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 一 御丸様 | 一 西御丸 | 一 二の御丸 | 一 田安様 |
| 一 清水様 | 一 一橋様 | 一 尾州様 | 一 紀州様 |
| 一 水戸様 | 一 加州様 | | |

右者左に記す御屋敷、寺院方の定賃の外、別仕立百文宛可申請事

○御屋敷寺院方賃

- | | | |
|-----------------|---------|--------|
| 一金百両に付 | 八百五十文 | 改正分銀廿文 |
| 但し金銀交の簡は銀貨に可申請事 | | |
| 一銀百両に付 | 壹貫七百五十文 | 同上卅文 |
| 一手形入狀 | | 七文 |
| 一六封狀 | 百文 | 同上二文 |

交通運輸及通信

桐生商工案内

一 御状箱 百廿四文 同上三匁

一 格別遠方は別段に賃可申請事

一 荷物壹貫目に付 二百七十五匁 同上七匁

尤も三貫目以上は二百五十匁の割合(其后銀七匁に改正)

但し汗垂物、嵩張物等は總て三割増可申請事

○御見付内町方 (東京日本橋邊)

一 金百兩に付 六百五十文 改正分銀十五匁

一 銀百兩に付 壹貫四百五十文 同上廿五匁

一 手形入狀 六十四文 同上三匁

一 書狀 廿六文 同上二匁

一 大封狀 四十文 同上

一 錢三百文迄狀賃の外に 廿四文

但し百文に付四文の割合

一 荷物壹貫目に付 百八十文 同上六匁

大間々足利は 三百五十文 七匁七分

桐生商工案内

一 水物、嵩物總て三割増

○御見付外町方 (東京神田邊)

一 金百兩に付 七百五十文 改正分銀十八匁

但し金銀交の節は銀賃可申請事

一 銀百兩に付 壹貫五百文 同上廿八匁

一 手形入狀 百文 同上五匁

一 大封狀 五十文 同上二匁

一 荷物壹貫目に付 二百卅二文

格別遠方は仕立にて差遣候故賃銀別段届け壹里百文の割合を以可申請事

○伊勢崎、太田

一 荷物壹貫目に付 五十文 改正壹匁見計ひ

但し百目迄 卅二文

一 書狀 十六文

○大間々、足利

一 荷物壹貫目に付 卅二文

交通運輸及通信

但し小割は見計ひ
一書状 十六文

右は町方に限り在には別段届け賃相掛り申候

○足尾銅山

足尾銅山賃錢之義は天保十三寅年殿敷御趣意に付定賃の内直引致候則左の通り

一金百両に付 八百廿四文

一銀百両に付 壹貫七百文

一御状 七十八文

一御状箱 百廿文

一御荷物壹貫目に付 二百六十七文

三貫目以上は二百四十文割合

腰物、弓矢、嵩張物、水氣物

右之品總而三割増よ可申請事

○江戸より京、大坂へ日限別仕立賃

一江戸より四日限り 金五兩改正分金八兩貳分

但し御状壹通より三百日迄餘は百日に付六兩の割合尤東海道筋は壹里に付二匁五分の割合

一同 五日限り 金三兩貳分改正分五兩三分二朱

右同斷尤も五日限りは天津、京都、大坂に限り候事

一中仙道筋六日限り 金六兩改正分十兩一分

右同斷道中筋は壹里に付銀三匁の割合

總て仕立飛脚の儀は別廻しを以差立候に付未の刻より亥の刻迄道中増錢不申請事

一寄行荷壹人持 金貳兩改正分金三兩貳分
五貫目限り餘は壹貫目に付拾三匁の割合

要するに徳川幕府時代に於ける飛脚屋事業は、猶今日に於ける郵電局と通運會社との業務を合併せしが如きものなれば、世の進歩に連れ長く其兼業を繼續せしめざるは、自然の勢なりとす、宜なり維新の大業なると同時に、飛脚屋組織を改革して陸送會社となし、明治六年通運會社

桐生商工案内

となす、
 現今鐵路なる交通機關の設備普及するに従ひ、運輸事業も亦自ら發達し、桐生には通運會社の外、新井、三ツ井、早川、山田の四運送店あり、其取扱荷物の七分は鐵道便に由り三分は運送車を用ゐて、貨物を遠近へ輸出し、しかも時日を費すと僅少なる便益あり、參考の爲次に桐生停車場の調査に係る、三十三年度及び三十四年度桐生驛乗車人員及送出貨物噸數一覽表を示さん、

桐生驛乗車人員及送出貨物噸數一覽表

年 度 別 別	乘 車		人		增		減	
	三十三年度	三十四年度	三十三年度	三十四年度	三十三年度	三十四年度	三十三年度	三十四年度
一 月	一、六六二 _人	一、三四五 _人	一、七九六 _人	一、二九五 _人				
二 月	一、四二三 _一	一、二九三 _六						

桐生商工案内

月 平 均	計	十	十	十	九	八	七	六	五	四	三
		二	一	月	月	月	月	月	月	月	月
	一七六、二五六	一六、五二九	一四、八八一	一六、五二八	一四、五七七	一五、八〇六	一四、九三一	一一、九〇九	五、六四二	一五、三六九	一四、一九一
	一四、六八八	一八三、四二三	一四、五六二	一五、〇四七	一八、一〇一	一六、一六八	一五、六七二	一三、一八三	一六、五〇六	一五、三七八	一六、五一二
	七、一六七	一、九六七	一六六	一五七三	一、五九一			九六九	八六四	九	二、三二一
	五九七										

◎貨物之部

桐生工商案内

計	年度別											月別	
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十		
送	二六三	三一三	三三九	二一九	二七六	二九二	二七七	三四〇	二四二	二九三	二五一	二七八	
貨	二三五	七八〇	四七五	二四六	二二〇	一五〇	一九四	二三九	二三九	二三九	二一九	二〇四	
増	五六七	一三六	二七									一五七	
減	二八				五六	四二	八三	〇一	五三	五四	三二	七四	
平均	二七三 <small>順</small> 六弱											二八六 <small>順</small> 七弱	一三 <small>順</small> 一

桐生工商案内

徳川時代に於ける所謂飛脚屋事業は、維新の大業成ると同時に、分裂して一方に通運會社勃興し、貨物運輸の便、開進せんと、前條に略述せしが如し、然らば飛脚屋組織以後の文書通信機關は如何ん、回顧すれば明治五年桐生町一丁目に郵便局開設の當時は爲替貯金の組織之れあるとなく、只文書の引受、及配達をなすに過ぎずして、其度數極めて僅少なりしが、漸次桐生の進化發達は郵便事務の頻繁を來し、隨て文書受配の度數が日に月に増進する盛況となり、且つ爲替が實施せられ、又貯金も開始せられ、遂に明治廿二年郵便局は其以前より既に事務を取扱ひつゝありたる電信局と合併し、桐生町四丁目に桐生郵便電信局の開設を見るに至れり、爾后郵電事務は愈進歩の度を高め、以て今

桐生工商案內

內		代金引換	
電報發信	同 上	內 國	外 國
電報着信	電報着信		
爲替振出	爲替振出	七二二五	
爲替拂渡	爲替拂渡	三七九八	
貯金預入	貯金預入	四〇七二(內新規四五六)	
貯金拂戻	貯金拂戻		
切手賣下	切手賣下	九五五三,三二〇	
收入印紙賣下	收入印紙賣下	四二六三,三〇〇	
		但賣下所分共	
		二五三	此金額 二二一九,六四三
		一三,三七一	
		一	
		一六,九九二	
		六六一四三,〇九四	
		三二四六九,七一八	
		八六七四,三三二	
		八五二八,九七五	

(八) 官 衛 學 校 及 會 社

山田郡役所

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町大字西安樂土

〔地坪〕 九百七十七坪,此價格千參百八拾參圓

右は明治卅一年八月廿九日,桐生町有志者寄附金を以て買上、

〔建物〕 廳舍、廁、倉庫、衆庶扣所、物置、表門、裏門、井戸屋形、揭示場、板橋、土手廳

舍は洋風瓦葺にして坪數百廿坪五合、木造瓦葺敲土間廁付にて、

此價格四千七百九拾七圓貳拾六錢參厘、

右は明治卅一年九月縣費及郡內有志寄付金を以て建築起工、卅

二年三月三日落成、

倉庫は土造瓦葺二階建十七坪五合、此價格七百四拾參圓七拾五

錢九厘、

衆庶扣所は木造瓦葺六坪、此價格百八拾八圓四拾參錢、

官衛學校及會社

桐生工商案內

〔郡長〕 森重毅(現任)

〔雜項〕 山田郡役所設置年月を推考するに、明治十一年の頃にして爾後諸處に移轉せり、而して現今の廳舎へ引移りしは、明治三十二年三月廿八日にして群馬縣廳へ通ずる電話ありて、坐して事務打合をなす便に供す、卅三年度に於ける本郡内戸數は壹萬〇二百九戸、全上人口男三萬四千五百七十七、女三萬八千四百十八、計七萬二千五百七十五、面積十一方里四九

桐生町役場^{△△△}

〔位置〕 山田郡桐生町大字西安樂土

〔地坪〕 七百一坪

〔建物〕 建坪總計百廿六坪七合五夕、内譯、事務室應接間及廊下、四十八坪、會議室卅二坪、衆庶扣所及宿直部屋十六坪二合五夕、倉庫十坪、物

置十坪、玄關三坪、會議室廊下、四坪五合、倉庫廊下三坪

〔變遷〕

以前は桐生町五丁目に位置を占めしか、狹隘にして執務上不便少なからざるを以て、新役場の建築を計畫し、明治三十四年一月廿五日起工、同年十一月廿日竣工、同月廿四日移廳し、卅五年一月四日盛大なる開廳式を舉行せり

敷地買上費共費額九千五百餘圓、設備費を合算すれば壹萬圓以上に達す、庭園の樹木悉皆は桐生地方有志者の寄附にして費用見積り金五百圓餘

〔町長〕 甲斐信夫(現任)

〔雜項〕 桐生町の統計表概要次記の如し

海面を抜くと百廿九メートル

幅員 東西三十拾町、南北壹里拾町

面積 三百六拾萬坪

民有地總反別 九百五拾七町四反七畝廿一步二七

地價 拾六萬六千四百〇壹圓九拾六錢

地租 六千七百四拾八圓貳拾八錢六厘

此内 鑛毒被害地反別百十八町六反四畝九步

此地價 貳萬二千五百拾五圓四拾九錢參厘

此地租 八百六拾四圓四拾六錢六厘

戶數 三千八百戶

人口 二萬七千八百〇八人

(以上明治三十五年五月調)

尙卅四年中に於ける徴兵適齡者百六十六人、内入營者十三人、卅三年中の出生六百卅人、同死亡三百六十八人

又明治卅五年一月の調査に據れば、衆議院議員撰擧有權者百五十二人、縣會議員撰擧有權者五百四十八人、旅店二十四戶、藝妓寄留宿十六戶、藝妓五十四人、荷積大八車三輛、荷積中小車八百八十二輛、人力車百十八輛、荷馬車百十八輛、機業に關する職工數一萬六千人餘(男工一人に付女工三人六分強の割合)
自明治卅三年九月一日至同卅四年八月卅一日滿一ヶ年間掃除に關する統計は

塵芥重量 百〇六萬四千五百五十貫目

一ヶ月平均 八萬八千七百七十二貫五百目

人夫延人員 二千四百四十二人

一ヶ月平均人員 二百〇三人五分

掃除費 千五百八拾八圓四拾八錢

桐生商工案内

一日平均塵芥重量 二千九百五十七貫八百目餘
一日一戸平均同上 八百廿目餘

明治三十四年中桐生町役場にて取扱件數

收受發送 九千五百十四件

戶籍事務 四千八百四十九件

桐生郵便電信局

〔位置〕 山田郡桐生町大字桐生新町八十九番地

〔等級〕 三等

〔創立〕 明治廿二年六月一日より事務開始

〔集配區域〕 桐生町、梅田村、境野村、廣澤村一圓、桐生村の内下新田村、如來

堂村

〔局員〕 局長、福田森太郎、現任、通信事務員六人、通信技術員三人、郵便集配

人九人、電報配達人三人、遞送人一人

〔雜項〕 電報受付函市内一ヶ所、郵便函市内十五市外十、切手賣下所市内

十四市外十、郵便配達度數市内五回、市外一回、但し處に由り二回

遞送六回、内二回小包併送、小包配達市内二回、市外一回

(以上明治三十四年末現在)

桐生警察署

〔位置〕 山田郡桐生町大字桐生新町三丁目

〔地坪〕 百九十六坪、此價格九拾九圓五拾錢

右は明治十年五月廿五日、桐生新町有志者の寄附、同十三年七月

縣經濟に入る

〔建物〕 廳舎、物置、厠、留置場、掲示場、表門、鐵柵、石垣、板塀、生垣

廳舎は洋風瓦葺二階建、坪數六十九坪五、此價格千五百參拾貳圓

桐生商工案内

桐生工商案內

百五十八

五拾四錢貳厘

物置は洋風瓦葺坪數七坪五、此價格百九拾四圓留置場は木葺造瓦葺坪數十坪、此價格四百九拾五圓

右は明治十年十一月桐生新町佐羽吉右衛門、外三百九十六人より新築寄附、十三年七月より縣經濟に入る

〔電話線〕 前橋桐生間延長七里十七丁三十六間一尺

柱四百十本、支柱百〇五本、支線百四十

右架設費貳千貳百七拾五圓、明治廿九年十一月起工同卅年一月全通

〔署長〕 長谷部順治(現任)

桐生稅務署

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町大字桐生新町二百八十六番地

桐生工商案內

官衙學校及會社

〔創立〕 明治廿九年十一月一日

〔建物〕 木造瓦葺平家一棟、此坪數三十六坪八合五夕

木造板葺平家二棟、此坪數十三坪五合

木造瓦葺土藏一棟、五坪

〔吏員〕 署長、曾我部芳衛(現任)分署九人

〔雜項〕 三十三年度租稅徵收額

地租 貳萬七千六百貳拾壹圓拾六錢九厘

所得稅 八千參百九拾參圓〇〇壹厘

營業稅 壹萬貳千貳百六拾七圓貳拾九錢四厘

酒造稅 四萬〇貳百〇四圓貳拾壹錢九厘

醬油造石稅 四千百七拾圓〇貳錢四厘

商業營業稅 壹百拾圓

百五十九

桐生工商案内

〔創立〕 明治廿九年四月桐生地方有志の創設する所とす

〔敷地〕 千九百卅七坪

〔建物〕 木造平屋瓦葺校舍一棟、此建坪百四十坪、煉瓦造實習場一棟、此建

坪百八十四坪、溜罐室、其他四棟、標本室一棟、建築設計中

〔生徒數〕 本科、別科、專攻科、通計九十三名

〔職員數〕 十一人

〔校長〕 井岡大造(現任)

〔卒業生〕 明治三十二年より同卅五年迄卒業生を出すと四回、其の數四

十名

桐生高等小學校(舊山田第一高等小學校)

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町雷電山の麓

〔創立〕 明治十九年四月十二日の創立にして、桐生町淨運寺を以て校舍

〔概況〕 に充つ、教員五名、生徒男七十一、女四十二、合計一百十三人にして、

四學級あり、

當日は松井山田郡長、小島金谷、中村の郡書記、小内桐生新町戸長、手島新宿村戸長、其他父兄有志者等數十名、式場に列し、開校式を

挙げたり、

爾后現今の位置に移りしは、翌廿年十一月一日にして、當日は佐

藤本縣知事等臨席せられて、盛大なる落成式を舉行せり(明治三十五年)

四月以降山田第一高等小學校を桐生高等小學校と改稱す

〔敷地〕 三千三百六坪、建坪三百九十二坪

〔建家〕 瓦葺和洋折衷にして棟數四あり

〔生徒數〕 合計八百卅二人、内男五百七十二人、女二百六十人

(三十五年一月調)

桐生工商案内

桐生工商案内

〔教員數〕 二十一人

（三十五年一月調）

〔校長〕 大塚綱太郎現任

〔卒業生〕 六百九十五人内男五百〇九人女百八十六人

（三十五年一月調）

大間々高等小學校

山田郡大間々に在り、土地高燥、庭園廣く、建築又宏大なり、

桐生東尋常小學校

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町大字東安樂土

〔創立〕 明治十七年五月の設立にして、之に要したる建築費金六千五百

餘圓其當時の生徒數百八十人、教師の數は四名

〔校舎〕 建坪百六十八坪五合、棟數三、構造は洋風瓦葺なり

〔生徒數〕 現時の生徒數は、男百八十一人、女百八十八人、計三百六十九人

（三十五年一月調）

〔職員數〕 目下職員數、男七人、女一人、計八人

〔卒業生數〕 明治廿七年度より同卅四年度迄、卒業生累計、男二百廿三人、

女百七十二人、計三百九十五人

〔校長〕 田口廣吉現任

〔雜項〕 教室一棟坪數百三十七坪五合、附屬建物十一坪は、卅五年六月を

以て増新築落成を告げたり、此費用約五千圓

桐生西尋常小學校

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町大字西安樂土

〔創立〕 明治七年の創立に係り、位置を三輪神社の邊に占めしか、同十六

年校舎を西安樂土百八十六番地に新築す創立の際は生徒數約

五十名一ヶ月の經費金四拾圓を要せんと云ふ

桐生工商案内

新築せられたり、此費用貳千〇九拾五圓
桐生町北尋常小學校

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町二丁目裏

〔創立〕 明治六年十月七日の創立にして、桐生町六丁目浄運寺を假校

〔概況〕 舎に充て、桐生學校と稱す、而して生徒數は百卅五名ありし、爾后

生徒の増加に伴ひ同七年十一月桐生町二丁目氏家を假用し、一校を増設す、同十一年現校舎の新築成り、上下二校、其頃二丁目の學校を上かみの學校、淨運寺の學校を下しもの學校と一般に通稱したり、を合併し、其等の生徒を一堂の中に集め授業をなしたり、

〔敷地〕 千四百八十三坪建坪、四百五十九坪五合

〔建家〕 和風瓦葺二階建三棟、内譯甲は八十四坪乙は六十五坪丙は十五坪、外に和風瓦葺平屋一棟、瓦葺小使室物置一棟、瓦葺便所一棟

〔生徒數〕 現在籍生徒數、六百〇九名、外に幼稚園生百十二名

(三十五年一月調)

〔職員數〕 十四名、内二名は幼稚園分擔

〔校長〕 堀口米三(現任)

〔卒業生數〕 開校以來明治十八年十二月迄、高等科十二人、中等科十九人、

初等科五百三十人

同十九年以降三十四年三月迄、千〇四十六人

株式會社[△] 四十銀行[△]

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町三丁目

〔目的〕 普通の銀行業

〔創立〕 明治十一年九月國立銀行條例に準據し、第四十國立銀行と稱して、營業を開始せしが、同三十一年三月營業滿期と共に、會社登記

桐生工商案内

の變更を受け、稱號を株式會社四十銀行と改む、

〔資金〕 八拾四萬圓

當初拾五萬圓の資金なりしが、后六十九萬圓を増資し、現資本金
とせり、

〔總株數〕 一萬六千八百、悉皆拂込濟

〔存立期間〕 未定

〔役員〕 頭 取 森 宗 作 (山田郡桐生町)

専務取締役 大澤 福太郎 (桐生町)

取締役 岩下 善七郎 (野州足利町)

全 久保田 健次郎 (毛里田村)

全 加賀 美忠七 (館林町)

全 小室 良七 (館林町)

全 常見 喜太郎 (桐生町)

監査役 阿由葉 吟次郎 (野州北郷村)

全 千木樂 喜一郎 (館林町)

館林支店 支配人 宮崎 律三

上田支店 支配人 武井 兼松

足利支店 支配人 長柄 徳次郎

日本橋區小舟町三丁目支店

支配人 根岸 盛太郎

(明治三十五年九月現在)

株式會社第二銀行支店

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町三丁目九十六番地

〔本店〕 横濱市本町三丁目四十五番地

官術學校及會社

桐生工商案内

桐生工商案内

〔目的〕 銀行業

〔創立沿革〕 明治二年横濱爲替會社と稱し、明治七年第二國立銀行と改

め、明治二十七年九月營業滿期に付株式會社第二銀行と改稱す、

〔資金〕 百五十萬圓

〔株數〕 三萬株、一株五十圓悉皆拂込

〔積立金〕 參拾萬六千圓

〔桐生支店支配人〕 鈴木卯三郎

株式會社足利銀行桐生支店

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町五丁目

〔本店〕 栃木縣足利郡足利町

〔目的〕 銀行業、貯蓄部兼營

〔創立〕 明治三十年十月

桐生工商案内

〔資金〕 參拾萬圓

〔株數〕 六千株、一株五十圓悉皆拂込

〔桐生支店支配人〕 原田與左衛門

株式會社大間々銀行

〔位置〕 群馬縣山田郡大間々町

〔目的〕 普通の銀行事業

〔創立〕 明治十五年十一月設立、同二十六年商法施行に際し其登記を受
けたり、

〔資金〕 七萬五千圓

〔總株數〕 千五百株

〔一株拂込〕 四拾六圓六拾錢六厘

〔存立期間〕 二十年

桐生工商案内

〔役員〕

頭取 中島利三郎

取締役 山同藤十郎

全 須藤和三郎

全 關口善次郎

取締役兼
支配人 松島四郎次

監查役 須永善十郎

全 澤與八郎

桐生織物株式會社^{△△△△△△} (舊日本織物株式會社)

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町

〔目的〕 織物製造

〔創立〕 明治二十年十一月七日創立の認可を得、同二十二年七月二十九

日燃絲工場開業、同二十三年十一月二十一日染物工場開業、同三

桐生工商案内

十年六月二十六日農商務省より再創立の認可を得、同三十五年
九月以降革新を行ひ改稱桐生織物株式會社の名儀の下に營業
を繼續す、

〔敷地〕 水路敷地三萬七千六百五十六坪、此水路延長千〇八十間、工場敷

地一萬九千百十八坪

〔建坪〕 三千二十五坪

〔水車〕 二台、三百四十馬力

〔電氣燈〕 四百燈

〔器械〕 歐米各國器械四百三十台

〔蒸汽罐〕 百馬力

〔登録商標〕 菊姫、桐姫、金姫、銀姫、綠姫、白姫、青姫の七種ありて、製品を七等

に分ち、其等級に依て之を貼付す、

桐生工商案内

〔資本金〕 貳拾五萬圓

〔職工人員〕 五百人餘

〔製造高〕 黒繻子、模様繻子、色繻子、リボン、合せて一ヶ年十五萬反

〔織姫黒繻子〕 織姫黒繻子には九寸巾、廣巾等各種ありて婦人用帶地、半

襟地、袖口地等に適し、其價頗る廉にして光澤美麗、地質緻

密能く耐久の効ありて、舶來南京繻子に優る、

〔織姫模様繻子〕 は恰も緞子の如くにして模様色相に各種あり、こは佛

國より斬新なる器械を取寄せ、之に由りて製造せし物にして、需用向は帶地又は帽子等の裝飾に最も適切なり

〔役員〕

取締役 澤田文之助

全 岩下善七郎

全 河部孝助

桐生工商案内

成愛合資會社

全 大澤福太郎
全 綾部清三郎

(三十五年九月現在)

〔位置〕 群馬縣山田郡梅田村大字上久方村

〔目的〕 織物製造

〔創立〕 明治十四年一月梅田村青木一家の創立に係る

〔雜項〕 創立の頃に在ては綿南部を製織せしが、明治十五年頃より觀光繻子を製造す、同十七年青木熊太郎京阪地方に遊び、繻子仕上器械を視察して歸桐し、后之を模造す、同十八九年の頃にやありけん、蒸気々鐘及仕上機械等を購入し、之を据付け以て繻子製織に一新方面を開きたり、明治三十一年群馬縣統計書に據るに、機台

桐生工商案内

三池合資會社

數八十三、男工十二、女工百二十五、計百三十七
現今に在ては縺子部羽二重部の二ありて、共に桐生地方の模範
工場として崇拜せらる、(明治三十五年三月十六日解散)

百七十八

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町四丁目

〔目的〕 織物賣買にして佐羽商店業務の繼續者とす

〔創立〕 明治三十年六月二十七日

〔資金〕 四萬圓

〔存立期間〕 明治三十五年五月二十一日臨時總會の決議に因り存立時

期を明治四十五年六月三十日迄延長せり、

〔役員〕

業務擔當社員 山同藤十郎 (山田郡福岡村)
全 新井藤太郎 (山田郡境野村)

桐生工商案内

合資會社小野里商店

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町五丁目

〔目的〕 織物賣買

〔創立〕 明治三十年八月二十六日設立の免許を受け開業せり、

〔資金〕 六萬圓、内出資參萬圓

〔存立期間〕 未定

〔役員〕

專任業務擔當社員 小野里廣吉 (東京日本橋區濱町三丁目三番地)
業務社員 木村寅十郎 (新田郡笠懸村)
全 粗山邦衛

官衛學校及會社

百七十九

桐生商工案内

合名會社三井吳服店桐生出張所

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町二丁

〔目的〕 内外織物販賣

〔創立〕 明治二十六年九月十五日

〔支配人〕 慶徳豊七

〔本店〕 東京市日本橋區駿河町七番地

西場合資會社

業務社員

三井源右衛門

〔位置〕 群馬縣山田郡廣澤

〔目的〕 織物販賣

〔創立〕 明治三十二年六月設立

(三十五年九月現在)

桐生商工案内

〔資金〕 四萬五千圓

〔存立期間〕 未定

〔役員〕

業務社員

西場藤三郎

桐生織物市場株式會社

(上)

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町大字桐生新町二六〇

〔目的〕 同會社は桐生町大字桐生新町字一丁目に於て、諸織物賣買市場に充用すべき土地及建物を設備し、之を賃貸するを以て營業とす、

〔創立〕 明治十六年一月

〔資金〕 七千圓

〔株數〕 二百八十株、一株金貳拾五圓

〔存立期間〕 無期

桐生工商案内

(役員)

専務取締役

森 宗 作 (山田郡桐生町)

取締役

眞 尾 宗 平 (全) 上

全 上

廣 瀬 友 吉 (全) 上

監査役

栗 原 松 藏 (全) 上

全

大 島 武 平 (全) 上

(三十五年九月現在)

桐生織物市場株式會社 (下)

(位置) 群馬縣山田郡桐生町大字西安樂土一一六七

(目的) 同會社は桐生町大字安樂土字細田千百六十七番地諸織物賣買市場用建物貸渡を營業の目的とす、

(創立) 明治二十五年二月吉田清藏等の創立に係り、同二十七年五月法定の登記を得

桐生工商案内

(資金) 四千五百圓

(總株數) 百八十株悉皆拂込済、一株金貳拾五圓

(存立期間) 滿三十ヶ年

(役員)

専務取締役

吉 田 清 藏 (山田郡桐生町)

取締役

今 泉 源 作 (山田郡川内村)

全

小野里喜左衛門 (山田郡桐生町)

監査役

松 島 富 三 (同) 上

全

竹 内 藤 吉 (同) 上

全

戸 室 龜 太 郎 (同) 上

大間々蠶絲市場株式會社

(位置) 山田郡大間々町

(目的) 蠶絲及附屬品の賣買、市場の賃貸

官衙學校及會社

桐生商工案内

〔創立〕 明治二十年九月設立同二十七年四月商法に據り更に會社登記

を受けたり、

〔資金〕 千〇四拾圓

〔總株數〕 二百二十八株悉皆拂込濟

〔存立期間〕 十年

〔役員〕

社長

山同藤十郎 (山田郡福岡村)

取締役

新井登一郎 (山田郡大間々町)

全

新井藤太郎 (山田郡境村野)

監査役

野口與八 (山田郡大間々町)

全

藍原角太郎 (山田郡山王宿)

△△△△△△△△△△
桐生電燈株式會社

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町

桐生商工案内

〔目的〕 電氣燈の建設及点燈をなすを以て目的とす、

〔創立〕 明治二十六年六月佐羽吉右衛門、佐羽萬平、松村誠等の設立に係

り、同二十七年五月商法の規定に準じ登記を経たり、

〔資金〕 參萬圓

〔株數〕 千二百株、一株金貳拾五圓

〔存立期間〕 二十五ヶ年(明治二十六年六月二十五日より)

〔役員〕

専務取締役

桑原文作 (山田郡桐生町)

取締役

北川恭平 (同) 上

全

齋藤正七郎 (同) 上

監査役

佐羽萬平 (同) 上

全

栗原松造 (同) 上

(三十五年九月現在)

桐生工商案内

群馬用達合資會社桐生支店

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町大字桐生新町

〔目的〕 衆人の依頼に應じ百般の用達をなす

〔創立〕 明治三十一年七月二十六日

〔資本〕 總額金壹千圓

〔役員〕

業務擔當社員

松本 林 八

全

須永熊 太郎

(三十五年九月現在)

桐生桐座劇場合資會社

〔位置〕 群馬縣山田郡桐生町大字安樂土四〇三

〔目的〕 演劇其他演說諸興行の會場に充て、貸與料を收入するを目的とす

桐生工商案内

〔創立〕 明治二十七年八月二十九日

〔存立期間〕 明治二十七年八月二十九日より、明治三十六年七月三十日

迄滿十ヶ年間

〔資金〕 千九百六拾五圓

〔役員〕

業務擔當社員

川瀬 彦 七

(桐生町大字安樂土)

全

星野 常次郎

(同)

上

全

小島 邇一郎

(同)

上

(三十五年九月現在)

合資會社新松座

〔位置〕 群馬縣山田郡新宿二六五

〔目的〕 所有家屋の賃貸

〔創立〕 朝倉茂三郎等二十八名の合資組織に由り、明治三十三年三月設

桐生工商案内

立
〔資金〕 參千圓

内 譯

金 五 百 拾 圓	朝 倉 茂 三 郎	(無 限)
金 五 百 拾 圓	關 口 金 二 郎	(無 限)
金 參 百 拾 圓	朝 倉 赫 之 助	(無 限)
外 廿 五 名		

〔存立期間〕 三十年
〔役員及使用人〕 八人

專任業務
擔當社員

朝 倉 茂 三 郎 (新 宿)

右の外、有隣生命、北陸生命、帝國生命、九州生命、仁壽生命、共濟生命、日本生命、東京火災、物品火災、大坂火災、明治生命保險株式會社等の代理店あり、

(九) 神 社 佛 閣

天[△]滿[△]宮[△]

〔位置〕 桐生町大字下久方祭神アインホヒミコト天穗日命、菅原道實公相殿社格村社創建
年月不詳、雜項、舊社領朱印地二十石を附與せらる、宮殿の結構美麗壯觀なる目を驚かす、同社へ奉納せし額面中に、大出東阜筆紗綾市の圖あり、上半は小島春比古の記せし、桐生の略沿革なり、因て之を左に掲ぐ、

桐生の里の織物は、いつの程よりか有けん、詳ならざれども、和銅七年上野の國初めて紵を織て献ず、又延喜五年の制に、上野の國は其織出せる絹及紵を定めて調貢となさしむ、なごあれば、既く機業の起りしは、疑なし、元中年間には産物として、よその國々に輸出す、所謂仁田山絹是なり、これより先義貞ぬし軍を生品の森に起し、此絹もて簀印と

神 社 佛 閣

桐生工商案内

し、元弘の大義を擧られしは、いとくたふとし、さて應仁の亂このかた世につれ稍衰へしかど、慶長の頃には再盛となり、同五年家康ぬし小山の軍を、俄に關ヶ原へ返す時、急使をつかはし、箆絹催促せさせらるゝに、僅ひと日のほゞに二千四百疋を、天神の境内に集めて調進せり、夫より寛文延寶に至ては、業を營む者漸おほく、京師大坂江戸及國々の商買、來りたる物から、きはたてる互市場とては、あらざりしを、享保十六年二月十三日始めて絹市を開設せしかば、桐生の面目爰にあらたまる、又元文三年織工を得て、一種のにひ絹を製せしに、時好にやあひけん、隨て織ればしたかひて、汚れ、市の賑ひいふべくもなかりしとぞ、是なん今猶語つゝ紗綾市なりける、運移り世變り、たくみを重ね、年々にめでたき絹とも續出しければ、桐生の名彌高く益ひろまる、これによりて古しのふ心の一入深く、成ゆけば、したゝめ置ん料とて、

當時のさま寫し物して、紀念とはなしぬ、
美和神社 (延喜式内)

小島春比古 するす

(位置) 桐生町大字西安樂土桐生の岡(祭神)大物主命(社)格郷社(創建)書紀崇神の御卷に因りて攻るに、同御代の勸請なるべし、(末社)百二十一社雜項(文德)實錄貞觀四年五月二十五日正五位下勳十二等を授けらる、又文德天皇仁壽元年天下の諸神に位一階を増す、爾后朱雀天皇天慶三年、白川天皇永保元年二月、崇徳天皇永治元年八月、高倉天皇治承四年十二月、安徳天皇元暦二年三月、土御門天皇建仁元年二月、龜山天皇弘長元年二月、後宇多天皇建治元年七月、圓融天皇永徳元年二月、以上十度の増位に與り玉へり、其鎮坐まします桐生の岡は、松杉鬱鬱とし、神氣自ら人に迫る清區にして、一度此境に入る時、歌情勃々禁ずると能はざるを覺ゆ、
稻荷神社

神社 佛閣

桐生工商案内

〔位置〕 桐生町大字常木(祭神)大宜姫命オホグツヒメノミコト(社格)村社(創建)慶長十八年(雜項)往古の社は今の地の良位村中に在り、慶長十八年焼失時に神寶幣帛忽焉として烟中に現はれ、飄揚神木の上に止る、則ち假宮に遷下す、庶民渴仰に似たりと雖ども、魂神は現るべからず、幽冥は誣ゆべからず、無限の神徳豈此一奇事のみならんや、因て郷史の傳ふる所を記す、
八坂神社^{△△}

〔位置〕 桐生町の約中央三丁目(祭神)素盞鳴命(社格)村社(創建)元文三年六月、
母衣輪神社^{ボロウツラノカミ}

〔位置〕 桐生町約中央三丁目(祭神)不詳(創建)天正年中、由良成繁新田郡長岡村母衣輪權現を遷坐す、

白鬘神社^{シロマシノカミ}

〔位置〕 桐生町大字安樂土(祭神)天兒屋根命(社格)村社(創建)不詳
諏訪神社^{スヱマツノカミ}

〔位置〕 同所(祭神)建御名方命(社格)攝社(創建)不詳
四阿神社^{シヤアノカミ}

〔位置〕 四阿山々上(祭神)日本武尊
雷電神社^{ライデンノカミ}

〔位置〕 雷電山々上(祭神)大雷尊
白瀧神社^{シロタギノカミ}

〔位置〕 仁田山(祭神)白瀧姫(雜項)休日には工女の參詣頗ふる多し
八幡宮^{ヤシロノカミ}

〔位置〕 山田郡桐生町大字新宿中宿(祭神)應仁天皇

桐生工商案内

〔社格〕 村社(創建)元龜年間と口碑に傳ふれども不詳

〔雜項〕 二回火災に罹りし爲め古書寶物類焼失、現時の社殿は約二百年前の建築にして、八九年前大修繕を、又七八年前小修繕を加へたり、

佛手山紫雲院青蓮寺

〔位置〕 桐生町大字下久方宗派(時宗寺格)相州藤澤清淨光寺末開基人名)僧同念(開基年月)天正十八年由良成繁創立

椽林山久昌寺

〔位置〕 右同所宗派(禪宗寺格)上久方鳳仙寺末

〔開基人名〕 僧半喚(開基年月)寛文元年創立文化八年焼失、翌年再建

福應山圓滿寺

〔位置〕 右同所宗派(古義真言宗)寺格高野山隨心院末(開基人名及年月)不詳

〔雜項〕 元祿元年火災に罹り、同五年再建、明治三十一年又火災に遇ひ再建

天善山大藏院

〔位置〕 右同所宗派(天台宗)寺格比叡山延曆寺末開基人名)不詳(開基年月)不詳

〔雜項〕 當寺は古代の寺院なりしが、正徳の度火災に罹り、舊記寺譜焼亡、享保年間再建、安政六年不幸にして又烏有に歸し、同年再建せりと雖も、只形跡あるのみ、舊寺領朱印地五石ありし、

妙蓮山法經寺

〔位置〕 右同所宗派(日蓮宗)寺格(身延山久遠寺末開基人名)信徒金子格次郎(開基年月)明治十八年三月

寶珠院

桐生工商案内

〔位置〕 右同所〔宗派〕真言宗〔寺格〕安樂土聖眼寺末〔開基人名〕不詳〔開基年月〕天正十三年
慈眼山聖眼寺

〔位置〕 桐生町大字本宿〔宗派〕真言宗〔開基人名〕桐生二郎三郎國光〔開基年月〕貞和五年八月

〔雜項〕 當寺は古來の巨刹たりしか、天正元年由良桐生兩氏の兵燹に罹り、堂宇支院悉皆灰燼となり、同十一年再興しつれども、寺運漸衰頽せり、舊寺領朱印地七石五斗五升

觀音院

〔位置〕 桐生町大字東安樂土〔宗派〕真言宗〔寺格〕東京護國寺末〔開基人名〕僧道心〔開基年月〕正保元年
養泉寺

桐生工商案内

〔位置〕 右同所〔宗派〕禪宗〔寺格〕上久方鳳仙寺末〔開基人名〕金谷因幡守〔開基年月〕天正中
光性寺

〔位置〕 右同所〔宗派〕禪宗〔寺格〕上久方鳳仙寺末〔開基人名〕不詳〔開基年月〕寛永十一年
大慈山光明寺

〔位置〕 桐生町大字西安樂土〔宗派〕禪宗〔寺格〕上久方鳳仙寺末〔開基人名〕雲碩、俗稱岩下三郎治〔開基年月〕寛永十三年

〔雜項〕 大慈山略縁記は左の如し、但し此略縁記は觀音祭禮の際版行せしものなりとぞ、

大慈山略縁記

抑往昔より大慈山に安置し奉る、大悲觀世音菩薩の由來を尋ね奉る

に、行基菩薩東國を巡り給ふ折節、觀音大士の御告ありしに依て、此所に來給ふ、比は人王四十五代聖武天皇の御宇、天平十一年己卯歲九月十六日、此大慈山の靈場を開き、尊容を彫刻し給ひしより、年月を経るに隨ひ、應驗日々にあらたなると、元來濟度方便の誓普く、一切の衆生を洩らさじとの御思願あるが故なり、抑此山は古昔より大慈大悲の靈徳あるを以て、大慈山と號す、行基菩薩此所に庵を結び給ふの刻、山上に靈光ありて、池水に映ふと明にして、月の光の如くなる故に、水月庵と稱するなり、又靈光四方を照すと赫々として明なる故を以て、光明寺と名付けゝるとなり、天平十一年より文化五年迄凡千七十年となる也、

文化戊辰年三月

上州 桐生

大慈山 光明寺

田[△]中[△]山[△]淨[△]運[△]寺

〔位置〕 桐生町六丁目(宗派淨土宗)寺格(京都智恩院の末派たりしが、遠隔なるが爲め新田郡太田町大光院の支配を受く)開基人名(玉念和尚)開基年月(永祿元年)

〔雜項〕 玉念和尚天正七年江州安土に於て宗論す、和尚自筆の宗論名細書あり、當寺の什物とす、七世月宮上人慶安元年徳川家より寺領十七石五斗朱印地を賜はる、現時の寺院以前は茅葺なりしが、檀中の有志奔走盡力して瓦葺に改造す、寺院宏大、構内清潔にして、寺運の隆盛なる桐生地方第一位を占む、
松[△]枝[△]山[△]慈[△]光[△]院[△]榮[△]昌[△]寺

〔位置〕 桐生町横町(宗派天台宗)寺格(東叡山寛永寺末)開基人名(僧覺盛)開基年月(寛永六年十月)

神 社 佛 閣

桐生工商案内

〔雜項〕 天海僧正自筆の書、同金襴の頭巾袈裟あり、當寺の什物とす、

同書

上野國山田郡藺田莊桐生村

松枝山 榮昌寺 慈光院

右新地建立之處神妙之至也、依て屬日光山末寺之間、自今以後出位會合不可有怠慢者也

寛永六年十月二十一日

山門三院探題

大僧正 天海

中央山長福寺

〔位置〕 桐生町五丁目〔宗派〕天台宗寺格東叡山寛永寺末開基人名不詳

〔雜項〕 元龜元年法心上人中興す、延享二年羽州羽黒山末を離れ東叡山末となる、

梅田山西方寺

〔位置〕 群馬縣山田郡梅田村大字上久方村〔宗派〕臨濟宗〔寺格〕建長寺派小本寺〔本尊〕阿彌陀如來脇立觀世音菩薩勢至菩薩、工作人名不明開基人名及年月〔安貞元年〕桐生小太郎藤原綱元浄土宗西方寺建立、開山は萬古梵亘上人、應永五年桐生次郎藤原豐綱浄土宗西方寺を濟家宗に被替、桐生山西方寺と改む、中興開山勅賜法光圓融大禪師

〔雜項〕 安貞元年小太郎綱元建立其當時浄土宗梅田山西方寺と稱す、爾后觀應二年桐生又六入道行阿藤原國綱再建、應永五年桐生次郎藤原豐綱桐生山と改稱し濟家宗に更め、天正五年寶樹山となる、桐生家没落以后由良信濃守の時迄七十五貫の寺領大久保石見守代官繩打の時寺領一圓に台上、更めて十五石七斗並に山林据置となり、慶安二年十月徳川家光より先規の通り十五石七斗下賜せられ維新の際上地す、后梅田山

と改む、建物は文政六年二月二十二日七堂伽藍並に寶物古書類悉皆焼失、其當時より今に至る迄假本堂一宇並に鐘樓堂一ヶ所庫裡一棟什物は桐生小太郎藤原綱元が頼朝に従ひ富士川合戦の際用ゐし(?)鎧一足あるのみ、

桐生山鳳仙寺

桐生の北方に位す、堂宇高尙優美にして、桐生地方名寺の一たるを失は

ず、

眼龜山最祥寺

〔位置〕 山田郡桐生町大字新宿下宿(宗派)天台宗(寺格)比叡山延曆寺末(開

基人名)不詳、中興開基は繁譽上人(開基年代)今を去ると三百三十餘年、元

龜年間とか言へど不詳、中興の開基は寶永七年

章提山致請院定善寺(世俗下寺といふ)

〔位置〕 山田郡桐生町大字新宿下宿(宗派)淨土宗(寺格)義重山大光院末(開

基人名)桑譽了的上人(開基年代)約三百年前

〔雜項〕 了的上人の袈裟を同寺の寶物とす、錦地菊唐草の金襴なり、此品は上人が御朱印の代りに拜領せし物なるとか、八十年程前火災に罹りし際焼残りしを、后仕立直せしもの、今は深く之を秘藏す、又了的上人の緣故に因り、明治二十五年八月を以て、吞龍上人を永代此寺に安置し、毎月八日を養日と定む、今吞龍上人一代略記なりといふものを得たれば、原文の儘之を左に掲載す、

淨土檀林義重山新田の御寺は大光院、開山吞龍大上人、清和源氏の御末にて、武藏國は埼玉の、岩附城主の家臣なる、井上將監信貞と、其名も高き武士を、此世の親とおん頼み、弘治は二年春のと、四月五日の御誕生、二ツや三ツの其時に、六字の名號あきらかに、五ツや六ツの其時に、

二百四

竹馬の友を集つゝ、どろをまろめて佛像を作り給ひて念佛す、これらを常の遊とし、朝な夕なノ讀經も、父母に習て稱つゝ、ねんとし七の其時に、大場村なる光明寺、こゝに登せて手習し、ねんとし十三其時に、佛學修行に心ざし、十四の春のとなるか、父母の免しを受け給ひ、平方村の林西寺、炭辨和尚を師と頼み、落髮授戒を受給ひ、元龜は元年春の頃、其名も高き増上寺、觀智國師の門に入り、數萬の經卷學びける、頃しも天正十五年、上洛參内ましく、て香衣の綸旨を受給ひ、夫より師跡の林西寺、十有餘年の御住職ある時多くの諸人が、諸寺や諸山に雨乞を祈れど更にしるしなし、其時一老進み出、茲に名高き名僧は、平方村の林西寺、吞龍御房に願はんと、一同其意に隨ひて、平方村に至りける、上人其意を聞き給ひ、雨を守るは龍神と、一同伴ひ社參して、社だんに向へ讀經を稱ふるうちにむらゝの老若男女のさらいななく、百萬べん

を修り行なす、其時一天かきくもり、大雨しきりにふりしかば、遠近人も厚德を始め、茲にしられる、現世の御利益多ければ、高僧智識のかづにいり、おんとし五十八の時、徳川始祖の御菩提所、大光院をば建立の、台命受し夫よりは、工事に心を寄せ給へ、開山一祖となり給ふ、慶長十九の春の頃、觀智國師と諸共に、上洛なせし其時に、二條の城に御說法、立會諸候もかんじける、或る夜の夢に御上人、龍宮城にいり給ひ、說法修行の其時に、惡龍あつて上人に、あだをなさんとなしけるを、上人早くも其龍を、鳥とへんじて吞みにける、御房は夢の覺て後、曇るべんの字改めて、吞龍とはなしにける、今に其名も吞龍と、世上の人にしられる、元和二年の春のと、武藏の國は埼玉の、鶴を殺せし源次兵衛、其大罪を救はんと、大慈大悲をたれ給ひ、大光院をば出けるが、源次をともに山傳へ、長手を越て赤城山、山又山を打越て、信濃國は北佐久の、

小諸の驛に足をとめ、こゝに住居を假居寺、佛光寺をば建立し、月日のたつに關守のなきとは云と五年の、かんなん苦行ををしにける。元和の七年正月は、徳川武將の台命に、目出度再院なし給ふ、同く七年秋なるが、佛師に命じて我像を、さざませ給へし其像は、御心には協はずと、斧を持って、さうちくだき、自から彫刻なし給ひ、汝ち此木香龍よ、我れに代りて山門の、守護はさらなり衆生をも、普く救ひ給ひよと、開眼なせし其像は、開山御堂に安置して、末世の衆生を守りける、元和は八年菊月に、常紫衣勅許になり給ひ、同九年夏のと、新井田郡は生品の、神の社にもふでける、其時晴天かきくもり、大雨雷鳴なしけるが、社前に龍神現はれて、血脈法號請にける、同年八月三日には、門徒を集めて物語り、我が命終は七日目の、雷鳴あいつの往生と、しらせ給へは、ねん弟子も、なく、助音の念佛す、果して九日午の刻庭上紫雲に雷鳴し、ねむる

が如く往生の時、にのすんでのたまはく、我れは故信と申しける、是ぞ末世の衆生らを、助け給ふの御誓言、其名も今に故信殿、一心専念彌陀名號、盡せぬ利益が、ありがたき、南無や香龍大菩薩、南無阿彌陀佛、阿彌陀佛、

(十) 名 勝 舊 跡

翻て考ふれば、桐生の名物豈夫れ、ジャカードの響、バツタシの音のみならんや、豈夫れ新川の水を染むるのみならんや、蓋し人工の美は一に其製産品たる織物に、燦爛たる異彩を放つ故にや、人爲的勝區に至りては、稍織物に一步を譲るかの如き感ありと雖ども、決して絶無にあらざるなり、前節神社佛閣の節中に紹介したる寺院宮殿中、壯麗佳美なる物又少しとせず、淨運寺、桐生町六丁目、の如き、天満宮、桐生町表通の極まる所

の如き、誰か人目を驚かさゝるとなす、加之天然の美たる山紫水明の清境にも乏からざるなり、卷初桐生の地勢中に掲出せし山水、四阿山の如き、渡良瀬川の如き、少くも其中に指を屈せらるべき絶勝とす、故に名勝舊跡地としての桐生も亦棄つべきにわらず、偶機業視察の寸暇を偷みて、名勝を尋ね舊跡を探るも、慥に意匠考案力養成の一端たるを信ず、されば工業的眼光を以て桐生を觀察し來りし餘興として、いでや其五六を摘記し其概景を報せん、山水に常主なし、乞ふ來て擅に清遊に耽られんことを、

梅[△]見[△]

天満宮を去る半里許西方寺境内に梅樹數百株あり、地は梅田村へ達する道傍の小丘にして、寺院は其頂に在り、如月の頃遙に之を望めば、宛然白雲の棚引くが如く近て其境に入れば衣襟之が爲に馥郁の香を放つ、數年前迄、此仙境一に只田夫野人の逍遙に任するのみにて、花神空しく其無情を歎じたりしが、二三年前より文人墨客の杖を良くもの、年毎に其數を増し、桐生地方にて梅見とさへ言へば西方寺を聊想するに至る、故に西方寺の梅を、桐生地方初春の景物となす、但し西方寺へ遊ぶ者は、途次天満宮へ詣で兼て社邊の梅を愛づるを一舉兩得とす、

櫻[△]狩[△]

櫻狩は元明寺、圓満寺、妙音寺邊なるべし、光明寺は桐生停車場より約十丁弱、觀音山(御嶽山とも云ふ)麓に位す、眺望を欠けども俗界を避くる眞成の花見に適す、圓満寺は光明寺を去る三四丁、鷲峯に境内を占れば、桐生町を眼下に詠むるを得べく、光明寺より人家に近接するが爲め、稍俗氣を帯ぶる嫌あれども、彼所謂花見——花より團子的——なれば此所なるべし、妙音寺は圓満寺の北一丁許に在り、地面稍圓満寺境内より

低く、隨て風光は彼に劣る所なきにあらざ、然も雅俗折衷の趣ありて、光明寺に比すれば俗氣を含み、圓満寺に對すれば雅味を有す、則ち其中庸を得たるものとす、今茲に三者の優劣長短を説く要なし、何れも夫々の特徴あれば、花時には大概以上三所を巡遊し、終日櫻を狩暮らす人多し、強ひて此等の三地を上野、向島、及飛鳥山と對照せしめんか、光明寺は上野の如く、圓満寺は向島に類し、妙音寺は飛鳥山に似たるものにあらざるや、否、兎に角花の彌生の此邊の光景は正に一個の別天地、

尚二里餘なる大間々の附近にお角櫻あり、古木にして枝振優美なり、
河[△]鹿[△]

晩涼に乗じ團扇片手に清流の邊に遊び、時を得顔に鳴く河鹿の聲を、瀨音交りに聴くも一興なり、元來河鹿は急流奔湍、しかも清冽掬すべき水中にあらざれば、生活せざるものありとか、故に本邦の河流、中河鹿の生

息するは只三ツありて、桐生川は其一なりなど説をなすものあり、此説少しく僻見に過ぐると雖ども、清流にあらざれば生活せざるとの一事は信なりとす、果して然らば桐生川の河鹿、又桐生名物の一として竊に誇るに足らん、回顧すれば一昔半程以前なりしが、桐生地方に於て河鹿の飼養頗る流行し、水盤に小砂利を入れ、金網を以て之を掩ひ、捕へ來りし蛙を其中に入れ、蠅或は之に類する小虫を與へ、彼をして自然の小音樂家たらしめんと、苦心する輩多かりき、現今其流行は廢れたれども、時違へぬ蛙の聲々は、桐生川の瀬音より高く、「ピョロ〜」てふ美音の發する所涼風自生す、夏時の旅客は晚酌后、運動を兼ねての河鹿、最良の探涼法たることを注意す、

棚[△]機[△]祭[△]

星合の空を祭るは桐生地方のみには限らずと雖ども、流石塲所柄桐生

の棚機祭は見棄て難き節多し、舊曆七月七日の夜は例年戸毎に意匠を凝らしたる燈籠を掲ぐ、大概は染織工業に縁故ある道具類に意を傾けたる者、例へば杼又は簞たを工夫したるもの多けれど、草花人物等を形態面白く作りなすもの少からず、

月[△]見[△]

(姨捨の月四角てもなかりけり)月は何處、如何なる所にて詠むるも、月其物には變りなけれど、山や水は疑もなく風情を添ふる物ぞかし、田毎の月は論外として桐生地方なれば、月見は圓山か四阿山ならん、造化の手にて染め上げし淺黄地の空へ銀の一つ紋と清光を放つ三五の月が、松籟止みたる四阿山を照らす景色、又は圓山の小丘に登りて、麓を洗ふ渡良瀬の瀬音も澄み行く月に嘯く壯快の眞味は、一遊せざる客に千言萬語を列ぬるも徒勞ならん、

紅[△]葉[△]

紅葉は高津戸橋畔及根本を以て其冠とす、桐生地方の綾羅と錦繡とを闘はす満山の紅葉、正に之れ一幅の圖書、右所は紅葉に其名あるのみならず、又風色絶勝の地となす、

高津戸橋は桐生より約二里、渡良瀬に架せられたる釣橋なり、仰で望めば要害山高く雲霄を衝き、俯して臨めば、鱧瀧の深潭蓋を湛ゆ、其兩岸の絶壁は刀して削るが如く、且つ數歩にして道了神社に賽するを得べし、

根本は桐生を距る六里、桐生川の上流に在り、其ざら淵、大根おろし、の佳景、石鴨の怪石、共に遊意を發せしむるに足る、加之十一月上旬の頃、此所に遊べば、鶉の焼鳥を賞味するを得べし、

因に曰く此根本の鶉は高津海苔及葵と共に又織物以外の桐生名物の

雪[△] 一たり

美和神社邊の雪には文人騷客の杖を曳くもの多し、鷲峰の晚鏡は雪嵐に其響斷續、誰か家の仕上なるならん、樵音に和し、烟突の烟も益々黒み行く入相の風光、凱旋紀念碑の邊に佇みて、野となく山となく家となき一面の銀世家には寒氣も忘るゝ心地とする、

古[△] 墳[△]

桐生町新宿附近に古墳多く、其三ツ塚最も著名なり、發掘せし古器物類頗る考古の資料に適す、其重なる者は今は帝國博物館に藏めらる、

古[△] 戰場[△]

字原に在り又間の原の古戰場と云ふ

空原[△] なり、

天文十三年七月十五日膳因幡守桐生家を襲はんとし出陣す、同家亦將校を此原に出し接戦す、后天正元年三月十二日由良桐生両氏又此處に

戰[△] ふ、

古[△] 砦[△] 址[△]

字今井宿に在り、殘牆猶存して方形をなす、東西三十間南北三十間、桐生家渡口の戍兵を置きし砦なり、

古[△] 邸[△] 址[△]

十本原に在り、今は稻荷を安置す、祠後双根一幹の老杉あり、古色蒼然可掬、金谷因幡守但氏の邸址なりと、

鑛[△] 泉[△]

藪塚鑛泉は群馬縣新田郡藪塚本町大字藪塚村に在り、泉質單純泉にし

て温度は華氏六十度、鑛泉旅舎數軒ありて一部落をなし、夏時浴客群をなす、桐生より約一里半、

長岡鑛泉は群馬縣新田郡強戸村大字西長岡村に在り、泉質、弱爾亞加里泉にして、喉頭、咽喉氣管支、婦人生殖器の慢性加答兒、痛風、蜜尿病、肝充血、膽石等に特效あり、鑛泉旅舎長生館は浴室清潔なり、桐生より約一里半、藪塚を距ると數丁、

又天満宮の北三丁許に平湯あり、同四里餘の山中に忍山の湯あり、又大間々を去る二里許に梨木あり、皆風塵を避くるに足る

旅[△]店[△]

旅店金木屋、桐生町五丁目、角屋、桐生町四丁目、藤文、桐生町五丁目、東屋、桐

生町五丁目、田川屋、桐生停車場附近等を可とす、
飲[△]食[△]店[△]

其重なる者を擧ぐれば、桐生館、桐生町五丁目、山二、桐生町三丁目、蛭子屋、(桐生町安樂土、青柳、桐生町三丁目、泉新、桐生町三丁目、精養軒、桐生町安樂土、櫻庵、桐生町六丁目、買龜、桐生町六丁目、大金、桐生町二丁目、竹の屋、桐生町六丁目、大黒屋、桐生町三丁目)等なり、桐生地方の名勝を紹介せんが爲め、次に桐生八勝の和歌を擧ぐ、

◎ 桐生八勝

○ 光明寺櫻

二渡信經

このもとの、やみはかくれて、寺の名の

光り明るき、はなのかけかな

海上胤平

はなてらの、はなふくかせは、山の名の

岩木戸とちて、とほさすもかな

やまの井を、みあかくみて、御佛に

書 上 勝 好

をらてさくらの、花たてまつる

澁 澤 宜 三

ささりめて、ちりもかゝらぬ、花寺の

花はほとけも、めてはやすらん

石 原 貴 朝

ささにきと、わかすむやまの、花寺の

かねてちきりし、人につけまし

望 月 千 秋

御嶽山、まつのみとりも埋れて

ふもとのてらの、花さかりかな

小 堀 禪 性

さかさらは、たれかはとはん、うち霞み

いまをさかりの、山てらのはさ

堀 越 光 章

あかすのみ、花見てくらす、山てらの

いり相の、かねの、うらめしきかあ

○ 桐 生 川 蛙

小 島 行 猷

山ふきの、はな見にくれば、桐生川

をりにあひても、なくかはつかな

岡 島 俊 章

名 勝 舊 蹟

二百十九

かへるさの、家路わすれて、なく蛙

きりふ川原に、夜はふけにけり

望月ふく子

おるはたの、あやなす水の、桐生川

いとしめやかに、かはつなくあり

樋口龜海

かみしもの毛の國あひの、桐生川

かなたこあたに、かはつともよふ

稲垣清香

きりふかは、あさせの水に、なく蛙

なかるゝこゑを、ふみやわたらん

川上昌三

よとみなく、たきちなかる、桐生川

こゑもたえせず、かはつなくなり

書上守雄

あさもよし、桐生川原を、ふみゆけは

中里のせに、かはつなくなり

二渡信經

やまふきの、花のかけうく、桐生川

色ある波に、かはつなくなり

小島とく子

こゝをせに、蛙なくなり、あさもよし

桐生かはらの、夕ぐれのそら

小島春比古

さりふかは、里のをとめか、おる機の

手玉もゆらに、なくかはつ哉

○柳 橋 螢

樋口 龜海

岩木戸の川にわたせる、やなきはし

なに、こかれて、螢とふらん

書上 勝好

やあきはし、した行水に、ちるつゆは

ひかりをうつす、螢なりけり

堀越 光章

やなきはし、川風きよき、ゆふくれに

みたれてわたる、夏蟲のかけ

澁澤 宜三

なつむしの、ほたるをみんと、柳橋

夕をかけて、われはきにけり

岩下 有義

いつのよに、わたしそめけん、やなきはし

くつともなしに、どふほたる哉

○白髭杜 夜雨

岩下 有義

よもすから、物おもへとて、しく〜に

小さめふるなり、しらひけの杜

小島教四郎(九年生)

きつね火の、かけほのくらし、夕やみに

小さめそほふる、しらひけの杜

名 勝 齋 蹟

しらひけの、もりのまつかえ神さひて
ふけゆくよはの、雨の静けさ

小堀禪性

二百二十四

さよふけて、こかけしくる、村さめは

よみ人しらす

まつのしつくか、しらひけの杜

石原貴朝

しらひけの、もりのともし火影くらし

まつのこすゑに、小さめふるらん

二渡信經

ねさめする、老のまくらや、ぬらすらん

雨夜ふけゆく、しらひけのもり

○ 吾妻山秋月

書上守雄

あきのよの、つきのかゝみに、うちむかふ

吾妻やまの、すかたよろしも

岡島俊章

あつまやま、木の間かくれに、なくしかの

立處も見ゆる、秋の夜のつき

澁澤宜三

あつまやま、ふもとの里に、いほしめて

くもらぬ秋の、つきを見る哉

望月千秋

名くはしき、吾妻山のつき、見れば

そらもこゝろも、くもらざりけり

名勝舊蹟

二百三十五

二重やま、重なるみねを、ひとへつゝ

望月 ぶく子

見せてそのほる、あつまねの月

小島 とく子

吾妻やま、ふけゆく峰に、かけみえて

たかくもすめる、秋の夜のつき

小島 春比古

眞神なく、こゑさへたかし、吾妻山

をのへにさゆる、あきの夜の月

○小倉山鹿

二渡 信經

をくらやま、紅葉見にし、かへるさを

ふもとにおくる、しかのこゑ哉

小島 行猷

をくらやま、つまとふ夜半の、さをしかは

上毛の國や、たのみなるなん

書上 守雄

よもすから、つまとひわひて、あささりの

をくらのやまに、しかのなくらん

小堀 禪性

をくらやま、みねのもみち葉、かけてりて

つきのかつらに、しかのあくらん

小島 とく子

きりふかき、小くらのやまに、よもすから

はれぬおもひの、しかそなくなる

もみちちる、小くらのやまを、越くれは

あきかせさむく、小しかなくなり

○美和神社暮雪

きりふかは、夕風さねて、ふるゆきに

なみこそこゆれ、みわの神杉

とひわひぬ、しるしの杉も、うつもれて

ゆきにくれ行、みわのやまもと

ともし火の、かけしあければ、ふる雪に
くるゝもしらし、みわのやまもと

小島教四郎(九年生)

二 渡 信 經

小 島 行 猷

澁 澤 宜 三

たつねこし、みわのかみすき、埋れて

しるしもわかぬ、ゆきの夕くれ

あらとなる、みわのやしろの、神垣や

あかぬけしきの、ゆきの夕くれ

まつすきの、すかたもわかす、成にけり

みわのやしろの、ゆきの夕くれ

鈴の音も、いつしかたえて、みわのやま

ゆふへしつけく、つもる雪かな

岡 島 俊 章

樋 口 龜 海

石 原 貴 朝

望 月 ふ く 子

書上勝好

みわのやま、神のひかりも、そはるらん

しるしのすきの、雪のしらゆふ

小島とく子

日くるれど、しるしの杉は、いちしろく

みわのやまもど、雪ふりにけり

小島春比古

ふりはへて、みわの山本、とひきませ

桐生のをかの、ゆきの夕くれ

○ 鷺峰 晩鐘

石原貴朝

わしの峰、松のあらしの、さをひきて

くるゝをいそぐ、かねの音かき

樋口龜海

吹すさふ、やまかせ見えて、わしの峰

入相のかねに、くもそわかるゝ

澁澤宜三

わしの峰、入相告る、かねの音に

しきみ摘さし、かへるのりのし

小島とく子

ゆふくれの、くも間をもれて、きこゆなり

わしのみやまの、いりあひのかね

小島春比古

ねろしくる、わしの高峰の、夕かせに

空よりひゝく、いりあひのかね

名勝舊蹟

◎桐生八景見立發句

七十三翁

柳

圃

○菅公社夜雨
月産むも、風を心の、時雨かある

○鳴神山暮雪

雪晴れて、月も眞白に、昇りけり

○渡良瀬歸帆

菟帆の、舟おもしろし、春の風

○茶臼山晴嵐

松杉は、日の暮やすき、野分かな

○圓山秋月

月澄むや、人さへよらぬ、行幸跡

○桐生川落雁

下るまで、透し見るなり、關の雁

○大野夕照

山や野に、黄昏告る、鶉かな

○圓満寺晚鐘

霧の香や、梢をわたる、鐘の聲

名勝舊蹟

風通織谷種

元造製

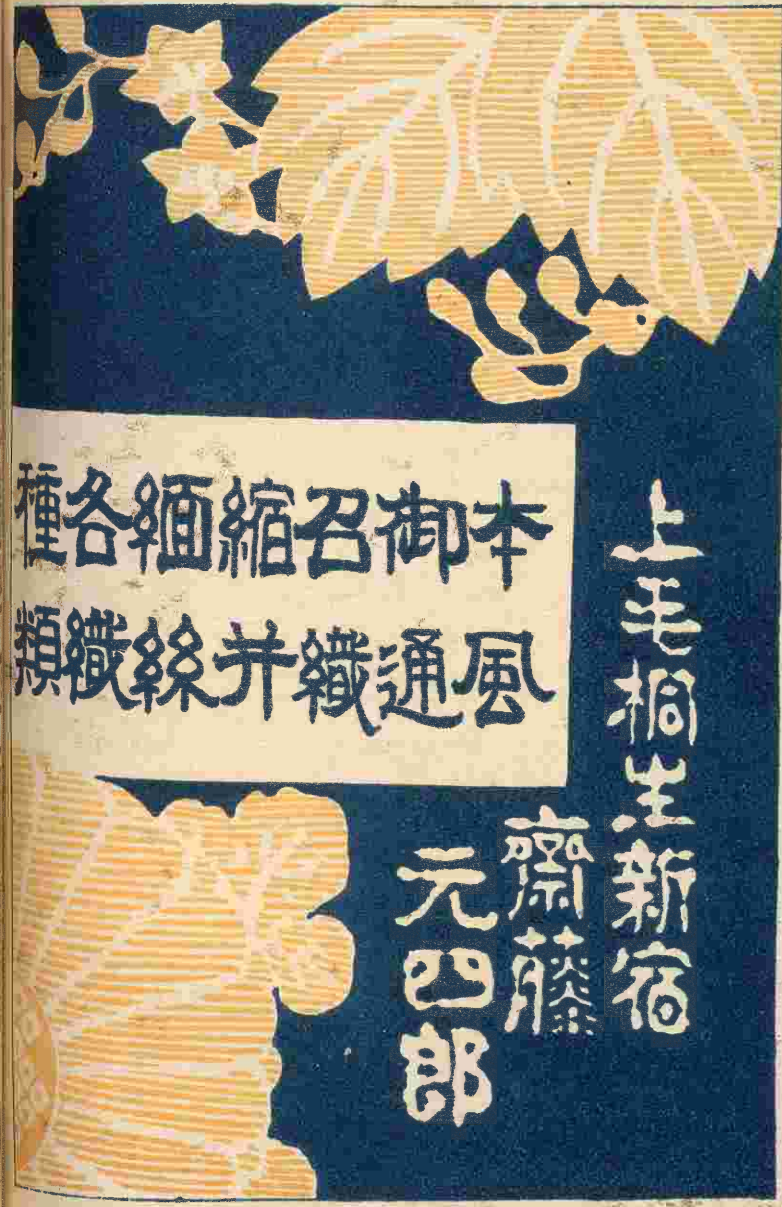
生相名之

場工吉士冨澤岩

御召縮緬
各種製成造

上毛桐生
信澤善助五場

輸送物業
服部織工場主任
服部道知
上州桐生町安樂土
電報發信番名〇八三



上毛桐生新宿

齋藤

元四郎

本御召縮緬各種
風通織并絲織類

西毛織物卸賣仲買商
度量衡販賣



桐生町三丁目

高村勝太郎

電信番号 夕力

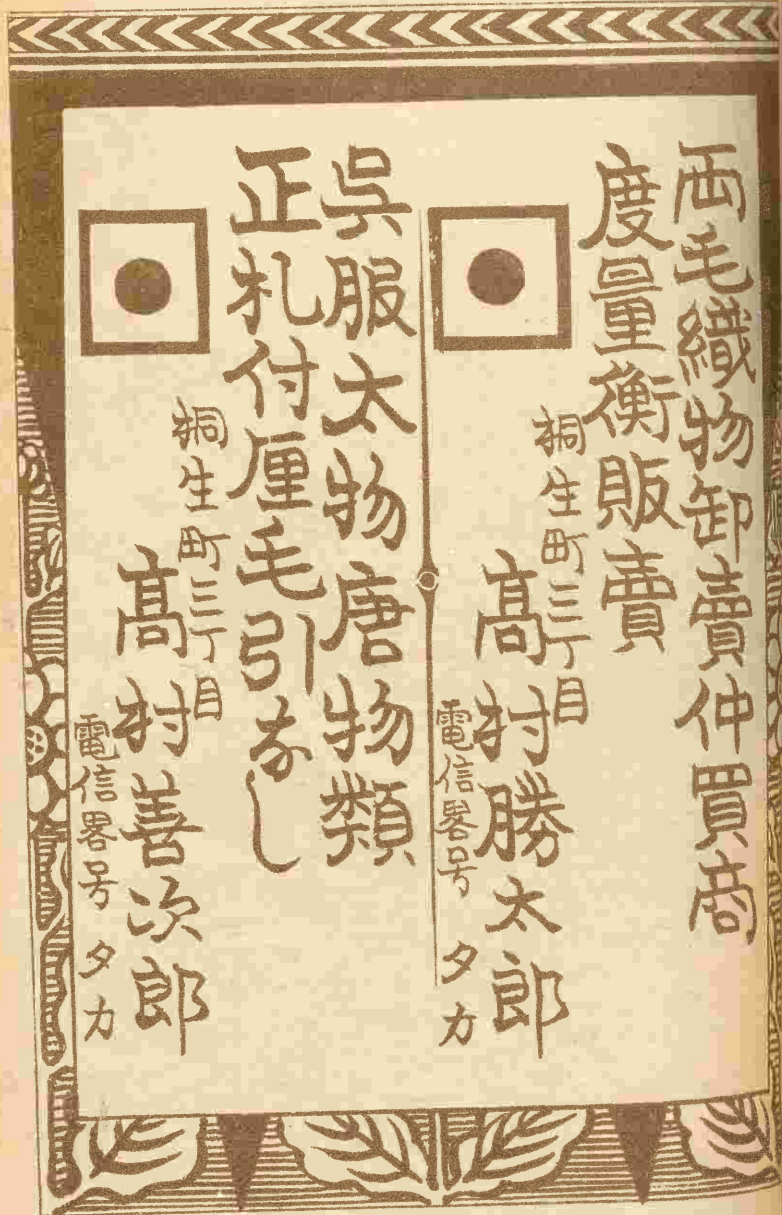
吳服太物唐物類
正札付厘毛引合し



桐生町三丁目

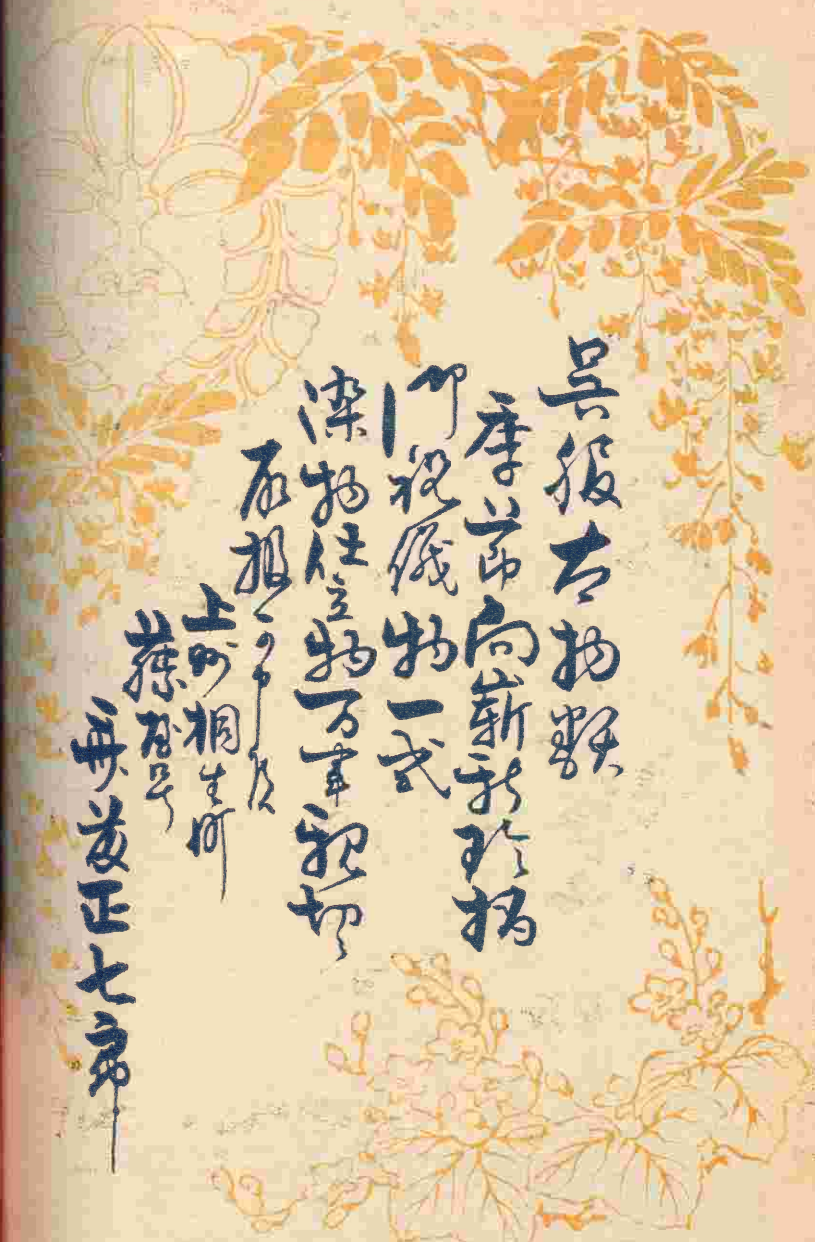
高村喜次郎

電信番号 夕力





分福堂織物五場



号振古物類
 季節向新形物
 一視儼物一式
 漆物仕立物万幸祝切
 石相
 上町桐生所
 藤谷号
 每本正七角

標商錄登



物織

生相本日

衛兵嘉山橫

標商



織珀琥

生相毛上

場五一唯原五

DYESTUFFS AND
CHEMICALS
R. KOBAYASHI.

KIRIU

JOSHU JAPAN



各種染料
諸用織物
諸品
紙砂糖油
諸媒染劑
上州桐生
小林利平

商

登

標

錄

上州

桐生

帶半袖

御婦人用

地襟

蛇の目縹子

加正工場

各種織物製業



生桐毛豆

吾東林水



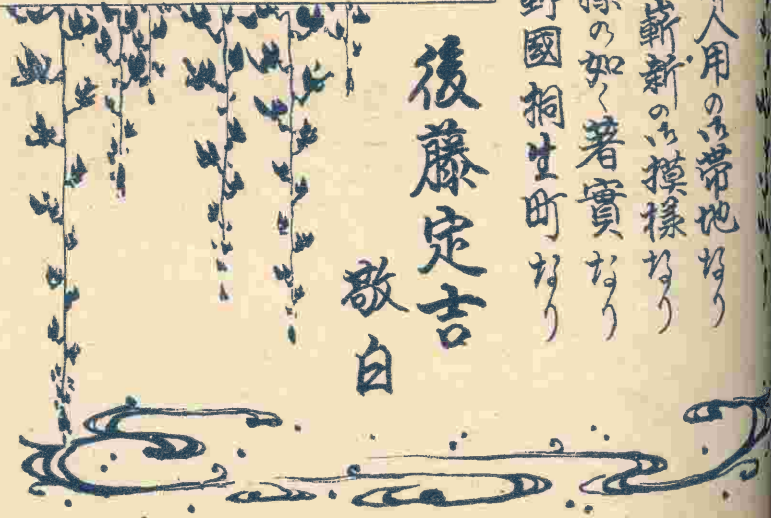
登録商標

後藤定吉製造

はえすの製品を御婦人用の品帯地なり
 はえすの製品を最も最新の模様なり
 はえすの製品を商標の如く著實なり
 はえすの工場を上野國相生町なり

後藤定吉

敬白



齒科治療

上州山田郡桐生町寺目

齒科医 小林清太郎

特許第四四七八號

光澤綿糸 製造 染色 業

光澤綿糸製造ノ儀ハ去ル明治卅三年十二月十七日專賣特許ヲ得爾
 來引續キ經營罷在候處各花主ノ御愛顧ヲ以テ日ニ月ニ隆盛ニ趣キ
 本年九月ヨリ更ニ器械ノ増設ヲ爲シ瓦斯一インゲン一ヲ利用シ專ラ
 花主諸君ノ御満足ヲ計リ精々迅速ニ調進仕候尙光澤染色ニハ一層
 注意ヲ加ヘ需ニ應ズベク候間多少ニ不拘御用向ノ程奉願上候謹白

光澤綿糸製造元

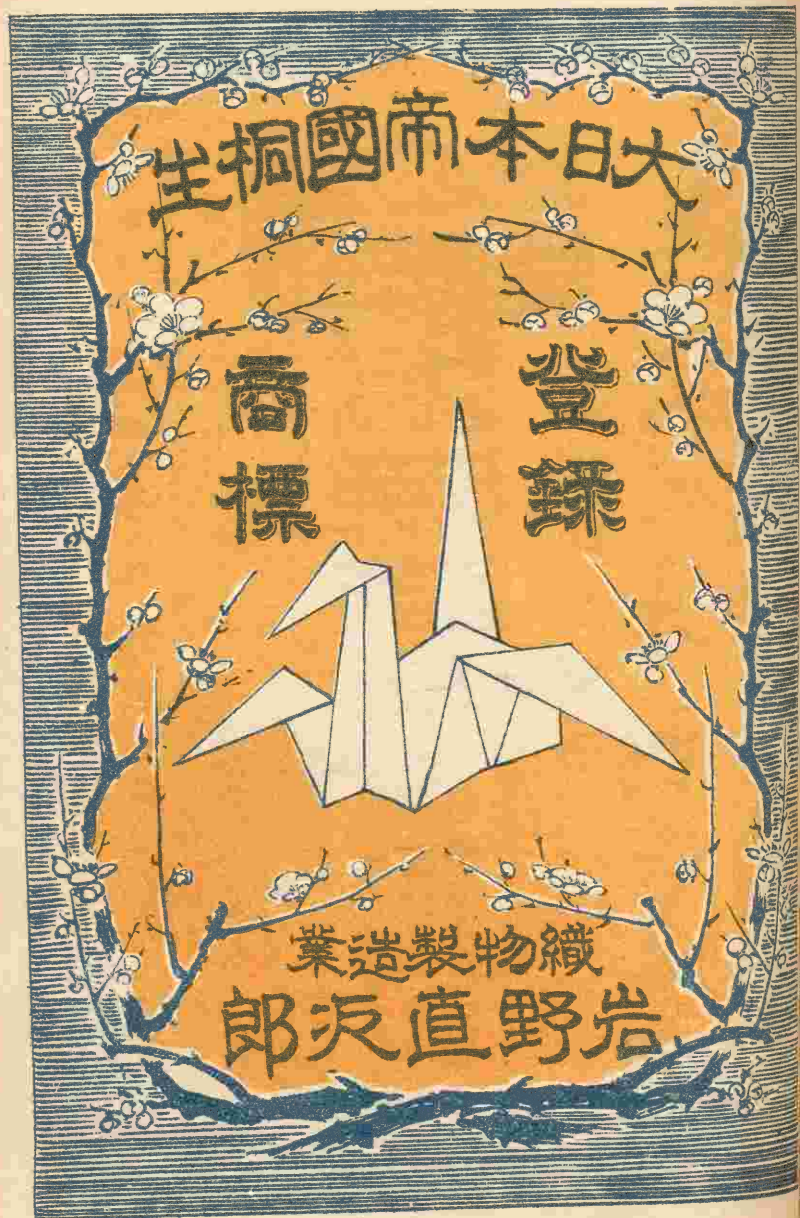
本店 黒川長次郎

群馬縣山田郡桐生町大字新宿

支店 黒川傳次郎

尙光澤綿糸製造器械販賣仕候

染色 整理 業



矢野支店

商品目錄

吳服。太物。洋物類

御祝儀物一式仕立物

御染物御誂之節は精々入念調進可仕候

和洋紙類 諸帳簿

繪具染料 布柳糊

煙草類 砂糖傘類

金物、足袋、鼻緒類、學校用品、其他數品

郵便切手 賣下所

上野國桐生町四丁目

全矢野支店

電信略號(ヤノシ)



ばら印

上毛桐生

小島染工場



熨斗目織
形 雜



改良吉野織御召縮緬

今因學家製造ノ吉野織御召縮緬ハ他ノ製造ト異ニシテ原料ヲ吟味スルハ勿論
其添法ノ如キハ「アリヤリ」ニ多年ノ苦心ト経験トヲ積ミ以テ其効ヲ奏セシメ
變化ノ憂ニ更ニナク其織成ハ職工ヲ擇ミ充分注意ヲ加エ精密ナル絲質添色
堅牢トシテ斬新ナル意匠ヲ應用シ希要者諸君ノ嗜好ニ適スルニ
ナラス御爲筋ノ圖ニ以テ專務トシテ記織物製仕ハ向陸續御購求アラシマ

製 品

市樂織平御召美地御召
熨斗目織刷毛目織
新案裾模様縫取織
五妻コート地

上州桐生新宿

製造元 木村芳太郎

販賣所ハ全國有名ナル呉服店ニアリ

風通 縹珍 縹子 緞子 琥珀 綸子 七子 糸織

桐生織物

羽二重 此外千百種 甲斐絹 結

桐生物產同業組合

營業品目表

織物諸器具製造販賣
全屬小道具品類
燃糸用附屬器具類各種
勸業博覽會有功賞牌受領
萬織物用箴特約大販賣

弊店製造販賣ノ前記各種トモ品質ノ撰擇ハ勿論製造ハ精巧確實ヲ
旨トシ一層勉強迅速ニ調製仕候間舊倍御愛顧御引立ノ程伏而希上
候謹言

上毛桐生町六丁目

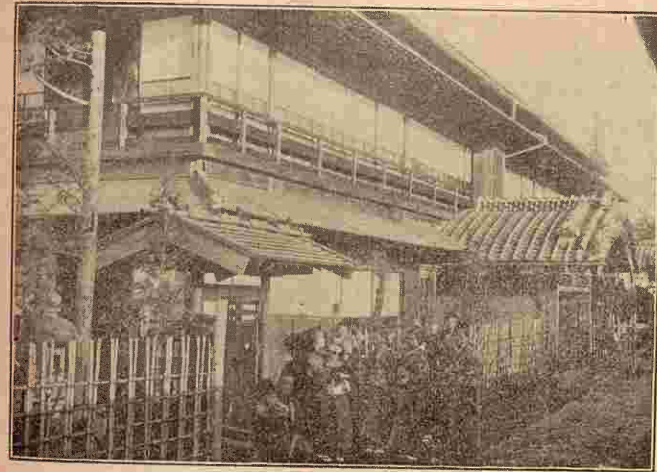
箴師正竹堂代理店 石村儀平

▲度器販賣 ●其他雜品類數種 ▼

琥 珀 織



福 森 工 場



桐 生 館

廣 告

御料理

公會席

御手輕

御茶漬

上州桐生町五丁目
旅舎 金木屋

富 三

弊店儀前記の通り非常大勉強いたし候に付多少共御用被仰付度何卒御引立の程偏に奉希上候以上



類鏡眼双鏡眼緣銀金
 械器圖製鏡微顯械器燈幻真寫
郎四源谷山
 目丁三町生桐縣馬群

和漢洋藥並醫療用品
 中外有名賣藥卸小賣シメツヤ血清
 痘苗、医藥用酒類數品
 和洋ミルク數品並器械
 和漢洋紙數品
 諸官衙御用並學校用封紙類
 學校用文房類數品

大問答絲局業組合証紙賣下所
 桐生物産局業組合証紙賣下所
 上州桐生町(目印)青桐藥舖
 登記商号

大販賣所 **利小林自由堂**
 電信略号ヨリ



堂 隣 愛
 主 桐

所 刷 印 嶋 卷



明治三十六年一月十三日印刷
明治三十六年一月十六日發行

發行所

桐生懇和會

群馬縣山田郡桐生町大字桐生新町

正價金 七 錢

桐生商工業案内奥付

發行者兼
纂者

岩下龍太郎

群馬縣山田郡
桐生町四丁目三百廿番地

印刷者

篠原叶

群馬縣前橋市
曲輪町百五番地

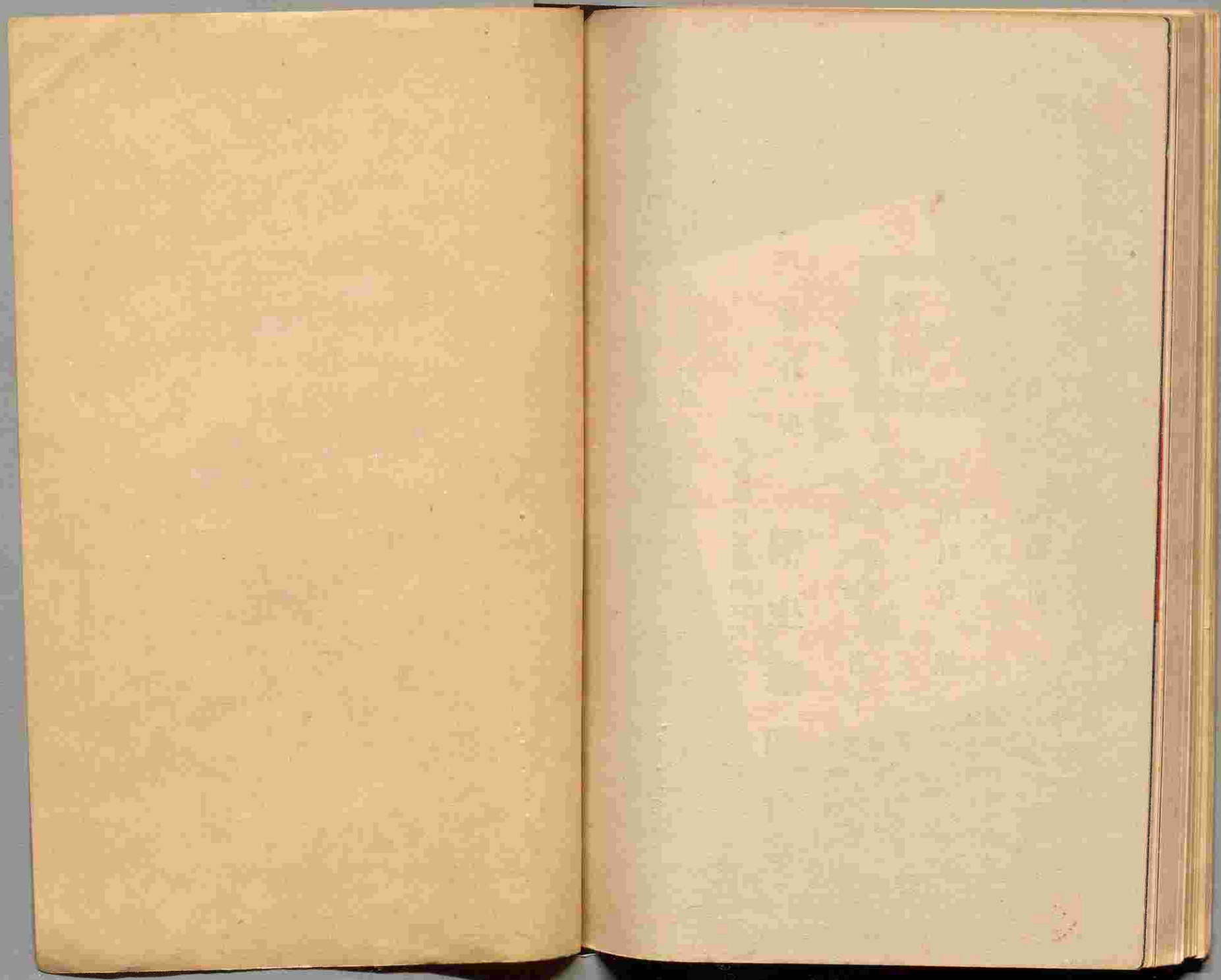
印刷所

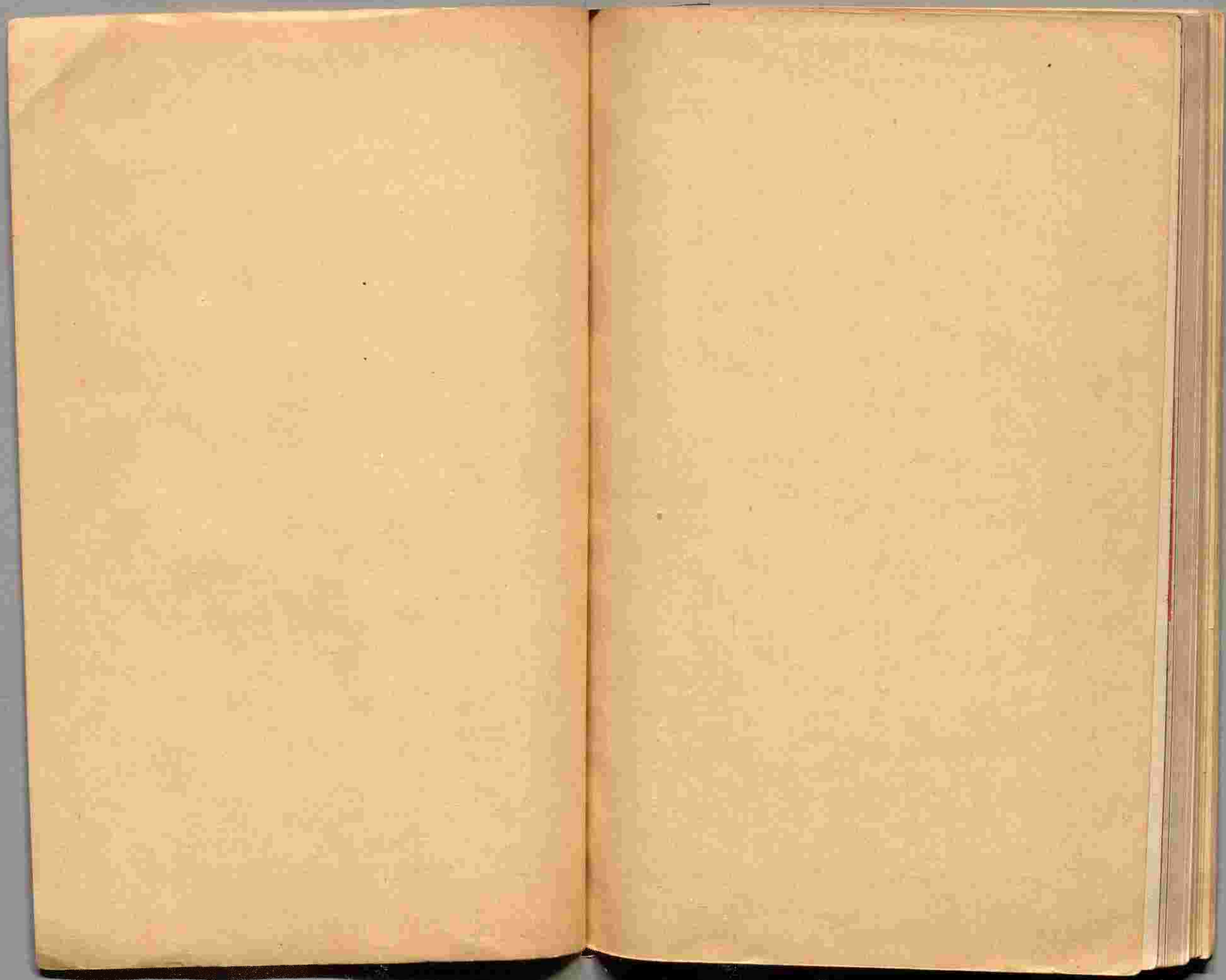
成

右立舍所



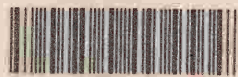
織物製造業
岩下 下助
山田郡桐生町







群馬県立図書館



0238194-5

群馬県立
図書館